

盛岡中央消防署新庁舎及び（仮称）山岸出張所庁舎整備等事業
入札説明書等に対する質問の回答

平成25年3月14日

盛岡地区広域消防組合

本書は、平成25年2月8日（金）から2月15日（金）までの間に受け付けた盛岡中央消防署新庁舎及び（仮称）山岸出張所庁舎整備等事業の入札説明書等に対する質問の回答を公表するものです。

質問の内容は、基本的に質問者の記載のとおりとしていますが、質問の順序は項目順に整理し、誤字脱字等は訂正しております。

質問一覧

No.	資料名	別紙	要求水準 別添資料	タイトル(項目名)	該当箇所						質問内容	回答	
					頁	第○	○	(○)	カナ	(カナ)			英字
1	入札説明書			公共施設等の管理者の名称	2	第2	2					組合員の各市町村の出資割合をご教示下さい。	組合に対しての各市町村の出資はありません。組合の経費については、盛岡地区広域消防組合規約第16条の経費の分担のとおりです。なお、当該規約については、組合のホームページに掲載しています。
2	入札説明書			業務範囲	3	第2	3	(3)				組合が実施する機能移転業務との調整業務等の記載がありませんが、業務要求水準書P72の記載(現庁舎から新庁舎への機能移転が完了後の平成28年6月1日～)から、当該業務は引渡し後に行われるとの理解で宜しいでしょうか。	機能移転(引越し)は、平成28年5月上旬に組合が実施する計画です。
3	入札説明書			業務範囲	3	第2	3	(3)	ア	(ア)	a	土壌汚染調査は、ボーリング調査等と異なり、改正された土対法により、土地所有者が義務付けられているものですが、本件は実施方針の質疑回答No.6にあるように、事業者が調査の必要・不必要を判断するものなのでしょうか？	事業者の提案内容に基づき、盛岡市環境部環境企画課へ土地の形質変更の届出を、事業者にて実施してください。その結果、土壌汚染調査等が必要となった場合は組合にて実施します。
4	入札説明書			業務範囲	3	第2	3	(3)	ア	(ア)	a	平成24年11月21日公表の実施方針等に対する質問回答のNo.449にてご回答いただいた趣旨は、盛岡市条例により、本件二計画値における土壌汚染調査の必要は無い、という理解で宜しいでしょうか。	質問No.3をご参照ください。
5	入札説明書			業務範囲	3	第2	3	(3)	ア	(ア)	a	土壌汚染調査の必要性の判断のために、事業者が合理的に予測するための客観的資料等のリストと入手・閲覧可能な場所をご明示ください。	事業者にてご確認ください。
6	入札説明書			業務範囲	3	第2	3	(3)	ア	(イ)	d	実施方針質疑回答No.8で「維持管理が必要な備品等については入札公告時に示します」とご回答頂いておりますが、それに該当するのは業務要求水準書別紙3-2に記載されたものという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	入札説明書			業務範囲	3	第2	3	(3)	イ	(イ)		出張所に関しては修繕更新業務は一切含まれないということでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	入札説明書			現庁舎の解体撤去業務	4	第2	3	(3)	ウ			事業契約書第5条(6)からは、解体撤去企業とは建設企業を想定されていると思料します。解体撤去工事に係る設計・監理業務は建設企業が行うことはお認めいただけるとの理解で宜しいでしょうか。	解体工事に係る設計業務については、ご理解のとおりです。ただし、工事監理業務については工事監理企業としてください。
9	入札説明書			設計・建設期間	4	2	3	(6)	イ			設計・建設期間には工事における試運転等の期間は含むものとして、別途工事の乗り込み及び機器類のトレーニング期間は含まないと考えてよろしいでしょうか。	情報通信システムの新庁舎内設置等工事が平成27年11月から実施されます。業務要求水準書P71をご参照ください。

No.	資料名	別紙	要求水準 別添資料	タイトル(項目名)	該当箇所							質問内容	回答
					頁	第○	○	(○)	カナ	(カナ)	英字		
10	入札説明書			現庁舎の 解体撤去期間	4	2	3	(6)	イ			新庁舎へ移転什器を移設し、平成28年6月1日から解体開始との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
11	入札説明書			維持管理・運営期間	4	第2	3	(6)	イ	(イ)		本事業では運営業務がないため、「維持管理・運営期間」ではなく「維持管理期間」が正ではないでしょうか。	ご理解のとおりですが、名称としては引き続き「維持管理・運営期間」とさせていただきます。
12	入札説明書			現庁舎の解体撤去期間	4	第2	3	(6)	イ	(ウ)		現庁舎の解体撤去期間の短縮が可能な場合、工期短縮の提案はお認めいただけるのでしょうか。	工期短縮の提案は認めます。
13	入札説明書			予定価格	4	第2	4					内訳について開示をお願いいたします。	内訳を開示する予定はありません。
14	入札説明書			入札参加者の構成等	5	第3	1	(1)				弊社はSPC構成員ではありませんが、構成員に対して備品・家具等の提案を検討しています。その提案先については、競合すると思われる複数の構成員を考えていますが、オの文面では複数に渡る事ができない内容と捉えられますが、複数構成員に対しての提案は許されるものでしょうか？ 弊社としては構成員に対して物品を供給する下請け業務を考えています。又、そのような考えの中、弊社として参加資格確認申請(様式2-10)の提出は必要でしょうか？	SPCの構成員又は協力企業の下請として本事業に関与する場合には、本入札への参加申請は不要です。なお、御社が複数の構成員等に対して提案することを妨げるものではありません。
15	入札説明書			入札参加者の構成等	5	第3	1	(1)				入札には要求水準書【別紙3-1】に記載されている企業も入札参加者として認められるのでしょうか。仕様その他欄や参考メーカー欄に記載されている企業数があまりにも少ないと存じます。	前段についてはご理解のとおりです。なお、参考メーカーの欄は参考として示したものであり、これらメーカーに限ったものではありません。
16	入札説明書			入札参加者の構成等	5	第3	1	(1)	ア	(イ)		現庁舎の解体撤去業務を行う者が構成にありませんが、(イ)新庁舎及び出張所の建設を行う者(以下「建設企業」という。)が現庁舎の解体撤去業務も行うとのご理解で宜しいでしょうか。	解体撤去業務を行う企業は、「建設企業」として参加してください。
17	入札説明書			第3 入札に関する条件等	5	第3	1	(3)	エ	(ア)		法令上求められる資格等がある場合には、これをそなえている者であることとありますが、証明する書類は県登録の証明書のみでよろしいのでしょうか。ご教示お願いします。	資格等を確認できる書類を提出してください。
18	入札説明書			入札参加者の変更	6	第3	1	(1)	ク			「組合が必要であると認められたとき」の具体的内容についてご教示下さい。	「組合が必要であると認められたとき」とは、その時点での個別判断となりますので、一概には示せません。
19	入札説明書			入札参加者の構成等	6	第3	1	(1)	ク			「入札参加者の構成員及び協力企業の変更等は認めない」とありますが、追加はお認め頂けますでしょうか。	追加を認めるか否かについては、その時点での個別の判断とします。

No.	資料名	別紙	要求水準 別添資料	タイトル(項目名)	該当箇所							質問内容	回答
					頁	第○	○	(○)	カナ	(カナ)	英字		
20	入札説明書			入札参加者の構成員等の制限	6	第3	1	(2)				貴組合または貴組合に参加している各自治体が出資 或いは財政的支援や人的支援をされている団体等 は、本件の入札参加者になれるのでしょうか？	ご質問の団体等も入札参加者になれます。
21	入札説明書			入札参加資格要件	7	3	1	(3)	ア	ア		設計企業ならびに工事監理企業の参加資格要件に おいて、一級建築士事務所登録の定めがありますが が、支店(一級建築士事務所登録あり)にて参加申請 を行った場合、支店の技術者に加え、同社の本社 (一級建築士事務所登録あり)の技術者が共同して 要務に当たることは可能(資格要件上問題ない)との 理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
22	入札説明書			入札参加資格の構成員等の資格要件	7	第3	1	(3)	エ	(イ)		「庁舎または事務所の維持管理業務の1年以上の実 績」とありますが、学校等の維持管理実績でもお認め 頂けますでしょうか。	庁舎または事務所の実績に限りません。
23	入札説明書			第3 入札に関する条件等	7	第3	1	(3)	エ	(イ)		庁舎又は事務所の維持管理業務の1年以上の実績 とありますが、庁舎又は事務所の広さに基準はあるの でしょうか。また民、官どちらの実績でもよろしいの でしょうか。ご教示をお願いします。	庁舎又は事務所の広さの基準はありません。官と民 の両方の実績を認めます。
24	入札説明書			第3 入札に関する条件等	7	第3	1	(3)	エ	(イ)		実績を証明するために提出する書類は、契約書の写 しでよろしいのでしょうか。ご教示をお願いします。	契約書及び仕様書の写しを提出してください。
25	入札説明書			入札に関する留意事項	9	第3	1	(5)	エ	(イ)		複数の提案を行うことができないという記載が有り ますが、構造や仕上げなどのオプション提案も不可と いうことでしょうか。	オプション提案は認めません。
26	入札説明書			入札スケジュール	10	第4	1					第1回質問回答公表日の翌日から参加表明書及び 資格確認書類の受付が始まるスケジュールとなっ ていますが、参加表明に係る資料の作成・準備に当 たり、質問回答の確認が必要です。参加表明に係る 質問については、3/14を待たず、早期の公表を希 望します。	3月11日に公表しております。
27	入札説明書			入札スケジュール	10	第4	1					参加表明に係る資料には各構成員の捺印が必要と なる書類があり、相当の準備期間を要します。よっ て、参加表明に係る質問については、3/14を待 たず、早期の公表をお願いします。	質問No.26をご参照ください。

No.	資料名	別紙	要求水準 別添資料	タイトル(項目名)	該当箇所							質問内容	回答	
					頁	第○	○	(○)	カナ	(カナ)	英字			
28	入札説明書			入札スケジュール	10	第4	1						参加表明の時期が、入札公告から1ヶ月半であり、また質問回答直後となっていることから、参加可能かどうか判断する期間が不足することを憂慮しております。参加表明の時期について見直しをお願いできますでしょうか。	原文のとおりとします。
29	入札説明書			入札スケジュール	10	第4	1						個別対話の内容は原則として公表しないことから、提案作成の時間を十分に確保するため、第2回質問回答は個別対話を待たず、早期の公表を希望します。	個別対話の内容は、原則として公表ませんが、個別対話の内容によっては、第2回質問の回答に反映させる可能性があることから、回答時期については、原文のとおりとします。
30	入札説明書			入札スケジュール	10	第4	1						個別対話の内容は原則として公表しない、とあるので、第2回質問回答は個別対話を待たず、早期の公表をお願いします。	質問No.29をご参照ください。
31	入札説明書			入札参加資格確認申請等の提出 エ 提出方法	10	第4	2	(3)	エ				入札参加資格確認審査に関する提出書類を持参する者は代表企業の営業担当者を予定しています。この場合、申請者提出に係る代理人への委任状は必要ないのでしょうか。	不要です。
32	入札説明書			提出方法	11	第4	2	(3)	エ				入札参加資格確認申請書を持参する場合も2重封筒に封入するという理解でよろしいでしょうか。	持参する場合は、二重封筒とする必要はありません。
33	入札説明書			入札参加資格確認審査の結果通知	12	第4	2	(4)					結果通知の方法をご教示ください。	組合より、書面にて通知します。
34	入札説明書			質問の受付(第2回)提出方法	12	第4	2	(5)					第2回質問の受付期間中(3/22~29)に入札参加資格確認審査が通知(3/27)されますが、様式1-4から判断して、第2回質問は代表企業がまとめて提出する必要はないとの理解で宜しいでしょうか。	グループの代表企業が取りまとめの上、提出してください。
35	入札説明書			質問の受付(第2回)	12	第4	2	(5)					質問の受付(第2回)は、第1回の質問回答に対する質問を受け付ける、ということは、第1回質問受付に質問されていない内容等は質問できない、という理解で宜しいですか。	ご理解のとおりです。
36	入札説明書			質問の受付 (第2回)	12	4	2	(5)	イ	回			質問の際に図表等の資料を添付することは可能でしょうか。なお、それら資料は回答時に公表しないと考えるてよろしいでしょうか。	質問及び回答の内容が入札参加者に、より正確に伝わると判断した場合は、図表等を公表することがあります。
37	入札説明書			個別対話	12	第4	2	(6)	カ				個別対話の詳細は受付後に通知する、とありますが、1グループにおける個別対話の時間等に制限はございませんか。	個別対話の時間は1グループ当たり80分程度を予定しています。実施時期については、4月10日または11日を予定しています。詳細については、別途お知らせします。

No.	資料名	別紙	要求水準 別添資料	タイトル(項目名)	該当箇所							質問内容	回答
					頁	第○	○	(○)	カナ	(カナ)	英字		
38	入札説明書			申込方法	13	第4	2	(6)	ウ			個別対話参加申込時において、様式3-2に記載する個別議題の主旨をより分かりやすくするために、資料等を添付することは可能でしょうか。	可能です。
39	入札説明書			入札参加者との個別対話の実施	13	第4	2	(6)	カ	(ア)		組合が判断した事項については(中略)公表する場合があります、とありますが、判断前に当該事項に係る応募者の意見はお聞き頂けるのでしょうか？	公表前に当該事項に係る応募者のご意見を聞く予定です。
40	入札説明書			提案書類の提出方法	13	第4	2	(7)	エ			提案にあたり、金融機関からの資金調達に関する「融資確約書」及び「融資関心表明書」を添付することは可能でしょうか。また、添付する際の書式の制限(大きさ等)等はありませんでしょうか。	金融機関からの関心表明書等を添付することは可能です。書式や枚数の制限はありませんが、様式11-2の後に添付することになりますので、A4判としてください。
41	入札説明書			開札	14	第4	2	(8)	カ			身分証明書は、免許証等でよろしいでしょうか。あるいは社員証でしょうか。	開札場に入場する者が、入札参加者又は代理人であることが確認できるものであれば、証明書の種類は問いませんが、顔写真があるものとします。
42	入札説明書			開札	14	第4	2	(8)	コ			予定価格の範囲内の入札書を提出した者を発表し、入札価格の公表は行わない、とありますが、つまり、入札書類及び提案書類等を審査される入札参加者(チーム)を発表する、との理解で宜しいですか。	ご理解のとおりです。
43	入札説明書			提案書に関するヒアリングの実施	15	第4	2	(12)				模型等の持ち込みは禁止とありますが、模型以外に持ち込みが禁止されるものの詳細はいつお知らせいただけるのでしょうか？	詳細については、ヒアリングの日時や場所等の通知と併せてお知らせします。
44	入札説明書			基本協定の締結	17	第6	1	(1)	イ			事業契約締結までの間に入札参加資格要件を欠くに至っても、失格要因とはならず、契約締結は成されるという理解で良いのでしょうか？	基本協定書(案)第10条をご参照ください。
45	入札説明書			事業契約の締結	17	第6	1	(3)	ア			選定事業者とは、SPCとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
46	入札説明書			契約の手続き 事業契約の締結	17	第6	1	(3)	エ			「故意に事業契約を締結しない場合」とありますが、指名停止等の過失が原因で資格要件を失うなどの理由による場合は対象外という理解でよいのでしょうか。	基本協定書(案)第10条をご参照ください。
47	入札説明書			事業契約の締結	17	第6	1	(3)	エ			“違約金として落札額の100分の10に相当する金額”とありますが、“落札額”とは、別紙1「サービス対価の算定及び支払方法」P.4第3「入札価格と落札価格」における“落札価格”と同義と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	別紙	要求水準 別添資料	タイトル(項目名)	該当箇所							質問内容	回答
					頁	第○	○	(○)	カナ	(カナ)	英字		
48	入札説明書			事業契約の締結	17	第6	1	(3)	オ			2行目の「入札」とは、本事業における入札のみを意味しているとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
49	入札説明書			契約の手続き 手続きにおける交渉の有無	18	第6	1	(4)				事業仮契約書(案)の内容について、実施方針公表以降の質疑回答に照らし合わせながら内容の確認や、P18の「予想されるリスクと責任分担」に記載が有るような、契約協議の場は設けて頂けるとの理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
50	入札説明書			手続きにおける交渉の有無	18	第6	1	(4)				手続きにおける交渉の有無はなし、とのことですが、事業契約書等における解釈の確認等は可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
51	入札説明書			選定事業者の権利義務等に関する制限	18	第6	2	(1)□□				事業者がプロジェクトファイナンスで資金調達を行う場合、金融機関に担保提供を求められます。融資条件に問題がなければ、基本的には債権譲渡や担保提供等は承諾していただけるという理解でよろしいでしょうか。	基本的にはご理解のとおりですが、契約交渉時に判断します。
52	入札説明書			土地の取得に関する事項	18	第6	2	(5)				貴組合が盛岡市から借地する期間は、本事業期間内に終了されることはないという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
53	入札説明書			土地の取得に関する事項	18	第6	2	(5)				出張所建設予定地につき、組合が取得するのは盛岡市から取得するのでしょうか？	盛岡地区広域土地開発公社から取得するものです。
54	入札説明書			土地の取得に関する事項	18	第6	2	(5)				出張所建設予定地を組合が取得されるのはいつを予定しているのでしょうか。	平成25年度第一四半期に取得する予定です。
55	入札説明書			土地の取得等に関する事項	18	第6	2	(5)				新庁舎、出張所の建設予定地の借用、取得は、事業スケジュールに影響なく行われるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
56	入札説明書			金融機関等との直接協定の締結	19	第6	3	(3)				直接協定の様式や締結内容、時期については、選定事業者が決定後、資金提供予定金融機関と組合が個別に協議すると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
57	入札説明書			金融機関等との直接協定の締結	19	第6	3	(3)				直接協定の締結の基本的目的は、SPCによる本事業の継続が困難となった場合などに、SPCに融資する金融機関等が、本事業の継続を目的とし、一定の介入を行うことを可能とするにあるとの理解で宜しいでしょうか。	左記内容を含めたものになると想定しております。

No.	資料名	別紙	要求水準 別添資料	タイトル(項目名)	該当箇所						質問内容	回答
					頁	第○	○	(○)	カナ	(カナ)		
58	入札説明書										2月7日開催の入札説明書等説明会でのプレゼン資料を公表していただきたいと存じます。	組合のホームページに掲載します。
59	入札説明書										2月7日開催の入札説明書等説明会でのプレゼン資料が入札説明書等資料にございません。公表をお願いします。	質問No.58をご参照ください。
60	入札説明書	1		サービス購入対価の内訳	2	第1	2				融資関連手数料等、割賦原価A・Bで分けられない費用は合算を割賦原価Aとして区分しても宜しいでしょうか。融資額に応じた按分となりますでしょうか。これら以外に指定の方法があればご提示願います。	融資関連手数料等については、融資額に応じて按分してください。
61	入札説明書	1		サービス対価の内訳 解体撤去費	2	第1	2				解体撤去費にも周辺家屋影響調査及び近隣対策業務費、電波障害調査及び対策費など、必要となる費目は含むのでしょうか。それとも、サービス対価Bにすべて含むという意味でしょうか？	解体撤去業務を実施するにあたり必要となる費目については、解体撤去費(サービス対価C)に含めてください。
62	入札説明書	1		消費税等	2	第1	2				サービス対価A、B及びCの消費税等にはA、B、Cと記載がありますが、サービス対価D、E及びFの消費税等には、記載がありません。理由があるのでしょうか。	サービス対価D、E、Fに係る消費税等は、それぞれ消費税等D、E、Fに修正します。
63	入札説明書	1		支払方法の基本的事項	3	第2	2				サービス対価は年2回の支払ですが、実際に事業者が行う請求スケジュールは、4月に6ヶ月分を請求し、5月頃に事業者を支払われる(前払)と考えてよろしいでしょうか。資金調達に伴う返済月の検討に必要な情報でありご教授願います。	後払いとなります。なお、上半期分は10月に、下半期分は4月にそれぞれ6か月分を請求し、請求から30日以内に支払うものです。
64	入札説明書	1		支払方法の基本的事項	3	第2	2				解体撤去工事が平成29年3月31日より前に終了することをお認めいただける場合、解体撤去費(サービス対価C)も早めて支払いを受けることは可能でしょうか。	可能です。解体撤去業務が完了し、組合が事業者からの請求を適法に受領した後30日以内に一括で支払う予定です。
65	入札説明書	1		支払方法の基本的事項	3	第2	2				「毎回、組合が事業者からの請求を適法に受領した後30日以内に支払うものとする」とありますが、事業者は各回の期間が終了した後に組合へ請求書を提出するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	別紙	要求水準 別添資料	タイトル(項目名)	該当箇所							質問内容	回答
					頁	第○	○	(○)	カナ	(カナ)	英字		
66	入札説明書	1		(1)施設整備費(サービス対価A及びB)	3	第2	3	(1)	ア			元利均等償還とのことですが、割賦手数料の基準金利が10年後に見直されることから、i)初回基準金利決定日においては、20年間元利均等償還となる各回の割賦原価を算出し、ii)10年後の基準金利決定日においては、その時点で残存する割賦原価をもとに10年間元利均等償還となる各回の割賦原価を算出する、という理解でよろしいでしょうか。	10年後の残存割賦原価は、当初の割賦原価の半額となるようにしてください。
67	入札説明書	1		施設整備費(サービス対価A及びB)	3	第2	3	(1)	ア			“割賦原価及び割賦手数料の合計額が毎回同額となるように支払うものとする(元利均等償還)。”とのことですが、割賦手数料の計算期間が短くなる第1回目の支払合計額に就いても、第2回目以降の支払合計額と同額とする、という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
68	入札説明書	1		割賦原価	3	第2	3	(1)	ア			「各事業年度の割賦原価(消費税等相当額を除く。)の支払額と下記イに示す割賦手数料の合計額が毎回同額となるように支払うものとする(元利均等償還)。」とありますが、割賦手数料の計算期間が異なる第1回目のみ、同額とはならないとの認識でよろしいでしょうか。	第1回目も同額となるようにしてください。
69	入札説明書	1		適用金利	4	第2	3	(1)	イ			“適用金利”と“基準金利”とは同義と考えて宜しいでしょうか。	基準金利の決定日における適用金利が基準金利となります。
70	入札説明書	1		基準金利の決定日	4	第2	3	(1)	イ	(イ)		金利見直し後における割賦原価の支払額と割賦手数料の合計が毎回同額に支払うものとするがありますが、元利均等返済の場合の例として、金利見直し時にもう一度、残りの割賦原価合計金額に新しい金利を勘案した元利均等返済に計算し直し、支払額が変更されると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
71	入札説明書	1		入札価格の算定に当たっての提案金利	4	第2	3	(1)	イ	(ウ)		入札価格算定の為の基準金利については組合からも公表をお願いします。	基準金利については、組合から公表する予定です。
72	入札説明書	1		解体撤去費	4	第2	3	(2)				事業者が解体撤去費の請求を組合に提出する時期は、当該工事が完了し組合の確認をいただければ、必ずしも平成29年3月31日までという規定の期間終了後まで待つ必要はないとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。質問No.64をご参照ください。
73	入札説明書	1		各費用の支払額の算定方法 維持管理費	4	第2	3	(3)				修繕更新業務費は4区分のうち各区分の支払額設定は、事業者の采配で提案できるという事で良いのでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	別紙	要求水準 別添資料	タイトル(項目名)	該当箇所							質問内容	回答
					頁	第○	○	(○)	カナ	(カナ)	英字		
74	入札説明書	1		各費用の支払額の算定方法	4	第2	3	(3)				維持管理費は、引渡日以降事業期間にわたり支払われますが、引渡日が平成28年4月よりも早まった場合には、早まった分の維持管理費は、本項の記載に係わらず支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	引渡日は、平成28年4月30日としております。これよりも引渡日が早まることは想定しておりません。
75	入札説明書	1		維持管理費	4	第2	3	(3)				引渡し日の翌日から、と記載がありますが、平成28年5月1日から、との理解で宜しいですか。	ご理解のとおりです。
76	入札説明書	1		維持管理費	4	第2	3	(3)				対象支払回第1回は、 $a \times 5/6$ 、と記載があり、第2回は a 、と記載がありますが、事業期間を4区分して各回同額を支払う、ということは、第2回支払いは、 a ではなく、 $a \times 1/6$ だと思いますが、いかがでしょうか。	第2回～第10回における各回の支払は、 a (6ヶ月分)とし、第1回は5ヶ月分となりますので、 $a \times 5/6$ としています。
77	入札説明書	1		その他の費用	5	第2	3	(4)				引渡し日の翌日から平成28年9月30日までの事業者の運営費は、他の支払額の6分の5に相当する金額、ということ、維持管理初年度の10月1日から翌年の3月31日までの支払額は、他の年度の支払額の1/6ということ、で宜しいですか。	基本的な考え方は、質問No.76と同様です。
78	入札説明書	1		サービス対価の内訳の算定	5	第4						サービス対価の内訳は各段階において精査し、平成27年9月30日までに確定するとありますが、平成27年9月30日以降に要求水準などの変更が生じた場合も適宜見直しを行い事業費の変更を行っていただけたとの理解で宜しいでしょうか。	平成27年9月30日以降に要求水準などの変更が生じた場合にも、適宜見直しを行うこととします。
79	入札説明書	1		サービス対価の内訳の算定	5	第4						建設期間中である平成27年9月30日に事業費の算定を行う理由は、P6に記載の通り、施設整備費の物価変動の対象が平成27年6月30日までに購入あるいは請求したものによるためと思料しますが、引渡しまで10ヶ月残した時点で区切る根拠が不明です。特に労務費については残り10ヶ月の変動リスクを事業者が負担することになり、物価変動による改訂の趣旨にそぐわないと思われれます。盛岡市工事請負契約約款に準じた条項に修正していただけないでしょうか。	原文のとおりとします。また、平成27年9月30日に事業費算定を行う理由は、翌年度の予算編成手続きと整合を図ったものであり、そのために、施設整備費の物価変動の対象をその3ヶ月前にあたる平成27年6月30日までとしたものです。なお、賃金水準の変更日は毎年4月を想定しているものです。
80	入札説明書	1		サービス対価の内訳の算定	5	第4						平成27年9月30日までに確定するとあるが、その日にした根拠をご教示ください。	質問No.79をご参照ください。

No.	資料名	別紙	要求水準 別添資料	タイトル(項目名)	該当箇所							質問内容	回答	
					頁	第○	○	(○)	カナ	(カナ)	英字			
81	入札説明書	1		サービス対価の内訳の算定	5	第4							本章は、施設整備費の改訂を想定していると思われるが、維持管理業務の要求水準が変更になる場合も想定され、その時期は現時点では確定できません。従って、組合の確認を受ける時期としては、「その他要求水準の変更等が生じた時」を追加すべきではないでしょうか。	「その他要求水準の変更等が生じた時」を追加し、修正します。
82	入札説明書	1		基本的な考え方	5	第5	1						次号で施設整備費についても物価変動に基づく改訂が規定されているため、「原則として改訂を行わない」ではなく、「物価変動に基づく改訂を行う」が正ではないでしょうか。	施設整備費については、「特別な要因」や「予期することのできない特別な事情」に基づく改定であることから、「原則として改定を行わない」と記載しております。
83	入札説明書	1		サービス対価の改定	5	第5	1						施設整備費は「原則として改定を行わない」とありますが、組合の割賦債務である施設整備費は、一切改定されることは無いとの理解でよろしいでしょうか。	第5.2「施設整備費の物価変動に基づく改定」をご参照ください。
84	入札説明書	1		サービス対価の算定及び支払方法	5	第5	2	(1)					「特別な要因により…」とありますが具体的に何か想定されている要因があるようでしたら、ご教示頂けないでしょうか。	「特別な要因」とは、一概に定義できませんが、東日本大震災に係る復興需要に起因するものを含めて考えています。
85	入札説明書	1		施設整備費の物価変動に基づく改定	6	第5	2	(1)					日本国内における価格と記載されていますが、東日本大震災以降、特に東北地方における物価上昇が顕著となり、政府も抜本的措置の検討を開始した処です。日本国内の平均値ではなく、盛岡市内における価格として頂けないでしょうか。	盛岡市の指標があるものについては、これを採用するものとします。
86	入札説明書	1		物価変動に基づく改定	5~6	第5	2	(1)	イ	-	-		インフレ変更基準日を事業契約締結時にしていただけないでしょうか。 PFI事業の場合、入札から着工までの期間が従来発注工事と比較しても長いからです。	原文のとおりとします。
87	入札説明書	1		施設整備費の物価変動に基づく改定	6	第5	2	(1)	イ				PFI事業では、事業契約日から着工までの長期間における建設費上昇が大きなリスクとなります。ここで規定された方法でしか工事費変動措置が取られない場合、応募者はリスク分を加味して応札せざるを得ず、貴組合に取られVFMの最大化を図ることが困難になると懸念致します。地域性が現れる指標を用いて、事業契約日を基準日とし、着工日との比較において、工事費全体の再計算を可能とする方法をお取りいただけないでしょうか。	質問No.86をご参照ください。
88	入札説明書	1		サービス対価の改定	6	第5	2	(1)	イ				単品スライドの基準日が着工日となっていますが、PFI事業の場合、事業契約日から着工までの期間が長く、事業者にとって極めて大きなリスク期間となりますので、基準日を事業契約日として頂けないでしょうか。	質問No.86をご参照ください。

No.	資料名	別紙	要求水準 別添資料	タイトル(項目名)	該当箇所						質問内容	回答	
					頁	第○	○	(○)	カナ	(カナ)			英字
89	入札説明書	1		基準日等	6	第5	2	(1)	イ			(2)イにも該当しますが、本事業では、入札時の建設費確定から資機材発注まで、約1年間です。着工日を基準日とすると、入札時から着工日までの間に上昇下落も含め著しい物価変動があったにも係らず、着工日から平成27年6月30日の間の変動が僅かな場合、物価スライドが適用されない場合も想定されます。従来方式との違いを考慮いただき、基準日は入札日に変更していただくよう、ご検討下さい。	質問No.86をご参照ください。
90	入札説明書	1		施設整備費の物価変動に基づく改定	6	第5	2	(1)	ウ			単品スライドの適用対象が「鋼材類及び燃料油」とありますが、東北地方で現在値上がりが見られるのはこれだけに限らず、今回指定されている構造体に関わるコンクリート、型枠など材工ともに物価が上昇しています。適用対象については適宜協議の上定める方法方法を取って頂けないでしょうか。	原文のとおりとします。
91	入札説明書	1		施設整備費の物価変動に基づく改定	6	第5	2	(1)	ウ			平成27年6月30日までに購入したものに限り御座いますが、PFI事業の特徴は、事業契約から着工までの期間に建設物価上昇リスクが顕在化し、SPCによる円滑な事業運営の阻害要因となります。よって、購入の有無如何ではなく、事業契約日の建設費総額の措置を取って頂きたくお願い申し上げます。	原文のとおりとします。
92	入札説明書	1		サービス対価の改定	6	第5	2	(1)	ウ			適用対象が「鋼材類及び燃料油」となっていますが、コンクリートや型枠、その他工事に関する労務費も対象として頂けないでしょうか。	質問No.90をご参照ください。
93	入札説明書	1		サービス対価の算定及び支払方法	6	第5	2	(1)	ウ			物価変動の適用対象に対し「平成27年6月30日までに購入したものに限り」と記載がありますが、建設工事は平成28年4月末まで、現庁舎の解体期間は平成28年6月1日から平成29年3月31日までであり、記載の期間以降にも物価変動による整備費の上昇が考えられます。その間に発生した物価変動による整備費、解体費の改定は行われませんか。	原文のとおりとします。
94	入札説明書	1		施設整備費の物価変動に基づく改定	6	第5	2	(1)	エ			物価資料等の記載が御座いますが、月刊資料とあっても実情と数か月のずれが生じます。よって、基準日時点で出ている月刊資料を採用するのではなく、基準日から当該月の分を加味した時点の資料としていただけないでしょうか。	原文のとおりとします。

No.	資料名	別紙	要求水準 別添資料	タイトル(項目名)	該当箇所							質問内容	回答
					頁	第○	○	(○)	カナ	(カナ)	英字		
95	入札説明書	1		施設整備費の物価変動に基づく改定	6	第5	2	(1)	エ			記載の(ア)～(ウ)の資料において、全国平均価格ではなく、最も盛岡という地域性に近い価格データを採用して頂けないでしょうか。全国平均価格では、実情に近い査定が困難です。	質問No.85をご参照ください。
96	入札説明書	1		施設整備費の物価変動に基づく改定	6	第5	2	(2)				PFI事業では、事業契約日から着工までの長期間における建設費上昇が大きなリスクとなります。ここで規定された方法でしか工事費変動措置が取られない場合、応募者はリスク分を加味して応札せざるを得ず、貴組合にとってVFMの最大化を図ることが困難になると懸念致します。地域性が現れる指標を用いて、事業契約日を基準日とし、着工日との比較において、工事費全体の再計算を可能とする方法をお取りいただけないでしょうか。	質問No.86をご参照ください。
97	入札説明書	1		施設整備費の物価変動に基づく改定	6	第5	2	(2)				予期することのできない特別の事情とありますが、これには東日本大震災以降上昇している建設物価の動向も含まれるという理解でよろしいでしょうか。予期できても、どこまで上昇するかは事業にとって大きなリスク要因となっております。	東日本大震災以降上昇している建設物価の動向も含まれます。
98	入札説明書	1		サービス対価の算定及び支払方法	6	第5	2	(2)				「予期することのできない特別の事情により…」とありますが、ご当局で想定されていることをご教示頂けないでしょうか。	「予期することのできない特別の事情」とは、一概に定義できませんが、東日本大震災に係る復興需要に起因するものを含めて考えています。
99	入札説明書	1		施設整備費の物価変動に基づく改定	6	第5	2	(2)	ア			「東日本大震災に伴う賃金等の変動に対する盛岡市工事請負契約約款第25条第6項(いわゆる「インフレスライド条項」)の運用基準について」には、全体スライドとの併用も可能と記載されていますが、本事業においても同様の理解でよろしいでしょうか。	第5.2「施設整備費の物価変動に基づく改定」に記載したとおり、単品スライド及びインフレスライドのみを適用するものとし、全体スライドは適用しません。
100	入札説明書	1		施設整備費の物価変動に基づく改定	6	第5	2	(2)	イ			スライドの基準日が着工日の属する月となっておりますが、PFI事業の場合事業契約日から着工までの期間が事業者にとって最大のリスク期間となりますので、基準日を事業契約日として頂けないでしょうか。	質問No.86をご参照ください。

No.	資料名	別紙	要求水準 別添資料	タイトル(項目名)	該当箇所							質問内容	回答
					頁	第○	○	(○)	カナ	(カナ)	英字		
101	入札説明書	1		施設整備費の物価変動に基づく改定	6	第5	2	(2)	ウ			平成27年6月30日までに請求のあったものに限るとありますが、施設の引き渡しは平成28年4月30日であり、東日本大震災の復興需要に伴い引き渡しまでの期間も物価が変動する可能性があります。請求可能な適用範囲としては、例えば施設引渡し前2か月程度までお認めいただけないでしょうか。	原文のとおりとします。
102	入札説明書	1		インフレスライドの適用対象	6	第5	2	(2)	ウ			平成27年6月30日まで、と期限を決めた明確な根拠をご教示下さい。	質問No.79をご参照ください。
103	入札説明書	1		サービス対価の算定及び支払方法	6	第5	2	(2)	ウ			物価変動の適用対象に対して「平成27年6月30日までに請求のあったものに限る」と記載がありますが、建設工事は平成28年4月末まで、現庁舎の解体期間は平成28年6月1日から平成29年3月31日までであり、記載の期間以降にも物価変動による整備費の上昇が考えられます。その間に発生した物価変動による整備費、解体費の改定は行われませんか。	質問No.93をご参照ください。
104	入札説明書	1		施設整備費の物価変動に基づく改定	6	第5	2	(2)	エ			物価資料等の記載が御座いますが、月刊資料とあっても実情と数か月のずれが生じます。よって、基準日時点で出ている月刊資料を採用するのではなく、基準日から当該ずれの分を加味した時点の資料としていただけないでしょうか。	質問No.94をご参照ください。
105	入札説明書	1		施設整備費の物価変動に基づく改定	6	第5	2	(2)	エ			記載の(ア)～(ウ)の資料において、全国平均価格ではなく、最も盛岡という地域性に近い価格データを採用して頂けないでしょうか。全国平均価格では、実情に近い査定が困難です。	質問No.85をご参照ください。
106	入札説明書	1		サービス対価の改定	7	第5	3	(2)	ア			「b 修繕更新業務費」の改定計算に使用する「建設物価指数月報－建築費指数」は、仙台の指数を使用するという理解でよろしいでしょうか。また、建築費指数は、「工事原価」と「総工事費」のどちらの指数を使用するのかご教示願います。	標準指数(東京)とします。なお、ア改定率の表内の「事務所SRC7,000㎡」は、「事務所RC又はSRC」に訂正します。建築費指数は、「工事原価」の指標とします。

No.	資料名	別紙	要求水準 別添資料	タイトル(項目名)	該当箇所							質問内容	回答
					頁	第○	○	(○)	カナ	(カナ)	英字		
107	入札説明書	1		改訂方法	8	第5	3	(2)				(計算例)にある「平成24年度の指数が108」は、「平成27年度の指数が108」ではないでしょうか。	「平成24年度」を「平成27年度」に訂正します。
108	入札説明書	1		サービス対価の算定 及び支払方法	8	第5	3	(2)	イ			計算例の「平成24年度の指数が108の場合・・・」の年度は平成27年度の誤りではないでしょうか。	質問No.107をご参照ください。
109	入札説明書	1		サービス対価の算出及び支払方法	8	6						サービス対価の減額措置について、設計業務においては要求水準確認計画書・同報告書、提出書類の確認により完了と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
110	入札説明書	2										「モニタリング」ではなく、「業績等の監視」という言葉を使用されている意図を御教示願います。	「モニタリング」と「業績等の監視」は同義とお考えください。
111	入札説明書	2		改善勧告	1	第1	3	(1)	ア			改善勧告は、書面により行われるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
112	入札説明書	2		書類による確認	3	第2	1	(1)				提出時期に就いては“7日以内”とされているものがありますが、年末年始や大型連休等においては実務上対応が困難なケースもありますので、日数計算に、閉庁日、土日祝日を含めないものとして頂くか、或いは“7日以内”とされている提出時期を、全て“14日以内”として頂けないでしょうか。	原文のとおりとします。ただし、期限日が閉庁日の場合はその翌日を期限日とします。
113	入札説明書	2		書類による確認	3	第2	1	(1)				表中⑤の提出時期に“14日以内”とありますが、事前に提出が必要ということでしょうか。契約の相手方と締結直前まで交渉する等、締結前の契約内容は流動的であり、事前提出は実務面で機能しないケースが多分に想定されますので、締結前/変更前の提出は取り止めて頂けないでしょうか。或いは、当該事前提出に関しては、要求水準の未達成によるサービス対価の減額を行わないものとして頂けないでしょうか。	原文のとおりとします。
114	入札説明書	2		書類による確認	3	第2	1	(1)				“必要に応じて追加の財務状況等に係る書類の提出、報告を求めることができる”との記載もありますので、表中⑥株主総会の資料及び議事録又は議事要旨に就きましては、「貴組合が必要に応じて提出を求めることができる」として頂けないでしょうか。	原文のとおりとします。

No.	資料名	別紙	要求水準 別添資料	タイトル(項目名)	該当箇所							質問内容	回答
					頁	第○	○	(○)	カナ	(カナ)	英字		
115	入札説明書	2		書類による確認	3	第2	1	(1)				“必要に応じて追加の財務状況等に係る書類の提出、報告を求めることができる”との記載もありますので、表中⑦取締役会の資料及び議事録又は議事要旨に就きましては、「貴組合が必要に応じて提出を求めることができる」として頂けないでしょうか。	原文のとおりとします。
116	入札説明書	2		書類による確認	3	第2	1	(1)				“必要に応じて追加の財務状況等に係る書類の提出、報告を求めることができる”ともありますので、表中⑧の提出書類に就いては、“並びにこれらの根拠資料及びこれらの計算書類と事業者の事業収支計画の対応関係の説明資料”の部分を削除し、業務要求水準書のP.95の「(7)計算書類等」における提出書類と同内容となるように改めて頂けないでしょうか。	表中⑧の提出書類は、下記のとおり訂正します。 「ア 各事業年度における会社法第435条第2項に定める計算書類及びその附属明細書 イ 上記イに係る監査報告書の写し ウ 当該事業年度におけるキャッシュ・フロー計算書 その他、組合が合理的に要求する書類」
117	入札説明書	2		経営管理に係る確認方法	3	第2	1	(1)				⑤事業者が締結する契約又は覚書等の写し(保険契約を含む。)の提出時期は、どのように解釈すればよろしいのでしょうか。	「事前」と「事後」の2回の提出をお願いします。「事前」は14日前を期限とし、「事後」は14日以内を期限とします。
118	入札説明書	2		書類による確認	3	第2	1	(1)	④⑤⑦			本事業に直接影響しない税理士・会計士契約や取締役会議事録等まで書類の提出や報告を求めるものではないという理解でよろしいでしょうか。	税理士・会計士契約の写しの提出は不要とします。なお、取締役会の議事録又は議事要旨は提出してください。
119	入札説明書	2		書類による確認	3	第2	1	(1)	⑤			表内提出時期に、契約または変更予定日の14日以前とありますが、これは事業者が締結する契約類において事前に貴組合の承諾を得なければならないということでしょうか。	組合は契約内容について、PFI事業契約等との整合性の観点から確認を行います。
120	入札説明書	2		要求水準確認計画書・同報告書	4	第2	2	(2)	ア			④建設業務に係る要求水準確認報告書はイの⑦施工報告等を合わせて、組合への提出に先立ち、工事監理者による監理を受ける必要があるため、「各部位の施工後に提出」の代わりに、監理報告書と合わせて、「毎月の提出」をお認めいただきたいと存じます。	原文のとおりとしますが、実施に当たっては、要求水準確認報告書及び監理報告書等の内容に基づき、事業者と協議します。

No.	資料名	別紙	要求水準 別添資料	タイトル(項目名)	該当箇所							質問内容	回答
					頁	第○	○	(○)	カナ	(カナ)	英字		
121	入札説明書	2		書類による確認	4	第2	2	(2)	ア			「③建設業務に係る要求水準確認計画書」「④建設業務に係る要求水準確認報告書」の提出が謳われていますが、工事監理に関する計画書・報告書を提出する一方でこれらも提出することは、組合・事業者双方にとって、業務の効率化・書類の簡素化の観点から望ましくないものとも思料します。については、これらの書類の具体的な運用については、落札後、変更も含めて協議いただけるとの認識でよろしいでしょうか。	「③建設業務に係る要求水準確認計画書」「④建設業務に係る要求水準確認報告書」の提出は必要と考えますが、具体的な運用に当たっては、事業者と協議します。
122	入札説明書	2		書類による確認	4	第2	2	(2)	ア	①		表内の提出時期に、基本設計に着手する前とありますが、これは事業者の提案時の計画内容について確認計画書を作成すれば良いのでしょうか。	基本設計において、要求水準を満足していることを、どのように確認するのかの計画を作成して頂きます。
123	入札説明書	2		設計業務に係る 要求水準確認 報告書	4	2	2	(2)	ア	②		要求水準書の達成状況の提出時期について、基本設計完了時から実施設計完了時までの間に1度実施するという理解でよろしいでしょうか。	業務要求水準書P65をご参照ください。
124	入札説明書	2		書類による確認	4	第2	2	(2)	イ	①		表内の提出時期に、基本設計に着手する前とありますが、これは事業者の提案時の計画内容について確認計画書を作成すれば良いのでしょうか。	質問No.122をご参照ください。
125	入札説明書	2		設計図書	4	2	2	(2)	イ	②		基本・実施設計途中に行う要求水準確認報告とは、一般図の確認という理解でよろしいでしょうか。	一般図に限らず、要求水準を満足していることを示す報告を求めます。
126	入札説明書	2		各提出書類	4	第2	2	(2)	イ	⑥		提出時期に各部位の施工後とありますが、各部位を具体的にご教示ください。	施工計画書に基づき施工された報告を求めます。
127	入札説明書	2		事業者による確認	5	第2	3	(1)	ア	(ア)		事業者による確認として、毎日自らの責任により確認を行うとありますが、業務責任者が毎日確認を行えばよく、事業者による毎日の確認がもとめられているわけではないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
128	入札説明書	2		日常の確認又は監視	5	第2	3	(1)	ア	(ア)		「毎日自らの～確認を行なう。」とありますが、毎日とは常駐にて維持管理業務を実施するというのでしょうか。	質問No.127をご参照ください。

No.	資料名	別紙	要求水準 別添資料	タイトル(項目名)	該当箇所							質問内容	回答	
					頁	第○	○	(○)	カナ	(カ)	英字			
129	入札説明書	2		要求水準の未達成による減額	7	第3	1						「当該時点のサービス対価内訳表に基づき、当該部分に係るサービス対価を減額又は違約金の請求を行う」とありますが、当該部分に係るサービス対価とは、別紙1のP2記載の「表. サービス対価の内訳」のサービス対価A～F』それぞれを意味し、減額等もそれぞれの対価の範囲内で請求されるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
130	入札説明書	2		施設整備に係る要求水準の未達成による減額	7	第3	1	(1)					施設整備の要求水準未達成と維持管理は関係ないと考えます。「なお、」以降を削除願います。	施設整備の要求水準の未達成の度合いによっては、本来想定していた維持管理業務等が発生しない可能性があるため、その対象部分を減額するという趣旨です。
131	入札説明書	2		施設整備に係る要求水準の未達成による減額	7	第3	1	(1)					「なお、当該内容にかかる維持管理費又はその他費用も併せて減額することが出来るものとする」とありますが、これはどのような場合を想定されておられるのか、ご教示願います。	質問No.130をご参照ください。
132	入札説明書	2		要求水準の未達成による減額	7	第3	1	(1)					「その他費用」とありますが、これはサービス対価Fのことを示すのでしょうか。	ご理解のとおりです。
133	入札説明書	2		施設整備に係る要求水準の未達成による減額	7	第3	1	(1)					「当該時点のサービス対価内訳表に基づき」との記載がありますが、「サービス対価内訳表」とは、入札説明書別紙1第1「2 サービス対価の内訳」に記載の表を指すという理解でよろしいでしょうか。	入札説明書別紙1第4に示す、当該時点でのサービス対価の内訳を指します。
134	入札説明書	2		施設整備に係る要求水準の未達成による減額	7	第3	1	(1)					サービス対価内訳表とは、事業仮契約書(案)別紙3を示すとの理解でよろしいでしょうか。	質問No.133をご参照ください。
135	入札説明書	2		施設整備に係る要求水準の未達成による減額	7	第3	1	(1)					サービス対価内訳表とは、入札説明書p2の第1の2の表を示すとの理解でよろしいでしょうか。	質問No.133をご参照ください。
136	入札説明書	2		施設整備に係る要求水準の未達成による減額	7	第3	1	(1)					「施設整備費を減額又は違約金の請求をすることができる」との記載がありますが、これは施設整備期間中に要求水準の一部未達成等を理由として行われるものであり、施設引渡し後に減額又は違約金の請求がなされることはないとの理解でよろしいでしょうか。	前段についてはご理解のとおりですが、後段については、手続き上、施設引渡後に違約金を請求することがあります。

No.	資料名	別紙	要求水準 別添資料	タイトル(項目名)	該当箇所						質問内容	回答	
					頁	第○	○	(○)	カナ	(カナ)			英字
137	入札説明書	2		施設整備に係る要求水準の未達成による減額	7	第3	1	(1)				「施設整備費を減額又は違約金の請求をすることができる」との記載がありますが、具体的な減額額又は違約金請求額の算出方法が規定されておらず、減額等のリスクを算定することができません。基準を明確にさせていただきたくお願い申し上げます。	要求水準の未達成の内容や状況によりますので、基準等を示すことはできません。
138	入札説明書	2		施設整備に係る要求水準の未達成による減額	7	第3	1	(1)				サービス対価内訳表に基づき、当該部分に係るサービス対価を減額…、とありますが、入札説明書p2の第1の2の表のうち、項目単位で減額をするということでしょうか。	施設整備費の減額対象については、特に項目単位を設けずに、要求水準の未達成の内容や状況に応じて判断します。
139	入札説明書	2		施設整備に係る要求水準の未達成による減額	7	第3	1	(1)				減額又は違約金の予定額あるいは割合をご教示ください。	質問No.137をご参照ください。
140	入札説明書	2		施設整備に係る要求水準の未達成による減額	7	第3	1	(1)				組合の業務の遂行に支障がないと判断でき、かつ不備が軽微な場合には、減額はされないとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準の未達成に該当するものは減額の対象となります。
141	入札説明書	2		施設整備に係る要求水準の未達成による減額	7	第3	1	(1)				かかる改善勧告は、完成検査時点での確認をもって行われ、その後は、施設の瑕疵として取扱われるとの理解でよろしいでしょうか。	改善勧告は、第2「施設整備に係る確認方法」に示すとおり、各段階において確認の結果、要求水準の未達成が確認された場合に行います。 なお、要求水準の未達成と施設の瑕疵とでは、性格が異なるものと考えます。
142	入札説明書	2		施設整備に係る要求水準の未達成による減額	7	第3	1	(1)				施設整備費において要求水準未達が発見した場合、事業仮契約書(案)第46条3項に従い、補修、改造、改善勧告に誠実に対応したにも関わらず、なお、要求水準未達が改善されない場合で、組合の業務の遂行に支障がなく、不備が軽微な場合は、減額は免れるとの理解でよろしいでしょうか。	質問No.140をご参照ください。
143	入札説明書	2		施設整備に係る要求水準の未達成による減額	7	第3	1	(1)				減額の割合の記載がありませんので、お示しください。	質問No.135をご参照ください。
144	入札説明書	2		施設整備に係る要求水準未達成による減額	7	第3	1	(1)				本項に規定されている施設整備の要求水準達成を確認するためのモニタリングは、組合による完工確認までに実施を完了するという理解でよろしいでしょうか。	施設整備の要求水準未達成を確認するためのモニタリングは、設計・建設期間中に段階的に実施しますが、組合による完工確認も、モニタリングの一部となります。
145	入札説明書	2		施設整備に係る要求水準未達成による減額	7	第3	1	(1)				請負契約の完成責任を果たしていれば、当初の請負金どおりに支払いがなされるという理解でよろしいでしょうか。	本質問に関しては、SPCと建設企業との契約条件と関係が深いです。組合は、要求水準の未達成の度合いに応じて、SPCに支払う対価の減額措置を講じる可能性があります。

No.	資料名	別紙	要求水準 別添資料	タイトル(項目名)	該当箇所							質問内容	回答
					頁	第○	○	(○)	カナ	(カナ)	英字		
146	入札説明書	2		施設整備に係る要求水準の未達成による減額	7	第3	1	(1)				「なお、当該内容に係る維持管理費又は・・・できるものとする」と記載がありますが、これは施設整備の要求水準未達が維持管理に影響を及ぼした場合の措置であって、維持管理に影響がない場合は維持管理費から減額されないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
147	入札説明書	2		経営管理、維持管理に係る提案等の要求水準の未達成による減額	7	第3	1	(2)				(1)施設整備に係る要求水準の未達成による減額の場合、事業契約解除の場合の違約金請求も想定されているのに対し、(2)では減額のみとなっている理由をお示し下さい。	施設整備費については、減額とするか、減額相当額を違約金として請求するかを選択できることを規定したものであり、契約解除の場合の違約金とは性格が異なります。 なお、要求水準の未達成に起因して契約解除をする場合は、設計・建設段階、維持管理段階のいずれの段階においても違約金は発生します。事業仮契約書(案)第77条及び第78条をご参照ください。
148	入札説明書	2		罰則点の付与方法	8	第3	1	(4)				表3の罰則点に、人命に多大な影響を及ぼす場合とありますが、施設内における事象との理解でよろしいでしょうか。	維持管理業務の要求水準未達成となる事象により、消防・救急活動に多大な影響を及ぼす場合など、施設外のものも含まれます。
149	入札説明書	2		要求水準を達成していないとされる事象	8	第3	2	(3)				表2に「修繕更新業務」とありますが、計画した修繕更新業務の実施時期が実際に実施した時期と異なった場合、理由の如何に問わず、罰則点が付与されるのでしょうか。	修繕更新業務は、長期実施計画書に基づいて、各年度の業務着手までに年度実施計画書において、当該年度の修繕更新業務の具体的な内容を記載し、組合の確認を受けることとなります。 年度計画書に記載した事項が実施されなかった場合には、罰則点の付与対象となることがあります。
150	入札説明書	2		要求水準を達成していないとされる事象	8	第3	2	(3)	表2			罰則点が付与される「ア 重大な支障がある場合」に記載の「定期点検の未実施」「故障等の放置」等については、それらにより何らかの重大な支障が発生した場合のみ、罰則点が付与されるとの認識でよろしいでしょうか。	「定期点検の未実施」や「故障等の放置」が確認された場合には、重大な支障の発生の有無に係わらず、罰則点を付与します。
151	入札説明書	2		要求水準を達成していないとされる事象	8	第3	2	(3)	表2			罰則点が付与される「イ 利便性が欠く場合」に記載の各項目については実施に際し、具体的にどのような事案に対して罰則点2点が付与されるのか、組合と事業者間で詳細の協議をしていただけたとの認識でよろしいでしょうか。	事業者の提出する業務計画書(基本計画書)の内容に基づき、協議します。
152	入札説明書	2		要求水準を達成していないとされる事象	8	第3	2	(3)	表2			「業務の怠慢」とありますが、これは事象ではなく、利便性を欠いたという結果を問うという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、「業務の怠慢」が確認されること自体が、利便性を欠いていると認識しています。

No.	資料名	別紙	要求水準 別添資料	タイトル(項目名)	該当箇所							質問内容	回答	
					頁	第○	○	(○)	カナ	(カナ)	英字			
153	業務要求水準書			適用基準等	1	1	3						事業契約締結時まで各種基準等の改定があった場合は、原則として改定後の内容を適用するとありますが、かかる場合の増加費用等は組合が負担するとの理解でよろしいでしょうか。	提案時に明らかに変更等が見られるケースを除き、組合にて負担する方向で協議することを考えています。
154	業務要求水準書			適用基準等	1	1	3						「各種基準等については…制定時のものから本事業の契約締結時までの間に改定があった場合は、原則として改定後の内容を適用するものとし…」とありますが、提案の内容及び入札金額は提案時の基準に基づいておりますので、「提案書提出後の改定内容の適用については双方協議による」と訂正していただけますでしょうか。	原文のとおりとします。質問No.153をご参照ください。
155	業務要求水準書			適用基準等	1	1	3						各種基準等とは、p3第1章3(2)の各種基準等を示すとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
156	業務要求水準書			関連法令等	2	1	3	(1)					以下の各名義は事業者と貴組合のどちらが選任すべきものでしょうか。(①特別管理産業廃棄物管理責任者、②電気主任技術者、③危険物保安監督者)	特別管理産業廃棄物管理責任者及び危険物保安監督者は、組合が選任する予定です。
157	業務要求水準書			各種基準等	3	1	3	(2)	イ	(ウ)			建築鉄骨設計規準及び同解説(平成10年版)は、2009年3月31日をもって基準が廃止されていますので、参考とすればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
158	業務要求水準書			組合経費の分担	6	2	2	(2)					公表された予定価格については組合経費の分担を考慮せず、総額であるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
159	業務要求水準書			業務範囲	7	2	3						別紙5に示される別途実施される情報通信システム及びデジタル無線システムの概要などの機器及びこれに伴うLAN配線工事等は全て本事業には含まれない(別途工事)と考えて宜しいでしょうか。また、本事業に含まれる配管工事の範囲をご教示下さい。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、【別紙5】に記載の機器設置スペースや配線ルート(空配管の敷設)等の対応を、本事業で行ってください。
160	業務要求水準書			業務範囲	8								施工計画の立案に当たり、「現庁舎から新庁舎等への機能移転業務(引越し)」の時期、期間をお示し下さい。	平成28年5月上旬の3日間程度を予定しています。
161	業務要求水準書			現庁舎の解体撤去業務	9	2	3	(3)	ア	イ			既存建て屋の空調熱源方式をご教示下さい。(中央熱源方式、個別空調方式、電気、ガス等)	中央熱源方式でA重油・電気(ただし、通信指令室は個別方式(電気))です。

No.	資料名	別紙	要求水準 別添資料	タイトル(項目名)	該当箇所							質問内容	回答
					頁	第○	○	(○)	カナ	(カナ)	英字		
162	業務要求水準書			現庁舎の解体撤去工事	9	2	3	(3)	イ			現庁舎解体において、隣接地の借用は可能でしょうか。	現時点では不明です。
163	業務要求水準書			現庁舎の解体撤去工事	9	2	3	(3)	イ			現庁舎解体において、地下躯体の一部残置は可能でしょうか。(敷地境界部、地下壁面等)	不可とします。
164	業務要求水準書			敷地条件等	9	2	4	(1)				実施方針公表時の業務要求水準書(案)質疑回答No.116にて山岸出張場計画地の盛土は貴組合が埋蔵文化財調査の際に撤去されると御座いますが、撤去される範囲と深さについてご開示ください。工事費見積もり上重要となります。	現在盛土となっている幅10m程度、奥行30m程度、深さ1.5m～3mで、およそ600㎡程度を想定しています。
165	業務要求水準書			用途地域等	9	2	4	(1)				盛岡中央消防署の用途地域が「一部近隣商業地域」となっていますが、具体的なエリアや面積をご教示下さい。	東側隣地境界線から平行におよそ17.3427m西側の位置までの約863.86㎡が近隣商業地域となりますが、確定するには現地測量が必要です。詳細は、盛岡市都市整備部都市計画課へお問い合わせください。
166	業務要求水準書			用途地域等	9	2	4	(1)				盛岡中央消防署敷地の用途地域において各用途の区分位置(敷地に対する位置寸法)をご提示ください。	質問No.165をご参照ください。
167	業務要求水準書			埋蔵文化財	9	2	4	(1)				山岸出張所が新茶屋敷遺跡に該当とありますが、埋蔵文化財調査業務は別途との記載がありません。費用・業務共に別途との理解でよろしいでしょうか。また、実施時期をご提示ください。	埋蔵文化財の調査は、平成25年度上半期に組合が実施する予定です。
168	業務要求水準書			都市計画施設等	9	2	4	(2)				山岸出張所の敷地について、都市計画道路部分の求積等をご提示ください。また、用途地域変更後の求積等も合わせてご提示ください。	敷地北側の道路境界線から隣地境界線に沿っておよそ2.3m、敷地南側の道路境界線から隣地境界線に沿っておよそ0.5m入った点を結んだ線で囲まれた44㎡程度がおおよその都市計画道路部分となります。詳細は、盛岡市建設部交通政策課へお問い合わせください。 用途地域については、現況道路境界から30m敷地側へ入った位置までが第一種住居地域に変更になる予定です、平成25年3月末を目途に盛岡市が変更手続き中です。詳細については、盛岡市都市整備部都市計画課へお問い合わせください。
169	業務要求水準書			都市計画施設等	9	2	4	(2)				山岸出張所の敷地について、都市計画施設の変更は、契約時までに変更済であるとの理解でよろしいでしょうか。	質問No.168をご参照ください。

No.	資料名	別紙	要求水準 別添資料	タイトル(項目名)	該当箇所							質問内容	回答
					頁	第○	○	(○)	カナ	(カナ)	英字		
170	業務要求水準書			都市計画施設等	9	2	4	(2)				山岸出張所の設計については、現況の前面道路境界からの計画との理解でよろしいでしょうか。	将来都市計画道路が施工された場合においても、消防庁舎としての機能が維持できる計画での提案をお願いします。
171	業務要求水準書			景観条例	9	2	4	(2)				盛岡消防署敷地の敷地内緑化として空地の10%以上と指定がありますが、空地の10%確保は義務として確保する必要があると考えてよろしいでしょうか。この場合、庁舎・訓練塔・給油施設等の施設類を除く空地面積との理解でよろしいでしょうか。	空地の10%以上を確保してください。空地面積や緑被率等の計算方法については、盛岡市景観計画及び景観条例に基づいたものとし、詳細は、盛岡市都市整備部景観政策推進事務局へお問い合わせください。
172	業務要求水準書			景観条例	9	2	4	(2)				山岸出張所の前面道路について、中央消防署と同様に【市街地の幹線道路】となっています。「街路景観地域」の届出は必要との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
173	業務要求水準書			住環境の保全に関する条例	10	2	4	(2)				山岸出張所が、住環境の保全に関する条例に該当なしとの条件について、地上2階建て、建物高さ10m以下で計画することが前提であるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
174	業務要求水準書			新庁舎 構造規模	10	2	5	(1)	ア	(ア)		「庁舎棟の構造はRC造又はSRC造」との記載がありますが、車庫を別棟とする場合の車庫棟についてはS造としてもよろしいでしょうか。	別棟車庫は、S造を可とします。
175	業務要求水準書			新庁舎 構造規模	10	2	5	(1)	ア	(ア)		別棟車庫、自転車置場及びごみ置場等新庁舎の屋外に設置される建物は延床面積6,000㎡程度に含まれないものと理解して宜しいでしょうか。	別棟車庫は、庁舎床面積の6,000㎡程度に含まれるものです。
176	業務要求水準書			新庁舎 構造規模	10	2	5	(1)	ア	(ア)		庁舎棟の面積が延べ6000㎡程度とありますが、車庫を別棟とした場合は、別棟車庫も併せて6000㎡程度の床面積となると考えてよろしいでしょうか。	質問No.175をご参照ください。
177	業務要求水準書			新庁舎 構造規模	10	2	5	(1)	ア	(ア)		庁舎棟の構造及び規模は、RC造またはSRC造で…とありますが、工場にて製作したRC部材を現場にて組み立てるPC方式についても耐久性については同等であり、RC造と同様に採用可能との理解でよろしいでしょうか。	PC方式については、品質及び耐久性がRC造又はSRC造と同等以上であれば可としますが、提案において構造形式や使用部位を含め、同等以上であることが分かる資料を提出してください。
178	業務要求水準書			新庁舎 構造規模	10	2	5	(1)	ア	(ア)		構造形式をSRC造とする場合、耐震設計上影響のない小梁をS造とすることは可能でしょうか。	不可とします。
179	業務要求水準書			官庁施設の基本的性能基準	13	3	2					「官庁施設の基本的性能基準」とは、平成18年3月31日国営整第156号、国営設第162号として改定された版でよろしいですか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	別紙	要求水準 別添資料	タイトル(項目名)	該当箇所							質問内容	回答	
					頁	第○	○	(○)	カナ	(カナ)	英字			
180	業務要求水準書			施設整備の基本性能	14	3	2						安全性-防災性に「水害に対して---」とありますが、想定される水害の条件を指示ください。	一般的なものとして、河川氾濫や内水氾濫にともなう浸水被害が想定されます。
181	業務要求水準書			機能維持性	14	3	2						ライフラインが途絶した場合でも、必要な機能維持が図られることとありますが、具体的に機能維持が必要な室名をご教示ください。	【別紙1】各室性能表による、電源負荷に○印のある室を想定しています。
182	業務要求水準書			施設整備の基本性能	14	3	2						安全性-機能維持性に、「ライフラインが途絶した場合でも必要な機能維持が図られること」とありますが、P18 建築設備の記述にある「官庁施設の総合耐震基準及び同解説」の規定による事と理解すればよいですか。	ご理解のとおりです。
183	業務要求水準書			周辺の都市環境への配慮	15	3	2	(1)	ア				『地域の関連計画等との整合を図る』とありますが、現在想定されている関連計画等について、ご教示ください。	想定する計画として、盛岡駅西地区地区計画等がありますが、事業者にて適宜、必要と考える関連計画との整合を取ってください。
184	業務要求水準書			エコマテリアル	16	3	2	(2)	ア	(ウ)			低環境負荷材料等の採用において、エコ電線及びエコケーブルの採用は使用可能な範囲との理解でよろしいでしょうか。	可能な限りエコ電線及びエコケーブルを採用してください。
185	業務要求水準書			自然エネルギーの利用	16	3	2	(2)	ア	(エ)			『太陽光発電設備を設置』でその発電容量(10KW以上)はですが、蓄電池設備の設置は事業者提案でしょうか。	ご理解のとおりです。
186	業務要求水準書			水の利活用	17	3	2	(2)	イ	(ア)			「雨水の流出係数は、現況と同等かそれ以下とする」とありますが、 ①現況とは現敷地における状況との理解でよろしいでしょうか。 ②その場合、雨水貯留、再利用により実質流出量が原敷地状況の流出係数より減ずる事と理解してよいですか。	①について、ご理解のとおりです。 ②について、基本的にはご理解のとおりですが、盛岡市都市整備部都市計画課及び盛岡市上下水道局等関係機関と協議を行い、調整していただくことも可能とします。
187	業務要求水準書			水の利活用	17	3	2	(2)	イ	(ア)			「雨水の流出係数は、現況と同等かそれ以下とする」とありますが、現況の雨水の流出係数があれば、ご教示願います。	新庁舎敷地の流出係数は0.7で、出張所敷地の流出係数は0.5です。ただし、排水施設の計画においては、関係機関との協議に従い決定してください。
188	業務要求水準書			水の利活用	17	3	2	(2)	イ	(ア)			現況敷地の雨水の流出係数をご提示ください。	質問No.187をご参照ください。

No.	資料名	別紙	要求水準 別添資料	タイトル(項目名)	該当箇所						質問内容	回答	
					頁	第○	○	(○)	カナ	(カナ)			英字
189	業務要求水準書			別棟車庫	18	3	2	(3)	ア	(ア)		車庫を別棟とする場合の構造は鉄骨造も可と考えてよろしいでしょうか。 構造種別をご指示ください。	質問No.174をご参照ください。
190	業務要求水準書			消防水利の対応	18	3	2	(3)	ア	(イ)		消防水利の対応について、中水を兼用することは可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
191	業務要求水準書			消火による水損への対策	18	3	2	(3)	ア	(イ)		他の室に消火等の水が侵入しないとは、間仕切等で区画されているという理解でよろしいでしょうか。	隣室等との境界への防水処理した立ち上がり又は、排水溝の設定等を想定しています。
192	業務要求水準書			対浸水	19	3	2	(3)	ア	(ウ)		ここでいう低層階とは1階と考え、機能維持上特に重要な設備諸室や設置スペースは2階以上に設ければ宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
193	業務要求水準書			耐雪・耐寒	19	3	2	(3)	ア	(オ)		耐雪・耐寒について項目がありますが、積雪荷重ほどの程度見込む必要があるのか(何m積雪するのか)ご教示下さい。	積雪荷重については、建築基準法施行令第86条及び関連する告示、盛岡市建築基準法施行細則第15条に基づき、適宜ご判断ください。
194	業務要求水準書			凍上抑制	19	3	2	(3)	ア	(オ)		外構に凍上抑制上の対策を講じることとありますが、外構すべてに必要でしょうか。	路盤や外部に設置される建築設備の基礎部分などを主に想定していますが、凍上により消防庁舎として機能が損なわれることのない対策を求めます。
195	業務要求水準書			電力供給、通信・情報機能の確保	20	3	2	(3)	イ			「商用電源の途絶時又は～確保する。」とありますが山岸出張所に対しても同等の機能が要求されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
196	業務要求水準書			電力供給、通信・情報機能の確保	20	3	2	(3)	イ			電力供給、通信・情報機能の確保として、途絶時、停電時、事故発生時も電力供給機能、通信・情報機能を相当期間のわたり確保するとありますが、組合が想定する相当期間とはどの程度なのでしょう。	72時間以上です。
197	業務要求水準書			電力供給、通信・情報機能の確保	20	3	2	(3)	イ			『庁舎として必要な機能を維持するために要する通信・情報機能を、相当期間にわたり確保する。』とありますが、相当期間とはどのくらいの期間を想定されているのかご教示願います。その期間とは電力供給を確保できる期間と同等の期間と考えてよろしいですか。	質問No.196をご参照ください。
198	業務要求水準書			電力供給、通信・情報機能の確保	20	3	2	(3)	イ			相当期間とは要求水準(P26～)にある72時間との理解でよろしいでしょうか。また、公衆通信網の途絶等による通信・情報機能の確保とは、根本通信機能の途絶の中で、どのような機能を確保する必要がありますでしょうか。	前段について、ご理解のとおりです。公衆通信網の途絶に対しては、光回線だけでなくメタル回線の確保、IP電話、携帯電話、消防無線等による通信・情報機能の確保を想定しております。

No.	資料名	別紙	要求水準 別添資料	タイトル(項目名)	該当箇所							質問内容	回答
					頁	第○	○	(○)	カナ	(カナ)	英字		
199	業務要求水準書			給水・排水機能の確保	20	3	2	(3)	イ			災害応急対策活動に必要な給排水を確保するとありますが、給水量はどの位を想定されているでしょうか。	大規模災害時に新庁舎に勤務する職員(130人程度)が、72時間活動することができる給水量としてください。
200	業務要求水準書			給水・排水機能の確保	20	3	2	(3)	イ			災害応急対策活動に必要な給水量をご提示ください。	質問No.199をご参照ください。
201	業務要求水準書			空調機能の確保	20	3	2	(3)	イ			ライフラインの途絶時においても、相当期間にわたり・・・空調機能が確保されているとありますが、相当期間はどの程度を想定されているでしょうか。又、対象とする部屋をご指示ください。	質問No.196、204をご参照ください。
202	業務要求水準書			空調機能の確保	20	3	2	(3)	イ			空調機能の確保として、ライフラインの途絶時でも、相当期間のわたり空調機能を確保するとありますが、組合が想定する相当期間とはどの程度なのでしょうか。	質問No.196をご参照ください。
203	業務要求水準書			空調機能の確保	20	3	2	(3)	イ			『相当期間にわたり必要な活動を維持するために要する空調機能が確保されている』とありますが、相当期間とはどのくらいの期間を想定されているのかご教示願います。その期間とは電力供給を確保できる期間と同等の期間と考えてよろしいですか。	質問No.196をご参照ください。
204	業務要求水準書			空調機能の確保	20	3	2	(3)	イ			相当期間とは要求水準(P26～)にある72時間との理解でよろしいでしょうか。また、空調機能の確保が必要な室をご提示ください。	ご理解のとおりです。後段については、通信指令室、作戦室、通信指令機械室です。
205	業務要求水準書			備蓄スペース	20	3	2	(3)	イ			所定の備蓄スペースについて、必要な備蓄種別や量をご提示ください。	防災資機材庫が該当しますので、P47に記載の機能を確保すれば結構です。
206	業務要求水準書			動線計画	20	3	2	(4)	ア	(ア)		『施設利用者とサービスの動線、来庁者と職員の動線等異なる種類の動線が分離されている』とありますが、建物内部の事であるとの理解でよろしいでしょうか。敷地出入口の要件等が分離が出来ないと考えられます。	建物内外において、要求水準を踏まえて実状に応じた動線分離への配慮を求めるものです。
207	業務要求水準書			気流の設定	22	3	2	(4)	ウ	(ウ)		気流速度0.5m/s以下が必要な室をご提示ください。	当該性能については、削除し修正いたします。
208	業務要求水準書			受動喫煙の防止	24	3	2	(3)	ウ	(エ)		当該庁舎における喫煙の考え方、方針があれば、ご教示願います。	受動喫煙の防止を図るため、分煙の計画としています。

No.	資料名	別紙	要求水準 別添資料	タイトル(項目名)	該当箇所						質問内容	回答	
					頁	第○	○	(○)	カナ	(カナ)			英字
209	業務要求水準書			土地利用計画	26	3	3	(1)	イ			敷地西側の車両出入口からの縁石ブロックの位置について、通路延長を15m以上確保すれば、形状を若干変更することは可能でしょうか。条件等ありましたらご指示ください。	現在示している資料が基本となるものです。詳細については、警察との協議が必要となります。
210	業務要求水準書			土地利用計画	27	3	3	(1)	エ			水害の想定は、盛岡市洪水ハザードマップ(平成20年5月改定)と国土交通省との間で想定水深が異なっていますが、どちらを参考とすればよろしいでしょうか。	最新のものを参考としてください。また、質問No.211をご参照ください。
211	業務要求水準書			土地利用計画	27	3	3	(1)	エ			「国土交通省が公表している北上川水系洪水氾濫想定図」と記載がありますが、国土交通省に問い合わせたところ「北上川水系浸水想定区域図」の誤りではないかとの事でした。記載間違いでしょうか。	業務要求水準書P27「北上川水系洪水氾濫想定図」は、「北上川水系(岩手県)洪水氾らんシミュレーション」に訂正します。
212	業務要求水準書			車両配置	27	3	3	(1)	カ			車両配置を縦列2台以上とする場合、車庫の背面にシャッターを設け緊急車両の出入りを可能とすれば、緊急車両同士の2台又は3台縦列駐車は可と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、3台縦列駐車の場合、(真ん中)の車両は、業務要求水準書P53消防車両等の概要に示す後方駐車を可とする車両としてください。
213	業務要求水準書			構内通路	27	3	3	(1)	カ			消防車両を縦列2台配置する際、車庫背面及び構内通路は幅員7.5m以上確保することになっているが、後方に指揮車、広報車、連絡車等小型車両のみを配置した場合には一概に幅員7.5m以上も確保しなくても車両の軌跡上は支障はないと考えております。上記のような配置の場合には、車両軌跡上支障がなく、かつ関係法規を満たす幅員が確保できていればよろしいでしょうか。	不可とします。
214	業務要求水準書			構内通路	27	3	3	(1)	カ			構内通路の幅員7.5mは車庫の前面から後方へと緊急車両が周回する車両動線を対象としているものと解釈しています。仮に背面の出入口へのアプローチが建物の半周(片側)で完結する場合、残りの半周の部分は構内通路の幅員の適用を受けず、管理面で車両が通行可能な幅員、たとえば5m程度確保されていれば良いとはならないのでしょうか。	敷地中央出入口から車庫背面の車両転回スペース(7.5m以上)に至る幅員7.5m以上の構内通路が1ヶ所確保されていれば、要求水準を満たしているものとします。なお、上記の構内通路を確保した上で、別に構内通路を設ける場合は、大型車両が通行可能なものとしてください。
215	業務要求水準書			構内通路	27	3	3	(1)	カ			シャッター等で後方からも緊急車両が出入りする場合、奥行き7.5m以上の空気を確保とありますが、その場合庁舎の周囲前周を7.5m確保する必要がありますでしょうか。	質問No.214をご参照ください。
216	業務要求水準書			構内通路	27	3	3	(1)	カ			構内道路の7.5mは訓練スペースと兼用することは可能でしょうか。	質問No.363をご参照ください。

No.	資料名	別紙	要求水準 別添資料	タイトル(項目名)	該当箇所						質問内容	回答	
					頁	第○	○	(○)	カナ	(カナ)			英字
217	業務要求水準書			平面・動線計画	28	3	3	(2)	ア	(ア)	f	エレベーターを2基設置する計画とした場合、最低1基については記載水準以上の性能にすると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
218	業務要求水準書			平面・動線計画	28	3	3	(2)	ア	(ア)	f	「人荷用:15人乗、1,950kg積載、・・・」と記載がありますが、15人乗と積載重量1,950どちらの条件を優先に選定すればよろしいでしょうか、ご教示願います。	当該要求水準については、人荷物:15人乗、1,000kg積載に変更、修正します。
219	業務要求水準書			エレベーターの性能水準	28	3	3	(2)	ア	(ア)	f	エレベーターの性能水準は定員15名のカゴ床面積を確保し、積載量1950kg以上で宜しいでしょうか。	質問No.218をご参照ください。
220	業務要求水準書			部門・階層構成	28	3	3	(2)	ア	(イ)	a	「盛岡中央消防署の主要な諸室は2階以下またはGL+7m以下に配置する」とあり、【別紙1:各室性能表】によると多くの諸室がこの主要な諸室に該当しています。このため室配置にあたっては、GL+7m以下の配置も検討する必要があると考えますが、構造形式がRC・SRC限定であり、梁下の設備ダクトルート等考慮すると、7m内で2層を形成することは困難ではないかと考えます。GL+7mに設定されている主旨をお教えてください。	盛岡中央消防署の主要な諸室から出来るだけ迅速な出動をするために、組合が許容できる最大の高さを設定したものです。
221	業務要求水準書			近隣への配慮	28	3	3	(2)	ア	(ウ)		実施方針時の質疑回答No156において近隣との事前協議はされていないとの事ですが、近隣に対する消防署と訓練施設設置の説明責任は貴組合にあるという理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
222	業務要求水準書			近隣への配慮	28	3	3	(2)	ア	(ウ)		実施方針時の質疑回答No156において近隣との事前協議はされていないとの事ですが、事業締結契約後(或いは基本協定締結後)速やかに貴組合の采配で提案内容の説明機会を持っていたらでしょうか。	近隣への消防庁舎が整備される旨の説明は行っています。提案内容の説明が必要と組合が判断した時は、組合の采配にて説明機会を持ちます。その場合、資料作成、説明等の協力を事業者にお願います。また、事業者が実施する説明会に対し、組合は必要な協力を行います。
223	業務要求水準書			近隣への配慮	28	3	3	(2)	ア	(ウ)		実施方針時の質疑回答No156において近隣との事前協議はされていないとの事ですが、近隣の要望により配置計画を変更せざるを得ない場合は不可抗力として扱っていただけるとの理解でよろしいでしょうか。	配置計画を変更する必要が生じた場合は、要求水準の変更として、事業仮契約書(案)第12条の規定を適用します。
224	業務要求水準書			地震応答解析	28	3	3	(2)	イ	(ア)	d	入力地震動について、特定の地震波を想定されていましたらご教示ください。	特に想定はありませんので、事業者にて適宜ご判断ください。

No.	資料名	別紙	要求水準 別添資料	タイトル(項目名)	該当箇所						質問内容	回答	
					頁	第○	○	(○)	カナ	(カナ)			英字
225	業務要求水準書			庁舎棟 構造計画 免震構造	29	3	3	(2)	イ	(ア)	d	模擬地震波を作成するためには、地質調査にPS検層、常時微動等の追加調査が必要となりますが、発注はどちらが行うのでしょうか。	事業者にて行ってください。
226	業務要求水準書			荷重条件	29	3	3	(2)	イ	(イ)		庁舎棟屋上に設置される鉄塔の荷重条件についてご教示下さい。	要求水準及び【別紙5】の内容を踏まえ、事業者にて適宜ご判断ください。
227	業務要求水準書			電気設備 基本事項	29	3	3	(2)	ウ	(ア)	h	「電源・電話・情報関係の引込みに関する費用については、事業者負担とする。」と記載がありますが、引込みに関する費用とは、具体的には引込みに係る工事費用は事業者側、新規加入に係る負担金等は組合によるものと理解してよろしいでしょうか、ご教示願います。	ご理解のとおりです。
228	業務要求水準書			受変電設備	29	3	3	(2)	ウ	(イ)	a	高圧受電1回線引込みとの要求水準において、法定点検時の対応についてのお考えをご提示ください。	法定点検時、最低限必要な電源供給については自家発電により行うことを想定しています。
229	業務要求水準書			電気設備	29	3	3	(2)	ウ	(イ)	b	電源確保のためのバックアップとして設置する非常用発電機において、給電する必要のある設備、エリア等をご提示ください。	【別紙1】各室性能表 電源設備及び照明設備をご参照ください。
230	業務要求水準書			受変電設備	29	3	3	(2)	ウ	(イ)	b	・・・非常用発電機を設置し、72時間分の電源を確保する。・・・とあるが、発電機回路を要する諸室について、該当対象諸室をお示しください。	質問No229をご参照ください。
231	業務要求水準書			幹線設備	29	3	3	(2)	ウ	(オ)		幹線ルートへの二重化は、更新対応の敷設用に異ルート確保を行えばよろしいでしょうか。	実装してください。
232	業務要求水準書			幹線設備	29	3	3	(2)	ウ	(オ)	d	「各階幹線ルートは二重化を図り、電力供給における信頼性を向上させる。」と記載がありますが、二重化とは、具体的にどのような事象が発生し電力遮断が起きた場合の供給を想定し、二重化を計画すればよろしいでしょうか、ご教示願います。	事故や火災等の何らかの原因により、一方の幹線ルートが切断される事態が生じた場合でも、他方ルートにより、電力供給が可能となるような計画としてください。
233	業務要求水準書			各階幹線ルート	29	3	3	(2)	ウ	(オ)	d	「各階幹線ルートは二重化を図り」とありますが、幹線ルートを別ルートとし、一つの盤に2系統の幹線を布設する、との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
234	業務要求水準書			各階幹線ルート	29	3	3	(2)	ウ	(オ)	d	各階幹線ルートは二重化を図り、とありますが重要回路の盤に二重化と、認識して宜しいですか。ご教示願います。	全てを対象とします。

No.	資料名	別紙	要求水準 別添資料	タイトル(項目名)	該当箇所							質問内容	回答
					頁	第○	○	(○)	カナ	(カナ)	英字		
235	業務要求水準書			電話設備	30	3	2	(3)	ウ	(ク)	e	署所間の通話とありますが、この署所とは盛岡消防組合が管轄する署所を指しているのでしょうか。	ご理解のとおりです。
236	業務要求水準書			電話設備	30	3	2	(3)	ウ	(ク)	e	署所間の通話とありますが、この署所はIP電話機能がすでに備えられていると考えてよいのでしょうか。仮にIP電話が整備されていない場合は、その整備は本事業に含まれるのでしょうか。	現庁舎はIP電話機能が整備されておりますが、署所間のIP網は整備されておりません。署所間のIP網は、別途組合が整備する情報通信システムにより整備する計画であり、電話機能をIP網に接続し、署所間の通話料が発生しない計画としてください。
237	業務要求水準書			電話設備	30	3	3	(2)	ウ	(ク)	d	将来の回線の増幅は何回線程度を想定されていますか？	現時点で具体的な増幅の予定はありません。
238	業務要求水準書			電話設備	30	3	3	(2)	ウ	(ク)	e	電話設備に関しては構内電話網と、IP電話のための専用IP網の2つを構築するのでしょうか。	ご理解のとおりです。
239	業務要求水準書			情報設備	30	3	3	(2)	ウ	(ケ)		『盛岡市LAN』とは盛岡市庁内基幹LANとの理解でよろしいですか。	ご理解のとおりです。
240	業務要求水準書			放送設備	31	3	3	(2)	ウ	(シ)	e	AV装置のスペックをご提示ください。	会議用と講習会用の対応ができるものとしてください。
241	業務要求水準書			電気時計設備	31	3	3	(2)	ウ	(ス)	a	親時計の設置場所はどこですか。また、山岸出張所にも同種の時計を設置しますか。	新庁舎は通信指令課事務室に、出張所は事務室に設置してください。
242	業務要求水準書			電気時計設備	31	3	3	(2)	ウ	(ス)	b	子時計は親時計と連動した時間補正機能が必要でしょうか。	ご理解のとおりです。
243	業務要求水準書			保安カメラ設備	31	3	3	(2)	ウ	(セ)		「建物内エントラス、見学者対応エリア、建物外周及び訓練スペース等に夜間においても確認可能な保安カメラ(映像録画機付)を設置する。」と記載がありますが、録画機機能の容量をご教示願います。	7日以上の録画容量としてください。
244	業務要求水準書			保安カメラ設備	31	3	3	(2)	ウ	(セ)		映像録画機能付について、アナログ方式・デジタル方式の指定をご提示ください。	特に指定はありません。
245	業務要求水準書			セキュリティ設備	31	3	3	(2)	ウ	(タ)	a	『24時間休みなく安全に稼働できるようなセキュリティシステムを構築する』とありますが、構築するセキュリティシステムの内容については、事業者の提案との理解でよろしいですか。あるいは、庁内の基準があるのであれば、具体的にご教示願います。	保安カメラ設備や各室の入退室要件等の要求水準を踏まえ、事業者にてご提案ください。

No.	資料名	別紙	要求水準 別添資料	タイトル(項目名)	該当箇所						質問内容	回答	
					頁	第○	○	(○)	カナ	(カナ)			英字
246	業務要求水準書			セキュリティ設備	31	3	3	(2)	ウ	(ウ)	b	『人事管理室、通信指令室及び作戦室にセキュリティ設備を設ける』とありますが、セキュリティ設備の内容に関して具体的にご教示願います。	出入口にテンキーロック式錠等を設ける計画としてください。
247	業務要求水準書			セキュリティ設備	31	3	3	(2)	ウ	(ウ)	b	人事管理室他に設けるセキュリティ設備についてナンバー錠や非接触型カード錠、生体認証錠などの指定がありましたらご提示ください。	質問No.246をご参照ください。
248	業務要求水準書			太陽光発電設備	31	3	3	(2)	ウ			自立運転出力は無しとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
249	業務要求水準書			機械設備	32	3	3	(2)	エ	(ア)	f	空調換気設備の非常用発電機によるバックアップを行う室は通信指令室、作戦室、通信指令機械室のみの理解でよろしいでしょうか。また、運転能力は100%必要でしょうか。	ご理解のとおりです。
250	業務要求水準書			給水設備	32	3	3	(2)	エ	(イ)		給水設備の容量算定にあたり、庁舎常時在室人員をご教示下さい。(新庁舎及び出張所)	1日あたり、新庁舎は70人程度、出張所は10人程度が常時勤務します。
251	業務要求水準書			給水設備 雨水利用	32	3	3	(2)	エ	(イ)	b	雨水利用の設計基準は、「排水再利用・雨水利用システム計画基準・同解説」公共建築協会平成16年版で、よろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
252	業務要求水準書			給水設備 雨水利用	32	3	3	(2)	エ	(イ)	b	雨水利用の代替率が20%程度となるようにありますが、雨が少ない時期等考えますと、大きめの貯水槽が必要と考えられます。又、気候変動による不安定も考えられますので、降雨量望める時に対し20%の代替目標値程度の考えでよろしいでしょうか。	運用時に常時という考え方ではなく、設計時点において過去の降雨量データ等より年間を通した妥当な値としての雨水利用代替率20%程度が確保できていれば結構です。
253	業務要求水準書			給湯設備	32	3	3	(2)	エ	(ウ)		浴室の浴槽について、特に記載がありませんが、ろ過循環設備は必要と考えた方がよろしいでしょうか。	事業者にて適宜ご提案ください。
254	業務要求水準書			衛生設備	32	3	3	(2)	エ	(オ)		多目的トイレの配置について、本庁舎、出張所庁舎とも設置範囲事業者側が必要と思われる配置での設置でよいか。指定がある場合は、設置条件をお示しください。	質問No.333をご参照ください。

No.	資料名	別紙	要求水準 別添資料	タイトル(項目名)	該当箇所							質問内容	回答
					頁	第○	○	(○)	カナ	(カナ)	英字		
255	業務要求水準書			ガス設備	33	3	3	(2)	エ	(カ)		盛岡ガスが供給する都市ガスの使用を前提に計画してよろしいですか。 「別添資料3敷地インフラ現況図」には新設ガス管PEWと表示されていますが、これは中圧管で耐震性能評価を取得しているのでしょうか。 もし、耐震性能評価を取得している場合は非常用熱源として利用できるとの理解でよろしいですか。 もし、耐震性能評価を取得していない場合、災害時のガス設備に対するお考えをお示し願います。	ガス管は低圧管で、耐震性能評価は取得していないとの盛岡ガスからの回答です。ガスの使用及び災害時の対応については、事業者にて適宜ご提案ください。
256	業務要求水準書			換気設備	33	3	3	(2)	エ	(ケ)	f	排ガス浄化・排気システムとありますが、具体的な仕様をご教示ください。 もしくは、排ガス浄化・排気システムが必要な車両の排気量、使用燃料をご提示ください。 また、システムはご指定の車両台数分必要とのことでよろしいでしょうか。	仕様については、事業者にて適宜ご提案ください。また、排ガス浄化・排気システムが必要な車両の排気量及び使用燃料は、以下のとおりです。 指揮車 3.45L ガソリン 化学消防ポンプ自動車 6.49L 軽油 屈折はしご付消防ポンプ自動車 7.96L 軽油 はしご付消防自動車 12.5L 軽油 救助工作車 6.4L 軽油 高規格救急自動車 3.49L ガソリン
257	業務要求水準書			換気設備	33	3	3	(2)	エ	(ケ)	f	緊急車両6台各々の燃料種類と排ガス量をご指示願います。	ご質問No256をご参照ください。
258	業務要求水準書			厨房設備	33	3	3	(2)	エ	(コ)	a	「各階の食堂に、…自炊可能な厨房設備を設ける。」とありますが、これは要求諸室の「食堂(140㎡と30㎡)」をさすという理解で宜しいでしょうか。あるいは各階とありますので、食堂及び給湯室(ミニキッチン要求あり)をさすものなのでしょうか。お考えをお示ください。	中央消防署及び通信指令課の食堂を対象とします。
259	業務要求水準書			盛岡中央消防諸主要諸室の機能	33	3	3	(2)	オ	(7)		食堂は30人が何回転すると思えばよろしいですか。	食堂は、職員が自炊に使用するもので、来庁者が使用するものではありません。また、調理の外注は計画しておりません。
260	業務要求水準書			事務室	34	3	3	(2)	オ	(7)		勤務者の数が机の数より多いですが、係長席、係員席は複数人で使用しますか。(1つの机で最高何人で使われますか)	係長席は1人使用、係員席は隔日勤務者2人が交替で使用します。
261	業務要求水準書			事務室	34	3	3	(2)	オ	(7)		個人の収納は、可動ワゴンでの管理ですか。置場は机下を想定されていますか	ご理解のとおりです。
262	業務要求水準書			事務室	34	3	3	(2)	オ	(7)		事務室内応接セットは仕切り(ローパーテーション)は必要ですか	不要です。

No.	資料名	別紙	要求水準 別添資料	タイトル(項目名)	該当箇所							質問内容	回答
					頁	第○	○	(○)	カナ	(カナ)	英字		
263	業務要求水準書			事務室	34	3	3	(2)	オ	(ア)		事務室内の応接セットの位置で、考慮する事項がありますか (例:受付近く 窓際 など)	副署長席付近の配置が望ましいと考えます。
264	業務要求水準書			事務室	34	3	3	(2)	オ	(ア)		管理職の機の配置で、単独に配置するのはどの役職からでしょうか	副署長席は単独配置としてください。
265	業務要求水準書			事務室	34	3	3	(2)	オ	(ア)		管理職の方で、課員と同じ機の向きにすることが可能な役職はありますか	係長以外は同じ向きとして構いません。
266	業務要求水準書			給湯室	34 40 41 46	3	3	(2)	オ	(ア)		【給湯室共通】 給湯室で必要なお湯は、洗い用(45～60℃)のみで、飲料用熱湯は必要なく、飲料用は別紙3-1に記載の電気ポットにて対応されると考えてよろしいですか。	ご理解のとおりです。なお、飲料用は電気ポット及びコンロにて対応するものです。
267	業務要求水準書			会議室	35	3	3	(2)	オ	(ア)		「消防署長室及び事務室に隣接させる」との記載がありますが、廊下をはさんだ配置としてもよろしいでしょうか。 また、消防署長室および事務室から直接出入りさせる必要はないと考えてよろしいでしょうか。	不可とします。また、会議室は消防署長室及び事務室から直接出入りできる配置としてください。
268	業務要求水準書			査察台帳保管庫	35	3	3	(2)	オ	(ア)		「事務室(予防係)に隣接して設ける」との記載がありますが、廊下をはさんだ配置としてもよろしいでしょうか。 また、事務室から直接出入りさせる必要はないと考えてよろしいでしょうか。	不可とします。また、査察台帳保管庫は事務室から直接出入りできる配置としてください。
269	業務要求水準書			食堂	35	3	3	(2)	オ	(ア)		休憩スペース間仕切りのイメージは、衝立のような簡易なものですか？ スライディングウォールのようなしっかり分割できるものですか？	畳敷きの休憩スペースは、スライディングウォール等により区画できる計画としてください。また、食堂と休憩室間の間仕切りは、衝立等の簡易的な仕切りで構いません。
270	業務要求水準書			食堂	35	3	3	(2)	オ	(ア)		畳敷スペースの広さのイメージはどの程度ですか	10～12畳程度を想定しております。
271	業務要求水準書			食堂	35	3	3	(2)	オ	(ア)		食堂の休憩室は、畳敷き部分と食事を行う場所の一部にソファなどが配置されたオープンな場所との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
272	業務要求水準書			浴室・脱衣室	35	3	3	(2)	オ	(ア)		浴室・脱衣室・洗面室は男性用で、女性は女性仮眠室兼更衣室のユニットバスを利用するとの理解でよろしいですか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	別紙	要求水準 別添資料	タイトル(項目名)	該当箇所							質問内容	回答
					頁	第〇	〇	(〇)	カナ	(カナ)	英字		
273	業務要求水準書			浴室・脱衣室	35	3	3	(2)	オ	(ア)		浴室・脱衣室について、浴槽の記載が無いため必要なしとの理解でよろしいでしょうか。	浴槽は必要です。
274	業務要求水準書			洗面室	36	3	3	(2)	オ	(ア)		洗面用具を収納するメタルラックとありますが、置かれるものの想定を教えてください。	洗面器、シャンプー、リンス等を収納します。
275	業務要求水準書			消防隊仮眠室兼更衣室 女性仮眠室兼更衣室	36	3	3	(2)	オ	(ア)		各ベッドの仕切りは、カーテンやアコーディオンドアなどでも可能ですか	不可とします。
276	業務要求水準書			消防隊仮眠室兼更衣室	36	3	3	(2)	オ	(ア)		消防隊仮眠室兼更衣室の遮光カーテンは、遮光ブラインドとしてもよろしいでしょうか。(遮光カーテン設置室に関しても同等)	遮光カーテンとしてください。
277	業務要求水準書			救急隊仮眠室	37	3	3	(2)	オ	(ア)		救急隊仮眠室は、あくまで仮眠する室として洗面などは、洗面室が兼ねるとの理解でよろしいでしょうか。なお、更衣は仮眠室に含むと考えてよろしいでしょうか。	救急隊仮眠室に洗面機能は不要です。また、救急隊の更衣は、消防隊仮眠室兼更衣室を使用します。
278	業務要求水準書			車庫	37	3	3	(2)	オ	(ア)		『車両への乗り込みが迅速に行えるように適切な間隔で車両を駐車できる計画とする』とありますが、適切な間隔とは業務要求水準書54ページの 消防車両等の概要、備考に示された車両間隔との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
279	業務要求水準書			車庫の天井高(別紙1)	37	3	3	(2)	オ	(ア)		車庫の天井高は、車両上部での作業に支障のない高さを確保するとある一方で別紙1には、機器下4.5mと要求されております。車両の高さに応じて機器下4.5m未満となる箇所があってもよろしいでしょうか。また、別棟に車庫を計画した場合の考え方についてもあわせてご教示下さい。	車両上部での作業に支障のない高さが確保されていれば、部分的に高さが4.5m未満でも可とします。また、別棟車庫についても同様とします。
280	業務要求水準書			車庫	37	3	3	(2)	オ	(ア)		『車両の排気ガス対策として、排気ガス浄化・排出システム(緊急車両6台分)を設ける』とありますが、排気ガス浄化・排出システムの仕様があれば、ご教示願います。	質問No.256をご参照ください。
281	業務要求水準書			車庫	37	3	3	(2)	オ	(ア)		車両の排気ガス対策として…中略…なお、将来の車両の配置換えに対応できる計画とするとありますが、緊急車両6台が車庫の中で配置換えすることを意図しているのでしょうか。例えば、高規格救急自動車は救急資材庫や救急資材庫との関連があったり、はしご付消防自動車等の大型車両は出動の円滑性を考えるとある程度場所が限られてきたりするのではないかと考えておりますので、もし、想定されている車両の配置換えがありましたら教えていただけないでしょうか。	現在、具体的に想定している車両の配置換え等はありません。将来的に車両の機種や規格、編成などに変更等が生じた場合でも、ある程度柔軟に対応できる車庫の計画を求めるものです。

No.	資料名	別紙	要求水準 別添資料	タイトル(項目名)	該当箇所							質問内容	回答
					頁	第○	○	(○)	カナ	(カナ)	英字		
282	業務要求水準書			車庫	37	3	3	(2)	オ	(7)		車庫の【機能】として、暖房設備を設けるとありますが、車庫棟(別棟)を設けた場合、車庫棟(別棟)にも暖房設備は必要でしょうか。また他にも車庫棟(別棟)に必要な【機能】がありましたら、お示ください。	別棟車庫に暖房設備は不要です。なお、タイヤ等を収納する棚等の設置が望ましいと考えます。
283	業務要求水準書			車庫	37	3	3	(2)	オ	(7)		「【機能】・救急車に近接して電源を設ける。」と記載がありますが、電源の仕様(電圧・容量・形状等)をご教示願います。	一般的な商用電源(100V)としてください。
284	業務要求水準書			車庫	37	3	3	(2)	オ	(7)		車庫内の足洗い場について、同時に使用する人数は何名と想定すればよろしいでしょうか。	2人程度を想定しています。
285	業務要求水準書			車庫	37	3	3	(2)	オ	(7)		『ホース収納棚(シャッター付、65本程度)を設ける』とありますが、ホース収納棚の大きさ、仕様等お示し願います。	適宜ご提案ください。
286	業務要求水準書			車庫	37	3	3	(2)	オ	(7)		乾燥機に関しては電気式との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
287	業務要求水準書			車庫	37	3	3	(2)	オ	(7)		消防団の車両の置き場の近くで南部はしご乗りの訓練をしたいとのことですが、車両が庁舎棟と別棟車庫に分かれる場合は、南部はしごの訓練を分けることは可能でしょうか。消防団の車両はどちらかにまとめるべきでしょうか。	南部はしご乗りの訓練スペースは、庁舎棟の車庫に設置してください。また、消防団車両が別棟車庫に配置される場合、訓練スペースは、消防団車両の置き場付近とならなくても構いません。
288	業務要求水準書			資機材庫	38	3	3	(2)	オ	(7)		別棟車庫を設けた場合、車庫に隣接した資材庫は、新庁舎内の車庫と別棟車庫の双方に隣接して設けることは可能でしょうか。可能な場合、2つの資材庫の合計床面積が業務要求水準の床面積以上を確保すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
289	業務要求水準書			資機材庫の天井高(別紙1)	38	3	3	(2)	オ	(7)		資材庫を複数分割して設ける場合、一部の資材庫を天井高3.4m確保すれば、他の資材庫の天井高は3.4m未満でもよろしいでしょうか。	不可とします。
290	業務要求水準書			資機材庫	38	3	3	(2)	オ	(7)		資機材庫を2室に分割して配置する場合には、1室を庁舎に1室を別棟駐車場に配置してもよろしいでしょうか。	質問No.288をご参照ください。
291	業務要求水準書			救急消毒室	38	3	3	(2)	オ	(7)		『救急活動で汚染された衣類及びストレッチャー等の資機材の洗浄を行う部屋として利用する。』とありますが、防疫上の配慮は不要でしょうか。	救急消毒室は、オゾンガス発生装置で消毒する計画としています。

No.	資料名	別紙	要求水準 別添資料	タイトル(項目名)	該当箇所							質問内容	回答
					頁	第〇	〇	(〇)	カナ	(カナ)	英字		
292	業務要求水準書			救急消毒室	38	3	3	(2)	オ	(ア)		車庫及び廊下から直接出入りできるものとすると思いますが、出動準備室を廊下と兼用し、車庫及び出動準備室から出入りするものとしてもよろしいでしょうか。	不可とします。
293	業務要求水準書			油庫	39	3	3	(2)	オ	(ア)		油庫のガソリンと混合燃料計100Lに対し、其々の比率をご指示願います。	未定です。
294	業務要求水準書			大会議室	40	3	3	(2)	オ	(ア)		説明会の際にスクリーンに提示された、組合議会についての開催イメージ写真をご提示ください。	質問No.58をご参照ください。
295	業務要求水準書			大会議室	40	3	3	(2)	オ	(ア)		【機能】・盛岡市のLAN回線を設ける」と記載がありますが、回線数は、1回線と考えてよろしいでしょうか、ご教示願います。	ご理解のとおりです。パソコンを20台設置できる計画としてください。
296	業務要求水準書			給湯室	40	3	3	(2)	オ	(ア)		ミニキッチンにコンロは必要でしょうか(共通)	必要です。
297	業務要求水準書			給湯室	40	3	3	(2)	オ	(ア)		大会議室の給湯室は、廊下を挟んでの配置と考えてもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
298	業務要求水準書			消防次長室	40	3	3	(2)	オ	(イ)		消防次長室は「事務室に隣接させる」との記載がありますが、事務室から直接出入りさせる必要はないと考えてよろしいでしょうか。また、事務室と廊下をはさんだ配置としてもよろしいでしょうか。	消防次長室は事務室から出入りできる計画としてください。また、廊下を挟んだ配置は不可とします。
299	業務要求水準書			事務室	40	3	3	(2)	オ	(イ)		管理職の机の配置で、単独に配置するのはどの役職からでしょうか	課長及び課長補佐とします。
300	業務要求水準書			事務室	40	3	3	(2)	オ	(イ)		管理職の方で、課員と同じ机の向きにすることが可能な役職はありますか	課長及び課長補佐以外は同じ向きとして構いません。
301	業務要求水準書			事務室	40	3	3	(2)	オ	(イ)		事務室内応接セットは仕切り(ローパーテーション)は必要ですか	不要です。
302	業務要求水準書			事務室	40	3	3	(2)	オ	(イ)		事務室内の応接セットの位置で、考慮する事項がありますか (例:受付近く 窓際 など)	事業者にて適宜ご提案ください。
303	業務要求水準書			事務室	41	3	3	(2)	オ	(イ)		『机の配置は課毎に行い効率的で明解なレイアウトとする』とありますが、机の配置も事業者の提案に含まれるとの理解でよろしいですか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	別紙	要求水準 別添資料	タイトル(項目名)	該当箇所							質問内容	回答
					頁	第〇	〇	(〇)	カナ	(カナ)	英字		
304	業務要求水準書			物品庫	42	3	3	(2)	オ	(イ)		『防火衣を収納できるスペースを設ける。』とありますが、スペースの大きさ、棚あるいはフックなど特別な仕様があればご教示願います。	特別な仕様はありません。各課の職員の防火衣(上下、防火帽、長靴)を収納できる計画で事業者にて適宜ご提案ください。
305	業務要求水準書			物品庫	42	3	3	(2)	オ	(イ)		物品庫は3室に区画して設けるとありますが、3室離れた配置としてもよろしいでしょうか。	可とします。
306	業務要求水準書			物品庫	42	3	3	(2)	オ	(イ)		物品庫は3室に区画する必要があると記載がありますが、それぞれ廊下から出入りする必要がありますでしょうか。	それぞれ廊下から出入りが可能な計画としてください。
307	業務要求水準書			物品庫	42	3	3	(2)	オ	(イ)		物品庫3室については離れて計画しても問題ないでしょうか。	質問No.305をご参照ください。
308	業務要求水準書			リフレッシュルーム	43	3	3	(2)	オ	(イ)		サンタリーロッカーはの数量は男性更衣室と同じく28人分必要ではないでしょうか。	リフレッシュルームのサンタリーロッカーは、27人分としてください。 なお、業務要求水準書P42男性更衣室【機能】「28人分」は「27人分」に訂正します。
309	業務要求水準書			通信指令室・作戦室	43	3	3	(2)	オ	(ウ)		通信指令室や作戦室の上の階に水廻りの部屋を配置すると考えたとき、折板や二重スラブなどの対応を行うことで計画が可能と考えてもよろしいでしょうか。	通信指令室や作戦室、通信指令機械室の直上には、水廻りの室を配置しない計画としてください。
310	業務要求水準書			通信指令室	43	3	3	(2)	オ	(ウ)		システム機器の表示板を別紙5の7頁諸元表を基にレイアウトすると6頁に入りきれません。車両運用表示盤、支援情報表示盤幅、多目的情報表示盤寸法は4面とも4,106となるのでしょうか。	【別紙5】は参考資料として示しているもので、P6のレイアウトはイメージとして例示しているものです。
311	業務要求水準書			事務室	44	3	3	(2)	オ	(ウ)		課員の机、可動ワゴンは、3人で1台を使用することを想定していますか	机は2人で1台を使用し、可動ワゴンは課員のうち7人が2台、17人が1台を使用する予定です。
312	業務要求水準書			事務室	44	3	3	(2)	オ	(ウ)		個人の収納は、可動ワゴンでの管理ですか。置場は机下を想定されていますか	机下に入りきらない可動ワゴンについては、収納スペースを活用します。
313	業務要求水準書			事務室	44	3	3	(2)	オ	(ウ)		管理職の機の配置で、単独に配置するのはどの役職からでしょうか	課長のみ単独席とします。

No.	資料名	別紙	要求水準 別添資料	タイトル(項目名)	該当箇所							質問内容	回答
					頁	第○	○	(○)	カナ	(カナ)	英字		
314	業務要求水準書			事務室	44	3	3	(2)	オ	(ウ)		管理職の方で、課員と同じ机の向きにすることが可能な役職はありますか	課長以外は同じ向きとして構いません。
315	業務要求水準書			作戦室	44	3	3	(2)	オ	(ウ)		作戦室に関して、「事業期間中の消防指令システムの更新時に通信指令室として機能するよう考慮」とあるが、これは作戦室も通信指令室と同等の機能が必要で、通信指令室の要求水準を準用するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
316	業務要求水準書			通信指令機械室	45	3	3	(2)	オ	(ウ)		消防システム及び消防業務システム等の機械室として利用するとありますが、庁舎付帯設備(電灯盤、MDF端子盤、電話交換機等)の設置は可能ですか。	設置できません。
317	業務要求水準書			女性仮眠室兼更衣室	46	3	3	(2)	オ	(ウ)		各ベッドの仕切りは、カーテンやアコーディオンドアなどでも可能ですか	不可とします。
318	業務要求水準書			事務室	46	3	3	(2)	オ	(エ)		管理職の机の配置で、単独に配置するのはどの役職からでしょうか	課長及び課長補佐とします。
319	業務要求水準書			事務室	46	3	3	(2)	オ	(エ)		管理職の方で、課員と同じ机の向きにすることが可能な役職はありますか	課長及び課長補佐以外は同じ向きとして構いません。
320	業務要求水準書			事務室	46	3	3	(2)	オ	(エ)		事務室内応接セットは仕切り(ローパーテーション)は必要ですか	不要です。
321	業務要求水準書			事務室	46	3	3	(2)	オ	(エ)		事務室内の応接セットの位置で、考慮する事項がありますか (例:受付近く 窓際 など)	事業者にて適宜ご提案ください。
322	業務要求水準書			男性更衣室	47	3	3	(2)	オ	(エ)		簡易ベッドの使用目的を教えてください。	気象警報発令時に職員が仮眠に使用するものです。
323	業務要求水準書			防災資機材庫	47	3	3	(2)	オ	(エ)		保管する防災資機材(テント、毛布等)は全て事業費には含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	別紙	要求水準 別添資料	タイトル(項目名)	該当箇所							質問内容	回答
					頁	第○	○	(○)	カナ	(カ)	英字		
324	業務要求水準書			防災学習コーナー	48	3	3	(2)	オ	(オ)		防災学習コーナーのエントランスには、カウンターを設けることとなっておりますが、受付管理室で防災学習コーナーの受付を兼ねることは可能でしょうか。もしくは防災学習コーナー専用の受付カウンターが必要でしょうか。	学習コーナーのカウンターは内線電話を設置するもので、専用に必要となります。
325	業務要求水準書			防災学習コーナー	48	3	3	(2)	オ	(オ)		防災学習コーナーのエントランスに、「多数の利用者が同時に利用する際の滞留及びガイダンススペースを設ける」とあるが、ある程度の滞留・ガイダンススペースは確保しつつ、団体の利用者への対応は多目的ホール(防災シアター)を活用することは可能でしょうか。	多目的ホールがエントランスに近いことや、防災シアターとしての利用が制限されないことなどに配慮されている場合は、活用することは可能と考えます。
326	業務要求水準書			防災学習コーナー	48	3	3	(2)	オ	(オ)		現状、展示を予定している物がございますか？	特にありません。なお、事業者から要望があれば、別途協議し、消防資機材等で可能なものは提供します。
327	業務要求水準書			防災学習コーナー	48	3	3	(2)	オ	(オ)		地震体験は必要ではないとのことですが、その他の体験装置の必要性はありますでしょうか。(煙、消火、通報など)	事業者にて適宜ご提案ください。ただし、煙体験については、訓練塔1階の検索訓練室の活用が可能と考えます。
328	業務要求水準書			防災学習コーナー	48	3	3	(2)	オ	(オ)		「地域の特性と防災の重要性」とは具体的に何かございますか？	事業者にて適宜ご判断ください。
329	業務要求水準書			防災学習コーナー	48	3	3	(2)	オ	(オ)		防災シアターで放映する具体的なコンテンツ内容はございますか？	事業者にて適宜ご提案ください。
330	業務要求水準書			廊下	49	3	3	(2)	オ	(カ)		職員用玄関から中央消防署消防隊仮眠室兼更衣室へ至る廊下に75人分の下足箱を設置するとありますが、廊下に配置することも可と考えてよろしいでしょうか。	通行に支障がなければ可とします。
331	業務要求水準書			廊下	49	3	3	(2)	オ	(カ)		通信指令課フロアは見学スペースを除き上足とすることが条件にありますが、履き替えが必要な箇所が複数あったとした場合でも、25人分の下足箱は1箇所としてよろしいでしょうか。	履き替え箇所は1ヶ所とし、25人分の下足箱を1ヶ所に設けてください。
332	業務要求水準書			廊下	49	3	3	(2)	オ	(カ)		通信指令課の下足箱は廊下に設けると考えてよろしいでしょうか。	通行に支障がなければ可とします。
333	業務要求水準書			多目的トイレ	50	3	3	(2)	オ	(カ)		各階に設置でしょうか？また、オスマイトも各階設置でしょうか？	多目的トイレの設置は1ヶ所を想定しておりますが、設置数及び設置階等については、適宜ご提案ください。

No.	資料名	別紙	要求水準 別添資料	タイトル(項目名)	該当箇所						質問内容	回答	
					頁	第○	○	(○)	カナ	(カ)			英字
334	業務要求水準書			電波塔	50	3	3	(2)	オ	(カ)		別紙5にはデジタル無線用空中線の設置高(給電点高さ)がGL+56mとありますが、この高さが満足できれば鉄塔自体の高さをGL+59.5m以下にしてもよろしいでしょうか。	業務要求水準書【別紙5】に示す空中線の設置高GL+56mは決定ではありません。電波塔の高さは、GL+59.5mで計画してください。
335	業務要求水準書			電波塔	50	3	3	(2)	オ	(カ)		電波塔の変位性能などの仕様をご提示ください。	3段コーリニア型空中線は無指向性空中線です。よって電波塔の変位性能は考慮しなくて良いと考えています。
336	業務要求水準書			機械室等	50	3	3	(2)	オ	(カ)		2階以上に設置とありますが、給排水設備で受水槽など、2階以上の設置が難しい設備があります。場合によっては地上階など、2階以上に設けない提案を行っても宜しいでしょうか。	給排水設備については、必ず2階以上の設置とする必要はありません。
337	業務要求水準書			機械室等	50	3	3	(2)	オ	(カ)		庁舎の受変電設備及び給排水・空調設備等の設置スペース。 機能にて、2階以上に設置するとありますが、給排水、消火などの水槽類及びそれに接続される機器類も全て2階以上の設置要求でしょうか。 又、屋外(外構)の設置も可能でしょうか。	質問No.336をご参照ください。また、屋外設置でも可とします。
338	業務要求水準書			機械室等	50	3	3	(2)	オ	(カ)		【用途】・庁舎の受変電設備及び給排水・空調設備等の設置スペース。【機能】・機器の搬出入やメンテナンス等に配慮した計画とし、2階以上に設置する。」と記載がありますが、給排水設備において、2階以上に設置される機器とは何の機器を想定されているのでしょうか、ご教示願います。	質問No.336、337をご参照ください。
339	業務要求水準書			清掃員控室	50	3	3	(2)	オ	(カ)		清掃員控室は何名入るか想定等ございましたら教えてください。	事業者の計画によるものです。
340	業務要求水準書			外構等の機能	50	3	3	(2)	オ	(キ)	a	新庁舎の屋外、外構部分に受水槽(給水タンク)を設置する提案は可能でしょうか。	質問No.336をご参照ください。
341	業務要求水準書			自家用給油設備	50	3	3	(2)	オ	(キ)	a	自家用給油設備のガソリンと軽油の計20kLに対し、其々の比率をご指示願います。	ガソリン10kL、軽油10kLの計画としています。
342	業務要求水準書			自家用給油設備	50	3	3	(2)	オ	(キ)	a	ガソリンと軽油の貯蔵比率は1:1で宜しいでしょうか。比率に指定があればご教示下さい。また、給油機器の台数指定はありますでしょうか。	質問No.341をご参照ください。また、計量機は1台を想定しています。

No.	資料名	別紙	要求水準 別添資料	タイトル(項目名)	該当箇所						質問内容	回答	
					頁	第○	○	(○)	カナ	(カナ)			英字
343	業務要求水準書			自家用給油設備	50	3	3	(2)	オ	(キ)	a	給油空地を設定し、その空地境界から建物躯体までの間に給油のみの為に通路を確保する場合、その通路幅は7.5m確保する必要があるのでしょうか。	質問No.214をご参照ください。
344	業務要求水準書			自家用給油設備	50	3	3	(2)	オ	(キ)	a	説明会の際にスクリーンに提示された、自家用給油設備についての説明図をご提示ください。	組合のホームページに掲載します。
345	業務要求水準書			耐震性貯水槽	51	3	3	(2)	オ	(キ)	a	耐震性貯水槽とありますが、耐震性とはどのような基準でしょうか。	消防防災施設整備費補助金交付要綱別表第3. 第1耐震性貯水槽に示す規格としてください。なお、要綱については、総務省消防庁のホームページに掲載されております。
346	業務要求水準書			耐震性貯水槽	51	3	3	(2)	オ	(キ)	a	耐震性貯水槽は、別添資料5にある「訓練専用スペース」内に配置してもよろしいでしょうか。	可とします。なお、設置場所の詳細については、組合と協議が必要となります。
347	業務要求水準書			耐震性貯水槽	51	3	3	(2)	オ	(キ)	a	貯水槽の蓋から2m以内に駐車とありますが、消防ポンプ自動車のどの部分が2m以内になければならないのでしょうか。ご教示願います。	車両後方部が貯水槽の蓋から2m以内に接近できる計画としてください。
348	業務要求水準書			自家発電設備用燃料タンク	51	3	3	(2)	オ	(キ)	a	自家発電設備が連続して72時間以上稼働できる容量を確保する。」とあり、貯蔵燃料は事業者負担と理解しますが、油庫(39頁記載)及び自家用給油設備(50頁記載)の貯蔵燃料は貴組合が調達するとの理解で宜しいでしょうか。	自家発電設備用燃料は、初回引き渡し時のみ事業者の負担とし、以後の調達は組合が行います。また、油庫及び自家用給油設備の貯蔵燃料についてはご理解のとおりです。
349	業務要求水準書			車両出動表示灯	51	3	3	(2)	オ	(キ)	a	ポールに施設名看板を設けるとありますが、出動表示灯文字に施設名表示を組みこめば代用できますか。	不可とします。
350	業務要求水準書			来庁者用駐車場	51	3	3	(2)	オ	(キ)	b	大型バス2台以上の臨時駐車スペースは、訓練スペースなどと兼用可能と考えてもよろしいでしょうか。	訓練専用スペース以外の訓練スペースは可とします。
351	業務要求水準書			来庁者用駐輪場・職員用駐輪場	51	3	3	(2)	オ	(キ)	b	来庁者及び職員用駐輪場において、スライド式もしくは上下2段式駐輪ラックを採用することは可能でしょうか。	要求水準上は問題ありませんが、使い勝手及び修繕、維持管理等を考慮し、適宜ご提案ください。
352	業務要求水準書			ごみ置場・リサイクル庫	52	3	3	(2)	オ	(キ)	a	ごみ置場・リサイクル庫の具体的な広さ、必要設備(棚等あれば)をご教示ください。	事業者の維持管理計画等により、適宜ご提案ください。

No.	資料名	別紙	要求水準 別添資料	タイトル(項目名)	該当箇所						質問内容	回答	
					頁	第○	○	(○)	カナ	(カナ)			英字
353	業務要求水準書			囲障・植栽	52	3	3	(2)	オ	(キ)	d	「雫石川の境界線沿いは、部分的な植栽とし、連続した植栽帯とならない計画」との記載がありますが、数か所出入りが可能な部分を設置する程度でもよろしいでしょうか。(最低限の植栽帯を設置しない比率について指定がありましたらご教示ください)	ご質問の内容で結構です。比率等は特にありません。
354	業務要求水準書			囲障・植栽	52	3	3	(2)	オ	(キ)	d	「敷地境界線部分には、地先境界ブロック等を設置し、植栽による柔らかな囲障を形成する。」とありますが、一方で「雫石川の境界線沿いは、部分的な植栽とし、連続した植栽帯とならない計画とする。」とあります。上記によれば外周部はフェンス等の囲障ではなく植栽帯によるものを求めていると読み取れますが、下記では河川側は連続した植栽が不可とあり、同境界部分の囲障計画の要求水準が読み取れません。河川側には囲障は不要という理解で宜しいのでしょうか。あるいはフェンス等の囲障が必要と考えれば宜しいのでしょうか。お考えをお示しください。	河川側の敷地境界線部分は、フェンス等の囲障は不要です。質問No.353をご参照ください。
355	業務要求水準書			消防車両等の概要	53	3	3	(2)	カ			後方駐車を可とする車両は、車庫の背面を解放させないことができる車両として「○」が付されていると解釈しています。シャッター等で車庫の背面を解放させれば他の車両も後方駐車ができると考えますが、宜しいでしょうか。また、3台縦列の場合のみ、その真ん中の車両は「○」の車両でなければならないとの解釈で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
356	業務要求水準書			消防車両等の概要	53	3	3	(2)	カ			3台の縦列駐車とする場合、後方駐車を可とする車両を後方2台目と3台目に置くことは可能でしょうか。	可能です。
357	業務要求水準書			消防車両等の概要	54	3	3	(2)	カ			別棟車庫を計画する場合でも、車両前後の間隔は1.2m以上必要でしょうか。	ご理解のとおりです。
358	業務要求水準書			訓練施設	54	3	3	(3)	ア	(オ)		「夜間訓練用に屋外照明を設置する。」と記載がありますが、屋外照明エリアは、【別添資料 5】訓練塔訓練スペース図の訓練スペースと理解してよろしいでしょうか、ご教示願います。	ご理解のとおりです。
359	業務要求水準書			訓練施設	55	3	3	(3)	ア	(ス)		(ス)と(テ)で窓の仕様に違いがありますが、具体的に部位によって違ってくるのか、ご教示下さい。	(ス)は、窓枠の仕様です。(テ)はガラスの代わりにアクリル板を使用するという意味です。

No.	資料名	別紙	要求水準 別添資料	タイトル(項目名)	該当箇所							質問内容	回答
					頁	第○	○	(○)	カナ	(カナ)	英字		
360	業務要求水準書			消防設備実習室	55	3	3	(3)	イ			消防設備実習室で使用するポンプは兼用可能とありますが、ポンプ能力算定にあたり、複数設備を同時に放水することを考慮すべきでしょうか。	複数設備を同時に放水することは想定しておりません。
361	業務要求水準書			消防設備実習室	55	3	3	(3)	イ			「屋内消火栓設備(1号・2号)及びスプリンクラー設備を設ける。」と記載がありその水源について、「実施方針等の質問回答 P36 No.277」回答に耐震性貯水槽を想定との回答があります。一般的に水源は消火ポンプ下部に設けますが、消防設備実習室下部に耐震性貯水槽を設けるのでしょうか、ご教示願います。	耐震性貯水槽の設置場所は、訓練スペース付近を想定しています。
362	業務要求水準書			消防設備実習室	56	3	3	(3)	イ			「屋内消火栓設備(1号・2号)のホースは、屋外に延長し放水できるものとする。」と記載がありますが、延長ホースは、【別紙3-1】各室備品・家具一覧 P16に記載されている消防用ホースを活用し訓練することと理解してよろしいでしょうか、ご教示願います。	屋内消火栓設備の延長ホースは、業務要求水準書【別紙3-1】に示すホースとは別に必要となります。
363	業務要求水準書			訓練スペース(別添資料5)	59	3	3	(3)	ウ	(ア)		訓練塔から5mは、訓練専用スペースとするとありますが、別棟配置を可としている消防車両・サービス車両・バス(来庁者の車両を除く)のみの通行であれば、構内通路と兼用することは可能でしょうか。	消防車両、サービス車両及び大型バス(見学者用)の通行のみであれば、訓練専用スペースと構内通路の兼用は可とします。
364	業務要求水準書			訓練スペース	59	3	3	(3)	ウ	(ア)		訓練塔周囲3面に確保する5mの訓練スペースについて消防車輛等の一時通行などでスペースを兼用することは可能との理解でよろしいでしょうか。	質問No.363をご参照ください。
365	業務要求水準書			諸室の隣接条件について	59	3	3	(3)	ウ	(ア)		要求水準書の諸室の条件に「隣接させる」という条件と「直接出入りできるものとする」という条件があります。「隣接させる」という条件では、隣接した諸室間の出入りは、考慮しなくてよろしいのでしょうか。	「隣接させる」は「直接出入りできるものとする」と同じ意味です。
366	業務要求水準書			(仮称)山岸出張所 施設計画	59	3	4	(2)	ア			【別添11】に記載の地盤レベルの設定・各機能のゾーニングは、変更不可との認識でよろしいでしょうか。	業務要求水準書【別添資料11】は、参考として示したものです。施設計画については、適宜ご提案ください。

No.	資料名	別紙	要求水準 別添資料	タイトル(項目名)	該当箇所							質問内容	回答
					頁	第○	○	(○)	カナ	(カナ)	英字		
367	業務要求水準書			(仮称)山岸出張所 施設計画	59	3	4	(2)	イ			山岸出張所計画地近隣に対しても近隣との事前協議がされていないとのことでよろしいでしょうか。その場合の近隣に対する消防署出張所設置の説明責任は貴組合にあるという理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
368	業務要求水準書			(仮称)山岸出張所 施設計画	59	3	4	(2)	カ			太陽光発電設備等の計画不要な設備以外の設備(受変電設備(低圧受電)、中央監視設備(警報盤監視)等)は適宜検討の上、代替方式による提案は可能でしょうか。	事業者にて適宜ご提案ください。
369	業務要求水準書			(仮称)山岸出張所 主要諸室の機能	60	3	4	(3)	ア			食堂は8人が何回転すると思えばよろしいですか。	食堂は、職員が自炊に使用するもので、来庁者が使用するものではありません。また、調理の外注は計画しておりません。
370	業務要求水準書			(仮称)山岸出張所 事務室	60	3	4	(3)	ア			勤務者の数が机よりも多いですが、出張所員席は複数人で使用しますか(一つの机で最高何人で使われますか)	出張所長は1人で1台の机を使用し、その他の職員は2人で1台の机を使用します。
371	業務要求水準書			(仮称)山岸出張所 事務室	60	3	4	(3)	ア			個人の収納は、可動ワゴンでの管理ですか。置場は机下を想定されていますか	ご理解のとおりです。
372	業務要求水準書			(仮称)山岸出張所 事務室	60	3	4	(3)	ア			事務室内応接セットは仕切り(ローパーテーション)は必要ですか	不要です。
373	業務要求水準書			(仮称)山岸出張所 事務室	60	3	4	(3)	ア			管理職の機の配置で、単独に配置するのはどの役職からでしょうか	出張所長席は単独配置としてください。
374	業務要求水準書			(仮称)山岸出張所 事務室	60	3	4	(3)	ア			管理職の方で、所員と同じ機の向きにすることが可能な役職はありますか	出張所長以外は同じ向きとして構いません。
375	業務要求水準書			(仮称)山岸出張所 食堂	61	3	4	(3)	ア			24人分の収納棚の使用目的を教えてください	職員の弁当などの保管場所として利用します。
376	業務要求水準書			(仮称)山岸出張所 食堂	61	3	4	(3)	ア			食堂の厨房機器は、業務用との理解でよろしいでしょうか。また、P33の厨房設備にガスコンロ等の指定がありますが、ガス式が必須となりますでしょうか。	8人程度が自炊対応可能な計画としてください。また、ガス式は必須ではありません。
377	業務要求水準書			(仮称)山岸出張所 浴室・脱衣室・洗面室	61	3	4	(3)	ア			浴室・脱衣室について、浴槽の記載が無いため必要なしとの理解でよろしいでしょうか。	浴槽は必要です。

No.	資料名	別紙	要求水準 別添資料	タイトル(項目名)	該当箇所							質問内容	回答
					頁	第○	○	(○)	カナ	(カナ)	英字		
378	業務要求水準書			(仮称)山岸出張所 車庫	62	3	4	(3)	ア			車庫のオーバースライドシャッターは手動との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
379	業務要求水準書			(仮称)山岸出張所 来庁者用玄関	63	3	4	(3)	ア			「来客通知センサーを設ける。」と記載がありますが、通知先は、事務室に知らせることと理解してよろしいでしょうか、ご教示願います。	ご理解のとおりです。
380	業務要求水準書			(仮称)山岸出張所 駐車場	64	3	4	(3)	イ			駐車台数は普通乗用車15台分のスペースの他、3台分が身体障害者用駐車場とすると考えてよろしいでしょうか。	3台分は来庁者用の駐車場で、そのうち1台を身障者用としてください。
381	業務要求水準書			調査業務	66	3	6	(2)				土壌調査の前提資料として、敷地の地歴がわかる資料のご提示をお願いします。	地歴がわかる資料はありません。
382	業務要求水準書			調査業務	66	3	6	(2)				土壌汚染調査は、ボーリング調査等と異なり、改正された土対法により、土地所有者が義務付けられているものですが、土壌汚染調査については貴組合にて実施されとの理解でよろしいでしょうか。事業者にて実施する場合は、市関係部局との事前協議事項、調査方法、地歴資料等をご提示ください。	質問No3をご参照ください。
383	業務要求水準書			調査業務	66	3	6	(2)				土壌汚染調査により、汚染が有った場合の対策費については、汚染状況、汚染物質によって対策方法が変わりますが、必要な対策方法に沿って発生するそれら対策費については別途組合にて負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
384	業務要求水準書			調査業務	66	3	6	(2)				調査業務において、例えば敷地調査を実施し地質に要求水準記載内容及び別添資料以外で不具合箇所があった場合、これに伴う変更(提案図はあくまで要求水準及び別添資料で計画しているため)は、事業者負担外との理解でよろしいでしょうか。	要求水準の記載内容及び別添資料から合理的な予測が困難である場合には、事業者負担外とします。
385	業務要求水準書			設計業務 設計図書の作成	67	3	6	(3)	イ	(ウ)		基本設計図書の成果品内に「第2原図及び陽画焼付製本」と記載されておりますが、基本設計図書の各種計画説明においては、カラー着色及びイメージ写真等の添付が想定されます。このため、提出物としては図面編のみという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	別紙	要求水準 別添資料	タイトル(項目名)	該当箇所							質問内容	回答
					頁	第○	○	(○)	カナ	(カナ)	英字		
386	業務要求水準書			設計業務 完成予想図の作成	67	3	6	(3)	ウ			「内観(2カット)及び外観(1カット)」のカット数が提示されておりますが、これは中央消防署新庁舎、(仮称)山岸出張所庁舎それぞれで作成するという理解で宜しいでしょうか。(計内観4カット、外観2カット)	ご理解のとおりです。
387	業務要求水準書			設計業務 別工事との調整	68	3	6	(3)	ク			別工事との調整は、全体工期および工事費それぞれへの影響を最小限にとどめる為重要であると認識しておりますが、調整の結果無視できない影響が追加工期や追加費用として顕在化する場合は貴組合で負担して頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
388	業務要求水準書			建設業務 事業者が提出する書類	68	3	6	(4)	ア	(イ)		実施方針時の要求水準書案では提出する書類について『工事監理者による確認を受けたもの』との記載がございましたが、本業務要求水準書では記載されておりません。工事監理者の確認は不要とのことでしょうか。	必要です。業務要求水準書P73をご参照ください。
389	業務要求水準書			建設業務 地中障害物の撤去、搬出及び処理	69	3	6	(4)	エ			地中障害物の撤去、搬出及び処理に係る費用は、組合に負担いただけたとの認識でよろしいでしょうか。	地中障害物の対策費は、入札説明書等その他一般に入手できる資料・情報から合理的に予測できないもののみ組合の負担となります。
390	業務要求水準書			建設業務 地中障害物の撤去、搬出及び処理	69	3	6	(4)	エ			計画地における地中障害物の想定ができる資料(地歴、過去の建築物等)がございましたらご提示ください。	資料等はございません。
391	業務要求水準書			建設業務 地中障害物の撤去、搬出及び処理	69	3	6	(4)	エ			入札公告でお示し頂いたすべての資料から予測できない範囲の撤去、搬出及び処理にかかる費用は、貴組合の負担という理解で宜しいでしょうか。	質問No.389をご参照ください。
392	業務要求水準書			建設業務 完成写真	70	3	6	(4)	ケ	(ア)		完成写真のカット数が「カラー写真20カット」と提示されておりますが、これは中央消防署新庁舎、(仮称)山岸出張所庁舎それぞれで作成するという理解で宜しいでしょうか。(計カラー写真40カット)	ご理解のとおりです。
393	業務要求水準書			建設業務 事業記録等の作成	70	3	6	(4)	コ			施設紹介用映像DVDとありますが、具体的な映像の内容や放映時間等についてどのような内容を考えているのかご教示願います。	本施設の概要や特徴を説明する内容で、時間は15分程度のものを考えています。

No.	資料名	別紙	要求水準 別添資料	タイトル(項目名)	該当箇所							質問内容	回答
					頁	第〇	〇	(〇)	カナ	(カ)	英字		
394	業務要求水準書			建設業務 別工事との調整	71	3	6	(4)	サ			別途決定される「システム企業」の選定スケジュールをご教示下さい。	システム企業の決定時期については、現在調整中です。
395	業務要求水準書			現庁舎の解体撤去業務 基本事項	72	3	6	(5)	ア	(ア)		「解体撤去設計及び工事監理に基づき～」とありますが、一般的な解体工事の場合と同様に、合理的な解体工事計画に基づき、現場代理人の下、解体工事を進める形態であるとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
396	業務要求水準書			現庁舎の解体撤去業務 基本事項	72	3	6	(5)	ア	(ア)		P9(3)現庁舎の解体撤去業務には設計と工事監理について記載がありませんが、P72では「解体撤去設計及び工事監理に基づき工事を実施すること」記載があります。また(6)工事監理業務において「要求水準書に基づき設計企業が作成した設計図書等に適合していることを確認し、…」とありますが要求が不明です。解体工事に求める設計及び工事監理とは何を指しますか。また、既存図を基に解体を進めるについて設計図書が必要なのでしょうか。具体的な条件をお示しください。	設計については、既存図面等を利用して解体されるものを記録として整理する事を意図しています。また、監理業務としては、施工計画の検討及び承認、工事の確認及び指示、工事完了に伴う工事記録等書類の確認、進捗状況の報告等を行っていただきたいと考えています。
397	業務要求水準書			現庁舎の解体撤去業務 基本事項	72	3	6	(5)	ア	(ア)		解体設計は既存図面の加工とし、加工するための既存図面は建築図、設備図を含め、すべて貸与頂けるものと考えて宜しいでしょうか。	組合が所有しているものは、全て貸与します。
398	業務要求水準書			現庁舎の解体撤去業務 基本事項	72	3	6	(5)	ア	(ア)		解体設計では積算業務は行わないと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
399	業務要求水準書			現庁舎の解体撤去業務 基本事項	72	3	6	(5)	ア	(ア)		解体設計では積算業務は行わないと考えて宜しいでしょうか。	質問No.398をご参照ください。
400	業務要求水準書			現庁舎の解体撤去業務 基本事項	72	3	6	(5)	ア	(ア)		解体撤去設計に関する成果物をご教示下さい。	質問No.396をご参照ください。
401	業務要求水準書			現庁舎の解体撤去業務 基本事項	72	3	6	(5)	ア	(カ)		備品・家具等の残置物についても撤去処分とありますが、処分量を把握したいので、概算でよいので家電品や一般廃棄物他などの区分と内訳をご提示ください。	会議用テーブル40脚、折りたたみいす100脚、事務用キャビネット150台、更衣ロッカー40台、両袖机30脚、片袖机40台脚、袖机40脚、回転いす70脚程度を想定しています。
402	業務要求水準書			現庁舎の解体撤去業務 基本事項	72	3	6	(5)	ア	(カ)		既存庁舎の備品、家具等で残置、廃棄するものの数量等をご提示ください。適切な見積りの実施に必要と考えます。	質問No.401をご参照ください。

No.	資料名	別紙	要求水準 別添資料	タイトル(項目名)	該当箇所							質問内容	回答
					頁	第○	○	(○)	カナ	(カナ)	英字		
403	業務要求水準書			現庁舎の解体撤去業務 基本事項	72	3	6	(5)	ア	(カ)		現庁舎の残置物の所有権は平成28年6月1日付けにて、組合は放棄していると考えて良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
404	業務要求水準書			現庁舎の解体撤去業務 解体撤去工事	73	3	6	(5)	ウ	(ア)	e	必要に応じてアスベスト含有物等の調査を行うとありますが、必ず事業者にて事前調査を行って当該結果を貴組合に報告するという意味でしょうか。	必要に応じて実施してください。
405	業務要求水準書			現庁舎の解体撤去業務 解体撤去工事	73	3	6	(5)	ウ	(ア)	e	事前調査の結果に伴い添付資料にて確認できない追加工事が発生した場合は、貴組合の負担という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
406	業務要求水準書			現庁舎の解体撤去業務 解体撤去工事	73	3	6	(5)	ウ	(ア)	f	保管するPCBの管理は、業務範囲外との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
407	業務要求水準書			工事監理業務	73	3	6	(6)	ア			工事監理期間、工事監理者は常駐しないものと考えて宜しいでしょうか。	要求水準に示す業務を適切に実施していただく限り、特に指定はありません。
408	業務要求水準書			工事監理業務	73	3	6	(6)	ア			本庁舎と山岸出張所の工事監理者は、同一人物を配置して宜しいでしょうか。	要求水準に示す業務を適切に実施していただく前提で、事業者にて適宜ご提案ください。
409	業務要求水準書			工事監理業務	73	3	6	(6)	ア			工事期間中に定例会議が開催される場合は、本庁舎および山岸出張所双方の定例が同時に行われると考えて宜しいでしょうか。	定例会議の開催については、工事スケジュール、モニタリング方法等の状況を勘案して、事業者と協議の上実施方法を決定したいと考えています。
410	業務要求水準書			業務の実施体制	75	4	2	(1)	ア			総括責任者の配置とありますが、常駐は求められていないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
411	業務要求水準書			業務の実施体制	75	4	2	(1)	ア			各業務の責任者の配置とありますが、常駐は求められていないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
412	業務要求水準書			業務の対象	76	4	2	(1)	ウ			「消防指令システムの事業期間中の更新(別途)」とは貴組合にて実施する更新業務と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	別紙	要求水準 別添資料	タイトル(項目名)	該当箇所							質問内容	回答
					頁	第○	○	(○)	カナ	(カナ)	英字		
413	業務要求水準書			業務の対象	76	4	2	(1)	ウ			通信指令室と作戦室の入替え等に伴い必要となる各業務の調整及び対応を行うとありますが、調整及び対応に伴い発生する費用負担の取扱い基準についてご指示ください。	通信指令室と作戦室の入れ替えは事業期間で必ず発生いたしますので、当初よりそれを見込んで、費用負担が発生しない業務計画を定めるものです。調整とは具体的な作業調整を意味します。
414	業務要求水準書			業務の進め方	77	4	2	(1)	カ	(ア)		中長期保全計画書は定期的に計画の見直しを行うとされていますが、「定期的」とはどの程度の頻度を想定されているのか御教示願います。	5年程度での見直しを想定していますが、提案される修繕計画等に基づき、事業者にて計画の実効性を踏まえて適宜ご提案ください。
415	業務要求水準書			業務実施 廃棄物処理	78	4	2	(1)	カ	(イ)	e	「事業者は、業務に伴い発生する廃棄物を…」とありますが、この場合の「業務」とは8ページ第2章3(1)イ及び第2章3(2)イにある「維持管理業務」のことであり、消防・救急活動で発生する廃棄物は含まないとの理解でよろしいでしょうか。	消防・救急活動で発生する廃棄物を含みます。ただし、救急活動等により生じる産業廃棄物に該当するものは、組合にて処分します。
416	業務要求水準書			業務実施 業務報告	78	4	2	(1)	カ	(ウ)		業務日誌の作成は常駐の要員にて作成するものかと思われるのですが、常駐要員の配置を想定しているのでしょうか。運転記録、温湿度記録の記載もあり、非常駐で対応できないと思われる項目もありますが、どのような管理・記録内容かご教示ください。	特に、常駐要員の配置は想定しておりません。業務要求水準書P30に示す中央監視設備に対する事業者からの提案システムに応じた各種記録の確認を行っていくことを考えております。
417	業務要求水準書			業務実施 業務報告	78	4	2	(1)	カ	(ウ)		業務報告書の提出が毎月末と毎半期末となっておりますが、月単位で業務の履行状況をセルフモニタリングし、その結果を業務報告書としてまとめ、提出するので、提出時期を翌月の10日などにしていただけないでしょうか。	原文のままとなりますが、実施にあたっては、事業者と適切な提出時期を協議するものとします。
418	業務要求水準書			建物保守管理業務	80	4	3	(1)				建物の要求水準を維持することを目的に、必要な保守を行うとありますが、当業務範囲は、点検・修理・整備・部分補修までで、部品交換・全体的な補修は含まないと考えて宜しいでしょうか。	建物保守管理業務としての実施範囲については、修繕更新業務(P86)で求めている要求水準を踏まえ、事業者にて適宜ご判断ください。また、部品交換、全体的な補修は、事業者が行う業務範囲に含まれます。
419	業務要求水準書			設備保守管理業務	82	4	4	(1)				設備の要求水準を維持することを目的に、必要な保守を行うとありますが、当業務範囲は、点検・修理・整備までで、部品交換は含まないと考えて宜しいでしょうか。	設備保守管理業務としての実施範囲については、修繕更新業務(P86)で求めている要求水準を踏まえ、事業者にて適宜ご判断ください。また、部品交換、全体的な補修は、事業者が行う業務範囲に含まれます。

No.	資料名	別紙	要求水準 別添資料	タイトル(項目名)	該当箇所						質問内容	回答	
					頁	第〇	〇	(〇)	カナ	(カナ)			英字
420	業務要求水準書			設備保守管理業務	83	4	4	(2)				各部の保守管理の要求水準の共通事項に摩耗部品等の交換を含むとありますが、保守管理業務に部品等の交換業務が含まれると考えて宜しいでしょうか。含まれる場合、修繕更新業務との業務範囲の区分基準についてご指示ください。	設備保守管理業務としての実施範囲については、修繕更新業務(P86)で求めている要求水準を踏まえ、事業者にて適宜ご判断ください。また、部品交換、全体的な補修は、事業者が行う業務範囲に含まれます。
421	業務要求水準書			外構保守管理業務	85	4	5	(1)				要求性能を維持することを目的に、必要な保守を行うとありますが、当業務範囲は、点検・修理・整備・部分補修までで、部品交換・全体的な補修は含まないと考えて宜しいでしょうか。	外構保守管理業務としての実施範囲については、修繕更新業務(P86)で求めている要求水準を踏まえ、事業者にて適宜ご判断ください。また、部品交換、全体的な補修は、事業者が行う業務範囲に含まれます。
422	業務要求水準書			修繕更新業務	86	4	6	(1)(2)				「業務の対象は新庁舎の施設全般及び一部備品等とし、訓練施設及び出張所は対象としない。」とありますが、一部備品等とは[別紙3-2]維持管理対象部品一覧表に示された備品との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
423	業務要求水準書			修繕更新業務	86	4	6	(1)				訓練塔の登はん板は事業期間中に1回の更新を行うとありますが、時期はいつを見込んで事業計画をご提案すれば宜しいのでしょうか。	16年から20年を目安として、ご提案ください。
424	業務要求水準書			修繕更新業務	86	4	6	(1)				訓練塔の登はん板は事業期間中に1回の更新を行うとありますが、2回以上のご要請については貴組合の負担という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
425	業務要求水準書			修繕更新業務	86	4	6	(2)				事業者が善管注意義務を怠ることなく又は業務要求水準上の規定を遵守しているにも拘らず、施設利用者(第三者を含む)の過失や故意により生じた修繕・更新については、施設利用者(第三者を含む)が特定できない場合は、組合負担もしくは不可抗力に該当するという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
426	業務要求水準書			修繕更新業務	86	4	6	(2)				内装床・壁・天井の仕上げ材の更新について、汚れ・傷等で機能上の不具合を伴わないものについては、更新は不要と考えて宜しいでしょうか。	経年変化による著しい汚れや傷等についても、更新の対象となります。
427	業務要求水準書			防災学習コーナー展示保守管理業務	87	4	7	(1)				休館日の設定は事業者の提案という理解でよろしいでしょうか。	休館日の提案は特に求めません。

No.	資料名	別紙	要求水準 別添資料	タイトル(項目名)	該当箇所							質問内容	回答
					頁	第○	○	(○)	カナ	(カナ)	英字		
428	業務要求水準書			防災学習コーナー展示保守管理業務	87	4	7	(2)	ア	(ア)		「見学プログラムについて、適宜提案を行なう。」とありますが、事業者からの提案時に提出する規程の書式等はありませんでしょうか。	様式8-7にて適宜ご提案ください。
429	業務要求水準書			防災学習コーナー展示保守管理業務	87	4	7	(2)	イ	(イ)		展示コンテンツ等は5年を目途に更新とありますので、案内パンフレットの作成部数は、更新初年度及び更新2年目は10,000部程度、更新3年目以降は5,000部程度を用意する。以後の更新の際も同様とすると考えて宜しいでしょうか。	更新に関わらず、初年度と2年目は各10,000部、3年目以降は毎年5,000部程度を用意してください。
430	業務要求水準書			防災学習コーナー展示保守管理業務	87	4	7	(2)	イ	(イ)		事業記録等の作成(P70)とは別に施設の案内パンフレットの作成は不要という理解でよろしいでしょうか。また、通信指令システムの案内パンフレットの作成も不要と考えてよろしいでしょうか。	事業記録等の作成(P70、施設案内パンフレット含む)とは別に、防災学習コーナーの案内パンフレット(P87)の作成が必要です。なお、通信指令システムのパンフレットについては、不要です。
431	業務要求水準書			防災学習コーナー展示保守管理業務	87	4	7	(2)	ア	(オ)		5年を目途に更新との事ですが、更新内容は事業者の提案を基本とし、更新にかかるコストは全て事業費に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
432	業務要求水準書			清掃業務 ごみ収集	92	4	8	(3)				「ごみ収集」の要求水準は、敷地内に設置される「ごみ置場・リサイクル庫」まで収集・運搬・集積するまでが本事業の範囲であるとの理解で宜しいでしょうか。	処分まで含みます。
433	業務要求水準書			事業の実施体制に関する事項	93	5	1	(3)	イ			記載にある適切なリスク分担とは、事業者内部の分担を指すのでしょうか。	ご理解のとおりです。
434	業務要求水準書			事業者が締結する契約又は覚書等	94	5	2	(4)	イ			契約書類等の写しの提出時期は、当該契約締結日後14日以内に提出すれば足りるとの理解でよろしいでしょうか。	質問No.117をご参照ください。

No.	資料名	別紙	要求水準 別添資料	タイトル(項目名)	該当箇所						質問内容	回答
					頁	第○	○	(○)	カナ	(カナ)		
435	業務要求水準書			事業者が締結する契約又は覚書等	94	5	2	(4)	イ		<p>契約の相手方と締結直前まで交渉する等、締結前の契約内容は流動的であり、事前提出は実務面で機能しないケースが多分に想定されます。また『ただし、契約の内容により、事業者の経営に影響が少ないものとして組合が承諾した場合は、提出を省略することができる。』とあるものの、事前承諾のプロセスが必要となると、いずれにせよ時間的に対応が困難であるものと思われま。</p> <p>締結前/変更前の提出は取り止め、或いは、事前提出に関しては、要求水準の未達成によるサービス対価の減額を行わないものとして頂けないでしょうか。(PFI事業の取組経験上、事前提出が規定される事業自体が少ないですが、事前提出が規定された事業において、官民の双方において実務的に機能せず、双方が負荷を掛けて運用規定を見直す等の必要が生じたケースもあります。)</p>	原文のとおりとします。
436	業務要求水準書			株主総会の資料及び議事録	94	5	2	(5)			<p>『当該株主総会に提出又は提供をされた資料』を含めると相当量の資料となり、また『当該株主総会に提出又は提供をされた資料』には、(6)にて規定される提出資料や、(7)にて規定される計算書類等の提出資料も含まれ、更に貴組合に提出済みの「業務報告書」等とも内容が重複します。</p> <p>入札説明書別紙2の第2の1の「(1)書類による確認」においても“必要に応じて追加の財務状況等に係る書類の提出、報告を求めることができる”との記載もありますので、株主総会の資料及び議事録等につきましては、「貴組合が必要に応じて提出を求めることができる」として頂けないでしょうか。</p>	原文のとおりとします。
437	業務要求水準書			事業者の経営等に関する報告	94	5	2				<p>「2 事業者の経営等に関する報告」における提出期限の日数計算に就いては閉庁日が含まれることとされていますが、年末年始や大型連休等においては実務上対応が困難なケースもありますので、「2 事業者の経営等に関する報告」における提出期限に関する日数計算には、閉庁日、土日祝日を含めないものとして頂けないでしょうか。</p> <p>或いは、“7日以内”とされているところを、全て“14日以内”として頂けないでしょうか。</p>	原文のとおりとします。
438	業務要求水準書			計算書類等	95	5	1	(7)	イ		<p>上半期にかかる計算書類は各支払時期に対応する業務履行期間終了後の11月30日までに提出とされていますが、下半期についてはいかがなものか、御教示願います。</p>	計算書類等としては、通期のものを定時株主総会の会日から7日以内に、上半期に係る計算書類等を11月30日まで提出してください。下半期の計算書類等を別個に提出する必要はありません。

No.	資料名	別紙	要求水準 別添資料	タイトル(項目名)	該当箇所							質問内容	回答
					頁	第○	○	(○)	カナ	(カナ)	英字		
439	業務要求水準書			取締役会の資料及び議事録	95	5	2	(6)				『当該取締役会に提出又は提供をされた資料』を含めると相当な量の資料となり、また高い頻度で資料を提出することになり、貴組合、事業者とも事務負担が高まるものと思われます。更に『当該取締役会に提出又は提供をされた資料』には、(5)にて規定される提出資料や、(7)にて規定更に貴組合に提出済みの「業務報告書」等とも内容が重複します。 入札説明書別紙2の第2の1の「(1)書類による確認」においても“必要に応じて追加の財務状況等に係る書類の提出、報告を求めることができる”との記載もありますので、取締役会の資料及び議事録等の提出につきましては、「貴組合が必要に応じて提出を求めることができる」として頂けないでしょうか。	原文のとおりとします。
440	業務要求水準書			計算書類等	95	5	2	(7)	ア			本規定に記載された提出書類と、入札説明書別紙2「業績等の監視及び改善要求措置要領」のP.3の第2の1の(1)「書類による確認」の表中⑧に記載の提出書類とは、内容が異なりますが、本規定の記載内容が優先するものと理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、入札説明書別紙2の修正内容については、質問No.116をご参照ください。
441	業務要求水準書			計算書類等	95	5	2	(7)	イ			『半期にかかる計算書類は、上記アに定める計算書類に準じるものとする。』とありますが、会計監査も必要となるでしょうか。会社法においても、半期に係る計算書類等の作成自体が義務付けられておりませんし、会計監査を想定した半期の計算書類等の作成・会計監査の実施となるとコスト・事務負担の増大となり、VFMの低下にも繋がります。 上半期に就いては『上記アに定める計算書類』の提出は不要、として頂けないでしょうか。もし不可ということであれば、せめて上半期の提出に就いては、“未監査”の計算書類で可、且つ『監査報告書の写し』は不要、として頂けないでしょうか。	半期にかかる計算書類は、会計監査は不要です。
442	業務要求水準書	1		別紙1 各室性能表 凡例の説明	1							1階車庫の上部空間等を利用した中間階を設ける場合、中間階は「2階」として要求水準書を取扱ってよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
443	業務要求水準書	1		別紙1 各室性能表	1							天井高さにおいて、要求高さに梁等の凸部分は含まないとの理解でよろしいでしょうか。また、提示の数値は最低天井高を示しているとの理解でよろしいでしょうか。	梁型や下がり天井が室の大部分を占めず、各室の利用に支障のない限り、ご理解のとおりです。また、数値は最低天井高を示します。

No.	資料名	別紙	要求水準 別添資料	タイトル(項目名)	該当箇所							質問内容	回答
					頁	第○	○	(○)	カナ	(カナ)	英字		
444	業務要求水準書	1		別紙1 各室性能表	1							空調要室について、1日の運転状況をご教示下さい。日中運転(8~10時間)あるいは常時運転(24時間)	中央消防署及び通信指令課は常時運転、その他の諸室については、日中運転となります。
445	業務要求水準書	1		別紙1 各室性能表 盛岡中央消防署 浴室・脱衣室	1							脱衣室の⑨室内環境はE1でよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。
446	業務要求水準書	1		別紙1 各室性能表 盛岡中央消防署 洗面室	1							洗面室の⑨室内環境はE1でよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。
447	業務要求水準書	1		別紙1 各室性能表 盛岡中央消防署 車庫	1							車庫の⑨室内環境に記載がありませんが、暖房設備(消防自動車の凍結防止等を目的とする)でよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。
448	業務要求水準書	1		別紙1 各室性能表 盛岡中央消防署 車庫	1							車庫に暖房のみ要求がありますが、非常時の設備ではなく、常時使用する設備と考えてよろしいですか。また、使用時はオーバースライダーは閉鎖状態で使用すると考えてよろしいですか。	ご理解のとおりです。
449	業務要求水準書	1		別紙1 各室性能表 盛岡中央消防署 洗濯室	1							洗濯室の⑨室内環境はE1でよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。
450	業務要求水準書	1		別紙1 各室性能表 盛岡消防本部(通信指令課) 洗面室	2							洗面室の⑨室内環境はE1でよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。
451	業務要求水準書	1		別紙1 各室性能表 防災学習コーナー	3							防災学習コーナー内に設ける「エントランス」、「防災Q&Aスペース」…「多目的ホール倉庫」といった6つのスペース等について、出入口施錠方式の性能がそれぞれK1になっています。これは、それぞれ個室として扱いK1として要求されている性能で施錠できるようにするのでしょうか。	それぞれ個室を求めるものではありません。個室と計画された場合にK1の性能を満たす施錠を求めるものです。
452	業務要求水準書	1		別紙1 各室性能表 共用部分 トイレ	3							トイレの空調は必要でしょうか。また必要な場合、⑨室内環境はE1でよろしいでしょうか	E1とします。
453	業務要求水準書	1		別紙1 各室性能表 山岸出張所 浴室・脱衣室	4							脱衣室の⑨室内環境はE1でよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。

No.	資料名	別紙	要求水準 別添資料	タイトル(項目名)	該当箇所							質問内容	回答
					頁	第○	○	(○)	カナ	(カナ)	英字		
454	業務要求水準書	1		別紙1 各室性能表 山岸出張所 洗面室	4							洗面室の⑨室内環境はE1でよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。
455	業務要求水準書	1		別紙1 各室性能表 山岸出張所 車庫	4							車庫の⑨室内環境は暖房設備(消防自動車の凍結防止等を目的とする)でよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。
456	業務要求水準書	1		別紙1 各室性能表 山岸出張所 車庫	4							車庫に暖房のみ要求がありますが、非常時の設備ではなく、常時使用する設備と考えてよろしいですか。また、使用時はオーバースライダーは閉鎖状態で使用すると考えてよろしいですか。	ご理解のとおりです。
457	業務要求水準書	1		別紙1 各室性能表 山岸出張所 喫煙室	4							喫煙室の⑨室内環境はE1でよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。
458	業務要求水準書	2		別紙2 基本的性能基準の適用分類 音環境								音環境の音声漏洩への対策における内部建具にかかる対策において、T1及びT2の確保は居室が隣り合う際の出入口等を対象とすると考えてよろしいでしょうか	全ての出入口を対象とします。ただし、倉庫等のみに通じる出入口は対象外とします。
459	業務要求水準書	2		別紙2 基本的性能基準の適用分類 情報化対応	2/2							水損対策のI水系の配管が通過しておらず・・・とありますが、対象はその室内や天井内のことであり、上階(スラブ上)の配管類は対象外と判断してもよろしいでしょうか。	スラブ上の配管は可能ですが、必要に応じて漏水等による水損防止のための適切な措置を求めます。
460	業務要求水準書	3		別紙3-1 各室備品・家具等一覧								各室備品・家具等が示されていますが、貴組合が現庁舎から持込むテレビ、別途調達するパソコン等の備品類の維持管理は貴組合が実施するとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
461	業務要求水準書	3		別紙3-1 各室備品・家具等一覧								同等記載のない次の備品等は指定と考えて宜しいでしょうか。 ①ホース乾燥機 ②浄水機 ③オゾン水機 ④オゾンガス式除染装置水機 ⑤空気充填設備一式 ⑥防火衣専用洗濯機 ⑦防火衣専用乾燥機 ⑧デジタルマイクロスコープ ⑨X線透過装置 ⑩ホース巻取機 ⑪AED	ご理解のとおりです。
462	業務要求水準書	3		別紙3-1 各室備品・家具等一覧	4							出動準備室に防火衣ロッカーとして「2名用回転式収納ロッカー(W900*D800*H2000以上)」「1名用収納ロッカー(W650*D600*H2000以上)」とありますが、既製品でしょうか。メーカー名、仕様等ご教示ください。	メーカー等の指定はありませんが、形状については参考として組合のホームページに掲載します。

No.	資料名	別紙	要求水準 別添資料	タイトル(項目名)	該当箇所							質問内容	回答
					頁	第○	○	(○)	カナ	(カナ)	英字		
463	業務要求水準書	3		別紙3-1 各室備品・家具等一覧	12							除雪用ローダーのナンバー取得は本事業範囲でしょうか。仮にナンバー取得する場合、登録名義はSPCのままの納入で良いでしょうか。	登録名義は組合にしてください。
464	業務要求水準書	3		別紙3-1 各室備品・家具等一覧	12							消防防災課主要諸室の玄関ホールに「AED設置BOX(W400*D200*H400程度)」とありますが、AED本体は別途でしょうか。提案に含まれるのであれば、その仕様をお示しください。 ちなみに、16ページの山岸出張所主要諸室「その他」にはAEDとして「日本光電ガイドライン2010対応BOX付1台」とあります。	中央消防署のAEDは、持ち込みとなります。
465	業務要求水準書	3		別紙3-1 各室備品・家具等一覧	15							車庫に防火衣ロッカーが「2名用回転式収納ロッカーW650*D600*H2000以上）」とありますが、既製品でしょうか。メーカー名、仕様等ご教示ください。 また上記中央消防署のロッカーと大きさが違いますが、仕様上の差があるのでしょうか。	車庫の広さを考慮し、山岸出張所の防火衣ロッカーは中央消防署より小型のものとしています。また、形状については参考として組合のホームページに掲載します。
466	業務要求水準書	3		別紙3-1 各室備品・家具等一覧	16							横断幕の素材等の指示をお願いします。また幕への印刷等は事業範囲ではないと考えてよいでしょうか。	ターポリン製の予定としています。また、幕への印刷等は事業範囲に含みます。
467	業務要求水準書	3		別紙3-2 維持管理等対象備品一覧表								「1 事業期間中に機器更新を1回する備品」と「2 事業期間中に維持管理をする備品(機器の更新を含む)」と分類されておりますが、2につきましては、部分的な更新は必要に応じて行うものの、機器一式の更新は想定していないため、このように分類されているとの理解で宜しいでしょうか。	2の事業期間中に維持管理をする備品については、事業者にて機器の耐用年数に応じた1回以上の更新を行ってください。
468	業務要求水準書	3		別紙3-2 維持管理等対象備品一覧表 事業期間中に機器更新を1回する備品								機器の更新時期は組合と協議して決定すると思いますが、提案時には事業者側の判断で計画すれば良いとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
469	業務要求水準書	3		別紙3-2 維持管理等対象備品一覧表 事業期間中に機器更新を1回する備品								機器更新を1回する備品について、事業期間中にメーカーによる仕様変更等が考えられますが、備品調達費は施設整備時と同金額で予算計上と考えて宜しいでしょうか。	同等以上の性能を有するものでの更新を求めます。

No.	資料名	別紙	要求水準 別添資料	タイトル(項目名)	該当箇所						質問内容	回答
					頁	第○	○	(○)	カナ	(カナ)		
470	業務要求水準書	3		別紙3-2 維持管理等対象備品一覧表 事業期間中に機器更新を1回する備品							「※1 1回更新する備品の消耗品等に係る経費は、組合の負担とする」とありますが、維持管理に係る経費についても組合負担と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
471	業務要求水準書	5		別紙5 情報通信システム及びデジタル無線システムの概要(参考)	2	1	12	(3)			数量で1式となっていますが、備考に二重化と記載しています。2台同期運転による二重化と考えてよろしいでしょうか。	直流電源装置2台設置で一式との考えです。
472	業務要求水準書	5		別紙5 情報通信システム及びデジタル無線システムの概要(参考)	2	1	12	(4)			数量で1式となっていますが、備考に二重化と記載しています。2台同期運転による二重化と考えてよろしいでしょうか。	直流電源装置2台設置で一式との考えです。
473	業務要求水準書	5		別紙5 情報通信システム及びデジタル無線システムの概要(参考)	5	2		(4)			電波塔には、3段コーリニア型のアンテナを8本以外の設置は考慮する必要はないとの理解でよろしいでしょうか。(パラボラアンテナ等)	電波塔には、3段コーリニア型のアンテナを8本以外に、Jアラートのパラボラアンテナ(直径約50センチ)を設置します。さらに、岩手県防災システムのパラボラアンテナを屋上へ設置する予定ですので、設置するための基礎及び配管を本事業で計画整備ください。パラボラアンテナの送受信装置は、点検が必要であるため、保守点検のできる場所に設置を計画してください。設置位置の最終決定等、詳細については、システム設計企業との協議によるものとします。なお、【別紙5】情報通信システム及びデジタル無線の概要(参考)に関連資料を追加します。
474	業務要求水準書	5		別紙5 情報通信システム及びデジタル無線システムの概要(参考)	5	2		(4)			「設置高(給電点の高さ):GL=56m」とありますが、2段目の空中線高さの指定はあるのでしょうか?	仮に1段目がGL+56mとした場合、6mの離隔(GL+50m)を確保してください。
475	業務要求水準書	5		別紙5 情報通信システム及びデジタル無線システムの概要(参考)	5	2		(4)			「同じリング設置の各空中線は6m離隔する」とは円弧上で隣接するアンテナが6m離れている必要があるとのことでしょうか。(下図のAの寸法が6mでしょうか?)	リング直径=6mです。 
476	業務要求水準書	5		別紙5 情報通信システム及びデジタル無線システムの概要(参考)	6	2		(5)			通信指令室レイアウト例の配置図に示されている、バックヤードの奥行寸法をご教示ください。	当該配置は、あくまで参考的なレイアウト例として示しているものです。
477	業務要求水準書	6		別紙6 免震材料等の維持管理							地震等による免震装置の残留変位に起因する装置の修繕は事業範囲外という事でしょうか。	免震装置の残留変位に起因する装置自体の修繕については、基本的に想定しておりません。

No.	資料名	別紙	要求水準 別添資料	タイトル(項目名)	該当箇所							質問内容	回答
					頁	第○	○	(○)	カナ	(カナ)	英字		
478	業務要求水準書		1	別添資料1 敷地測量図								山岸出張所の敷地測量図について、真北が分かる求積等ご提示ください。	真北が分かる資料はありませんので、事業者にて適宜ご判断ください。
479	業務要求水準書		2	別添資料2 地質調査報告書								免震構造とした場合、さらに詳細な地盤調査が必要となる場合がありますが、その場合の調査は、発注者の費用にて実施するとの理解でよろしいでしょうか。	質問No.225をご参照ください。
480	業務要求水準書		3	別紙資料3 敷地インフラ現況図								資料の雨水及び汚水の本管接続管は既設であるとみて宜しいでしょうか(点線有り)。又、給水、ガス引込管は新設としますが宜しいでしょうか。	新庁舎敷地についてはご理解のとおりです。なお、業務要求水準書【別添資料3】の雨水引込管の図面に訂正がありましたので、修正版を組合のホームページに掲載します。 出張所敷地については汚水の本管接続管は既設ですが、雨水の接続管はありません。また、給水引込は新設となりますが、ガスはプロパンガスとなります。
481	業務要求水準書		4	別紙資料4 前面道路改修説明図								改修検討を行う為、公道の融雪施設のシステム、配管が分かる資料は御座いますでしょうか。	組合のホームページに掲載しますのでご確認ください。
482	業務要求水準書		4	別紙資料4 前面道路改修説明図								現在設置されています、歩道部融雪装置は、今回計画にある西側出入口まで来ておりませんが、今回の西側出入口設置に伴い、歩道部の融雪装置範囲も延長するのでしょうか？また、部分的設置でよいのでしょうか。その場合の運用はどの様に区分するのでしょうか条件等をお示しください。	歩道の融雪装置の延長予定はありません。
483	業務要求水準書		4	別紙資料4 前面道路改修説明図								西側出入口の構内側整備条件の記載項目4番目の「敷地内通路の両側(縁石ブロック部分)から構内へ出入りする場合は、当該出入口部分の縁石ブロックに替えて、門扉等を設置する」とありますが、具体的なイメージがわかりません。どの様な条件を示されているのか詳細をイメージ図と共に示してください。	西側出入口部分から出入りする車両の安全を確保するため、縁石ブロック部分から常時出入りすることができない措置を講ずる必要があるものです。縁石ブロック部分付近に建物を配置する場合には、門扉又はシャッターの設置等の措置が必要となります。
484	業務要求水準書		4	別紙資料4 前面道路改修説明図								西側出入口の「通路延長15m以上」は道路中心の距離と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	別紙	要求水準 別添資料	タイトル(項目名)	該当箇所							質問内容	回答
					頁	第○	○	(○)	カナ	(カナ)	英字		
485	業務要求水準書		4	別紙資料4 前面道路改修説明図								西側出入口の構内側整備条件の記載項目2番目の…道路延長は15m以上となる様…とありますが、道路幅中心を指しますか、またはどこを基準に15m以上とするのか、お示してください。	質問No.484をご参照ください。歩道との敷地境界線を基準とします。
486	業務要求水準書		4	別紙資料4 前面道路改修説明図								前面道路の改修工事に当たり、今回の施設建設とスケジュールの調整が必要かと思いますが、これまでの道路管理者との協議条件をスケジュールを含めお示してください。	前面道路の改修協議条件については本資料を含め、要求水準に反映しております。【別添資料4】に示す前面道路の改修は、全て本事業範囲に含まれ事業者にて実施して頂きます。そのため改修スケジュールについては、事業者にて道路管理者等と協議の上決定ください。
487	業務要求水準書		4	別紙資料4 前面道路改修説明図								同上に関する調整協議先はどちらになりますか、具体的にお示してください。また、設計建設期間中に道路整備の改修が終わらない場合等のリスクは協議事項と考えてよろしいでしょうか。	協議先は、道路管理者(盛岡市建設部道路管理課)及び岩手県警察本部交通規制課(公安委員会)となります。また、前面道路の改修は、本事業範囲ですので改修時期等は事業者リスクにて、適宜実施してください。ただし、道路管理者等の協議について、組合は可能な範囲で協力を行います。
488	業務要求水準書		4	別紙資料4 前面道路改修説明図								以前の説明会にて、西側出入口については将来的に信号機の設置する話がありましたが、これについては別途業務と考えて宜しいでしょうか。	信号機は公安委員会が設置するものです。スケジュール等については調整が必要となります。
489	業務要求水準書		4	別紙資料4 前面道路改修説明図								指定の3箇所以外に前面道路の歩道から人・自転車の出入口を設置してもよろしいでしょうか。	法令上問題がない計画で適宜ご提案ください。
490	業務要求水準書		5	別添資料5 訓練施設イメージ図								建物周囲の5m中の訓練スペースは、業務要求水準書53ページに記載されている使用頻度の低い車両やサービス車両、見学者用バスが通行する計画としてもよろしいでしょうか。	質問No.363をご参照ください。
491	業務要求水準書		11	別添資料11 出張所配置計画資料(参考)								出張所の参考資料に提示されているゾーニング配置は参考と考え、適宜ゾーニング配置を変更することは可能との理解でよろしいでしょうか。	質問No.366をご参照ください。

No.	資料名	別紙	要求水準 別添資料	タイトル(項目名)	該当箇所							質問内容	回答
					頁	第○	○	(○)	カナ	(カナ)	英字		
492	基本協定書(案)			頭書	2							入札説明書、事業契約書で「代表者」は使用されていません。3行目の「代表者」及び5行目の「乙の代表者」は、「代表企業」が正ではないでしょうか。	「代表企業」に修正します。
493	基本協定書(案)			第1条	2	第1条						3行目の「本施設」は、事業契約書(案)第5条(36)と平仄を合わせ、「本件施設」にご修正下さい。	「本施設」の用語の定義は削除します。
494	基本協定書(案)			努力義務	2	2条	2項					「乙は本事業の入札手続きに係る選定委員会及び甲の要望を尊重する」とありますが選定委員会並び甲の要望事項により乙に追加的な費用が発生する場合は甲にて負担していただけるのでしょうか。	費用面も含めて協議しますが、落札者は、入札金額内で当該要望を尊重するよう努めて下さい。
495	基本協定書(案)			第3条	2	第3条	第1項					会社法(平成17年法律第86条)が正ではないでしょうか。	法律番号を修正します。
496	基本協定書(案)			第3条	2	第3条	第1項					入札説明書P17と平仄を合わせ、事業予定者の本店所在地を盛岡市内とすることを明記した方が宜しいのではないのでしょうか。	原案のとおりとします。事業予定者の本店所在地は入札説明書に記載のとおりです。
497	基本協定書(案)			事業予定者の設立	2	第3条	2					乙の出資比率が過半数を超えており、当初の出資比率を維持すれば、減資も認められるのでしょうか。	提案にないものについては、提案内容の変更となりますので、組合の同意が必要です。
498	基本協定書(案)			株式の譲渡等	3	第4	1					事業契約上の事業期間が終了するまでの間に、乙の構成員において会社の吸収分割または合併等により、本協定締結時における当該構成員とは別の会社に、当該構成員が本事業にて担当する業務と共に事業予定者の株式が承継される事象が発生する場合、当該事象については本条前段に定める甲の事前承諾を頂けるとの理解で宜しいでしょうか？または当該承継は本条後段でいう「その他一切の処分」に該当しないと解して宜しいでしょうか？	前段について、ご理解のとおりです。
499	基本協定書(案)			第4条	3	第4条	第1項					事業契約では「事業期間」ではなく、「契約期間」が使用されているため、平仄を合わせ、「契約期間」にご修正下さい。	「契約期間」に修正します。
500	基本協定書(案)			第4条	3	第4条	第4項					第3条第2項と同様、基本協定書締結時点で増資計画がない場合、「及び増資時において」は削除するとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	別紙	要求水準 別添資料	タイトル(項目名)	該当箇所							質問内容	回答	
					頁	第○	○	(○)	カナ	(カナ)	英字			
501	基本協定書(案)			第4条	3	第4条	第4項						事業予定者設立時、代表企業を含め構成員毎に別紙2を提出するのでしょうか。あるいは、構成員連名での提出もお認めていただけるのでしょうか。	提出者が複数の場合、個別に提出されることを想定しておりますが、連名での提出を認めることとします。その場合「当社」の語句を「当社ら」に置き換えてください。
502	基本協定書(案)			基本協定書(案)	3	第5	2						「乙は、甲と事業予定者との『間』で…」とありますが、『間』の間違いでしょうか。	誤字を修正します。
503	基本協定書(案)			業務の委託、請負	3	5	2						事業締結時には実施設計図はなく工事内容(建物概要)が未確定状態では、工事請負契約、建物維持管理契約は締結できません。「事業契約が締結された後、速やかに」を「組合による実施設計の確認後、速やかに」に変更して頂けますか。	原案のとおりとします。
504	基本協定書(案)			第6条	3	第6条	第1項						2行目に「[]への事業契約に係る議案提出日までに」とありますが、「[]」は盛岡地区広域行政事務組合議会となるのでしょうか。	盛岡地区広域消防組合議会に修正します。
505	基本協定書(案)			事業契約	3	6条	1項						「本基本協定書締結後、平成 年月日を目処として、[]への事業契約に係る議案提出日までに」とありますが[]内には何が記載されることを想定しているのでしょうか。	質問No.504をご参照ください。
506	基本協定書(案)			基本協定書(案)	3	第6	3						「趣旨を明確化するもの」とありますが、別途文書にて明確化するという理解で宜しいでしょうか。	落札者から要望がある場合、ご理解のとおりです。
507	基本協定書(案)			談合防止	4	第7							“乙の構成員又は協力企業のいずれかがこの基本協定に関して、”とありますが、“この基本協定に関して”とは、『本事業の入札に関して』(本条項は本事業の入札に限定して適用される)という意味でしょうか。	ご理解のとおりです。
508	基本協定書(案)			談合防止	4	7条							「この基本協定に関して」とありますが、これは、「本事業の入札に関連して」という意味との理解で宜しいでしょうか。	質問No.507をご参照ください。
509	基本協定書(案)			談合防止	4	7条	1項						当該規定は本事業においてに限定されているとの理解で宜しいでしょうか。	質問No.507をご参照ください。

No.	資料名	別紙	要求水準 別添資料	タイトル(項目名)	該当箇所						質問内容	回答
					頁	第○	○(○)	カナ	(カナ)	英字		
510	基本協定書(案)			談合防止	4	7	1				本条に関する談合とは、本事業に関する談合という理解で宜しいですか。	質問No.507をご参照ください。
511	基本協定書(案)			談合防止	4	第7					本条項が適用される期間は、本基本協定書締結以降、事業仮契約が本契約に移行するまで(本契約の締結日まで)の間、という理解で宜しいでしょうか。	基本協定の有効期間は、第13条に規定されるとおりです。
512	基本協定書(案)			第7条	4	第7条	第1項				本条第2項にも同様の記載がありますが、1行目の「乙の構成員又は協力企業のいずれかが」は、第10条第1項に平仄を合わせ、「乙の代表企業、構成員又は協力企業のいずれかが」にご修正下さい。	ご質問の内容のとおり修正します。別途公表の基本協定書(案)の修正版をご参照ください。
513	基本協定書(案)			第7条	4	第7条	第1項				本項各号の「乙」とは、「乙の代表企業、構成員又は協力企業のいずれかが」が正ではないでしょうか。	質問No.512をご参照ください。
514	基本協定書(案)			第7条	4	第7条	第1項				第10条では「仮契約を締結せず又は解除する」とあるのに対し、本条では「締結せず又は解除することができる」とあります。第10条との違いをご説明下さい。	第7条は組合の談合防止の規定、第10条は入札説明書の内容に、それぞれ従ったものです。
515	基本協定書(案)			第7条	4	第7条	第1項				本項各号の内容から判断して、1行目の「この基本協定に関して」は、「本事業の入札に関して」が正ではないでしょうか。	原案のとおりとします。
516	基本協定書(案)			談合防止	4	第7	2				本条項に規定される賠償金の支払いは、第11条に規定される違約金の支払いと重複して課されることもあるということでしょうか。	ご理解のとおりです。
517	基本協定書(案)			第7条	4	第7条	第2項				本条が適用され仮契約を締結しない場合又は締結済みの仮契約を解除する場合、本項に規定の賠償金と第11条第1項に規定の違約金を合わせた金額を組合に支払うのでしょうか。	質問No.516をご参照ください。
518	基本協定書(案)			第7条	4	第7条	第2項				入札金額の2/10ではなく、契約金額の2/10が正ではないでしょうか。	原案のとおりとします。

No.	資料名	別紙	要求水準 別添資料	タイトル(項目名)	該当箇所							質問内容	回答	
					頁	第○	○	(○)	カナ	(カナ)	英字			
519	基本協定書(案)			第7条	4	第7条	第2項						第11条第2項も同様ですが、基本協定締結時点では乙は入札参加のために組成したグループであり、又、入札参加資格要件を欠いた企業は特定できるため、当該企業に組合が直接、賠償金あるいは違約金を請求することも可能と思われます。組合のお考えをお示し下さい。	応募するコンソーシアムは一体のものと考えております。
520	基本協定書(案)			談合防止	4	7	2						・談合が発覚した場合の賠償金＝入札価格の20% ・第11条規定の賠償金＝入札価格の10% ①談合が発覚し、事業契約の仮契約が締結できない場合、賠償金は入札価格30%という理解で宜しいですか。 ②談合が発覚しても、仮契約の締結後なら第11条規定の賠償金は掛からないという理解で宜しいでしょうか。	①及び②について、ご理解のとおりです。
521	基本協定書(案)			第9条 事業契約締結不調の場合の処理(費用負担)	5	第9条							事業契約締結不調の事由に「甲の議会の議決が得られない場合」も含まれていますが、甲の帰責事由による事業契約締結不調の際には、その際に生じた費用は甲の負担としていただけませんか。	組合の責による契約不締結は想定しておりません。
522	基本協定書(案)			事業契約の仮契約の解除	5	10条							仮契約解除の事由になるものとして、入札参加資格要件のうち、「組合・盛岡市より指名停止措置を受けている者」は本件に影響する事由によるものについての理解でよろしいでしょうか。	指名停止の原因が本件に関わるものか否かに関わらず、組合又は盛岡市から指名停止措置を受けた場合は、仮契約解除の事由になるものです。
523	基本協定書(案)			事業契約の仮契約の解除	5	第10							本条項が適用される期間は、本基本協定書締結以降、事業仮契約が本契約に移行するまで(本契約の締結日まで)の間、という理解で宜しいでしょうか。	基本協定の有効期間は、第13条に規定されるとおりです。
524	基本協定書(案)			違約金	5	11条							仮契約不締結の違約金を支払う対象として入札参加資格要件を欠くことも含まれておりますが、仮契約に対する違約金としては、入札金額の10%は過大なりスクと思われます。違約金の率を減じていただく、本件入札に係る費用の実費とする、もしくは協議の場を与えて頂くようにしていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。

No.	資料名	別紙	要求水準 別添資料	タイトル(項目名)	該当箇所							質問内容	回答
					頁	第○	○	(○)	カナ	(カナ)	英字		
525	基本協定書(案)			第11条 契約不締結の違約金	5	第11条						甲が契約不締結の違金を乙に請求する場合については、「事業予定者が事業契約の仮契約を締結しないとき」ではなく、入札説明書P.17(3)エに記載されている通り、「事業予定者が“故意に”事業契約の仮契約を締結しないとき」ではないでしょうか。	原案のとおりとします。
526	基本協定書(案)			第11条 契約不締結の違約金(第7条2との兼ね合い)	5	第11条						第11条に加え第7条2にも該当する場合は、第7条2に規定の入札金額の2/10に加えて、第11条で規定の10パーセントが加算された、合計で入札金額の3/10を請求されるという意味合いでしょうか。	質問No.520をご参照ください。
527	基本協定書(案)			第11条 契約不締結の違約金(第7条2との兼ね合い)	5	第11条						事前調査等により、建設費が増大した場合の費用負担は発注者という理解でよろしいでしょうか。	施設整備にかかる費用の増大については、事業契約に規定するとおりです。
528	基本協定書(案)			第11条	5	第11条	第1項					入札金額の10%ではなく、契約金額の10%が正ではないでしょうか。	原案のとおりとします。
529	基本協定書(案)			契約不締結の違約金	5	第11	2					第10条に規定の通り、入札参加資格要件を欠くことになったために仮契約を締結しない場合(或いは仮契約を解除された場合)にも、違約金が入札金額の10%となるのは、非常に大きな負担となります。当該事由による違約金に就いては、違約金の額を減じて頂くよう、ご再考願えないでしょうか。	原案のとおりとします。
530	基本協定書(案)			契約不締結の違約金	5	第11	2					本条項に規定される賠償金の支払いは、第11条に規定される違約金の支払いと重複して課されることもあるということでしょうか。	質問No.520をご参照ください。
531	基本協定書(案)	1		別紙1 2その後の資本金及び株主構成	8	2						その後の資本金及び株主構成は提案した事業計画 上増資の計画がない場合は削除するという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
532	基本協定書(案)	2		別紙2 誓約書の様式	10	2	(2)					本項は第三者出資を想定されていると思われ ますが、第三者出資がない場合、削除され るとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	別紙	要求水準 別添資料	タイトル(項目名)	該当箇所						質問内容	回答	
					頁	第○	○	(○)	カナ	(カナ)			英字
533	基本協定書(案)	2		基本協定書(案) 別紙2 誓約書の様式	10		2	(2)				「落札者でない者が保有する事業者の株式」とありますが、落札者でない者が事業者の株式を保有することがあるのでしょうか。	提案によります。
534	基本協定書(案)	2		誓約書	10		4					事業契約上の事業期間が終了するまでの間に、本誓約書提出企業において会社の吸収分割または合併等により、本誓約書提出時における提出会社とは別の会社に、当該提出会社が本事業にて担当する業務と共に事業者の株式が承継される事象が発生する場合、当該事象については本項に定める組合の事前承諾を頂けるとの理解で宜しいでしょうか？または当該承継は本項でいう「その他一切の処分」に該当しないと解して宜しいでしょうか？	前段について、ご理解のとおりです。
535	基本協定書(案)			別表								事業契約第5条の定義に合わせ、「施設整備等業務」ではなく、「設計業務」、「工事監理業務」、「建設業務」を区別して記載した方が良いと思われます。	別表については、基本協定締結時に、提案内容に従い、記載を調整します。
536	基本協定書(案)			別表								提案書に合わせて、マネジメント業務等、業務を適宜追加しても構わないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
537	事業仮契約書(案)			事業仮契約の締結に関する冒頭	2							「議会の議決を得られないときは、この契約は無効となり、」とありますが、議決を得られない理由として貴組合が想定される内容についてご教示いただけないでしょうか。	現時点で具体的に想定される内容はありません。
538	事業仮契約書(案)			契約の効力	2							「ただし、議会の決を得られないときはこの契約は無効となり組合は損害賠償の責を負わない」とありますが、甲の帰責事由による事業契約締結不調の際には、その際に生じた費用は甲の負担としていただけませんか。	原案のとおりとします。
539	事業仮契約書(案)			第5条 定義	9	第5条						解体撤去期間、システム企業(第24条)の定義がありませんので、ご追記下さい。	解体撤去期間は提案によります。システム設計企業及びシステム企業の定義は、業務要求水準書の定義によります。
540	事業仮契約書(案)			定義	9	第5条		(1)				維持管理期間が前倒しになり、維持管理費に不整合が生じるため、引渡日は平成28年4月30日とするという理解でよろしいでしょうか。	引渡しの日程は別紙1に定めるとおりです。

No.	資料名	別紙	要求水準 別添資料	タイトル(項目名)	該当箇所							質問内容	回答
					頁	第○	○	(○)	カナ	(カナ)	英字		
541	事業仮契約書 (案)			第5条 定義	10	第5条		(7)				「業務」が重複しています。ご修正下さい。	修正します。
542	事業仮契約書 (案)			定義	10	第5条		(7)				「業務」が重複しています。	修正します。
543	事業仮契約書 (案)			成果物	10	第5条		(23)				成果物には事業者が応募段階にて提出した提案書は含まれないのでしょうか。	含まれません。
544	事業仮契約書 (案)			定義	10	第5条		(25)				設計・建設期間の始期は「この契約の締結から」とされており、「この契約」とは議会で可決された本契約であるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
545	事業仮契約書 (案)			定義	11	第5条		(27)				提案時の設計が基本設計期間中に変更された場合も「設計変更」に含むという理解でよろしいでしょうか。	ご質問の場合は設計変更には含まれません。
546	事業仮契約書 (案)			定義	10	第5条		(28)				着工予定日は、中央消防署、山岸出張所、それぞれ別々に設定してもよろしいでしょうか。	別々に設定して構いません。
547	事業仮契約書 (案)			本敷地の使用	12	第7条	1					貸付期間の規定が記載されていますが、着工予定日とは事業者が本敷地で測量やボーリング等の調査を行う時点を示し、したがって設計期間中に着工予定日を想定しておられるという事でしょうか。	着工予定日は提案によります。
548	事業仮契約書 (案)			第7条 本敷地の使用	12	第7条	1					事業者への本敷地の貸付は着工日からとされています。着工日前日までの本敷地の管理責任は組合が負うと理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
549	事業仮契約書 (案)			第7条 本敷地の使用	12	第7条	1					着工に先立ち、事業者が第21条に規定の事前調査を行う場合も、無償使用可能との理解で宜しいでしょうか。	無償での現場への立入りを認めます。

No.	資料名	別紙	要求水準 別添資料	タイトル(項目名)	該当箇所							質問内容	回答	
					頁	第○	○	(○)	カナ	(カナ)	英字			
550	事業仮契約書 (案)			本敷地の使用	12	第7条	1						土地の引渡は、中央消防署、山岸出張所のそれぞれに設定できるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
551	事業仮契約書 (案)			本敷地の使用	12	第7条	3、6						工事着工前の設計期間中は本仮囲いを設置しないことが想定されますが、この間に、万が一第三者によりゴミ等の不法投棄が成された場合は、不可抗力として扱って頂けるのでしょうか。	本敷地の事業者への引渡しは現状有姿での引渡しとなりますので、事業者は本敷地にある廃棄物等は自らの費用で処分して下さい。
552	事業仮契約書 (案)			本敷地の使用	12	第7条	6						有益費とはどのようなものを想定されていますでしょうか。	有益費とは、民法にいう有益費をいいます。
553	事業仮契約書 (案)			許認可・届出等	12	第8条	4						事業者が組合に対して「必要な協力」をしますが、この協力は「可能な範囲」で行うという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
554	事業仮契約書 (案)			実施体制図	13	第9条							実施体制図を7日以内に提出するとありますが、これは7開庁日以内という理解でよろしいでしょうか	暦日で7日です。
555	事業仮契約書 (案)			実施体制	13	第9条	1						実施体制図は、事業の各業務ごとに作成すれば宜しいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
556	事業仮契約書 (案)			第10条 履行保証等	13	第10条	1						解体撤去業務に対する履行保証も必要ではないでしょうか。	解体撤去業務に対する履行保証は求めないこととしています。
557	事業仮契約書 (案)			第10条 履行保証等	13	第10条	1						「設計・建設期間中の設計・建設費及び工事監理費」とは、具体的には、割賦手数料を除くサービス対価A及びBの合計額(消費税等を含む)との理解で宜しいでしょうか。	設計費、建設費、工事監理費のみです。
558	事業仮契約書 (案)			履行保証等	13	第10条	1						保険金額は、消費税込の金額との理解でよろしいでしょうか。また、施設整備費の内、事業者の開業に伴う諸費用等は含まず、設計費、建設工事費及び工事監理費のみの合計金額の10%との理解でよろしいでしょうか。	質問No.557をご参照ください。

No.	資料名	別紙	要求水準 別添資料	タイトル(項目名)	該当箇所							質問内容	回答	
					頁	第○	○	(○)	カナ	(カナ)	英字			
559	事業仮契約書 (案)			第10条 履行保証等	13	第10条	1						保証会社による保証もお認めいただけるとの理解で宜しいでしょうか。	保証会社による保証も認めることとします。
560	事業仮契約書 (案)			条件変更等	13	第11条	1	(1),(2)					(1)(2)記載内容の発見とは、事業契約締結後における発見を意味しているという事でしょうか。	ご理解のとおりです。
561	事業仮契約書 (案)			条件変更等	13	第11条	1	(3)					実施方針公表時の実施方針質疑回答のNo.63,64でご回答頂いた「入札説明書等その他一般に利用可能な資料」とはここでいう業務要求水準書を示しているということでしょうか。 それに限らない場合は、どの資料を参照すべきか明示をお願いいたします。	業務要求水準書に限りません。一般に利用可能な資料とは、盛岡市をはじめとした地方公共団体や電力・ガス会社等への問い合わせ等により、一般的に入手できる資料等を想定しております。なお、第11条第1項を修正していますので、別途公表の事業契約書(案)も併せて参照して下さい。
562	事業仮契約書 (案)			本敷地の条件	13	第11条	1	(3)					「本敷地の条件と実際の現場が一致しないこと」が、土地の瑕疵に該当する場合は、当該瑕疵に起因して生じた事業者の損害は、組合に負担頂けるという理解でよろしいでしょうか。	業務要求水準書等から合理的に想定し得なかったものについては、ご理解のとおりです。
563	事業仮契約書 (案)			本敷地の条件	13	第11条	1	(4)					本敷地の条件について、「予期することができない特別の状態」が、土地の瑕疵に該当する場合は、当該瑕疵に起因して生じた事業者の損害は、組合に負担頂けるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
564	事業仮契約書 (案)			条件変更等	13	第11条	3						追加の費用には、要求水準書の変更から生じる業務対価のみならず、これに準じて発生する金融機関による融資再調整費、契約変更が発生した場合の弁護士費用も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	具体的な追加費用については、内容を検討してからの判断となるため、あらかじめ回答することは差し控えます。
565	事業仮契約書 (案)			条件変更等	13	第11条	3						“当該追加費用を負担する”とありますが、当該追加費用には、金融機関との融資条件変更に伴うブレイクファンディングコストや契約変更の為の弁護士報酬等、金融関連費用も含まれるという理解で宜しいでしょうか。	具体的な追加費用については、内容を検討してからの判断となるため、あらかじめ回答することは差し控えます。

No.	資料名	別紙	要求水準 別添資料	タイトル(項目名)	該当箇所							質問内容	回答	
					頁	第○	○	(○)	カナ	(カナ)	英字			
566	事業仮契約書 (案)			条件変更等	13	第11条	3						条件変更等により工期の延長が必要な場合は、認められるとの理解で良いでしょうか。 また、工期が延長された場合は、維持管理期間も併せて延長されるとの理解で良いでしょうか。	工期の延長が必要と認められるときは、協議により工期を延長します。また、予算措置がなされた場合は、維持管理期間も併せて延長される場合があります。
567	事業仮契約書 (案)			条件変更等	14	第12条	2						“組合に対して次に掲げる事項を通知し”とありますが、“次に掲げる事項”とは何を指しているのでしょうか。	「次に掲げる事項」は「業務要求水準書を変更する場合の費用の増減、日程変更の必要の有無等」に修正します。
568	事業仮契約書 (案)			第12条 業務要求水準書の変更	14	第12条	2						2行目の「次に掲げる事項」の記載をお願い致します。	質問No.567をご参照ください。
569	事業仮契約書 (案)			業務要求水準書の変更	14	第12条	2						「次に掲げる事項」とは、何を指すのかご教示下さい。	質問No.567をご参照ください。
570	事業仮契約書 (案)			業務要求水準書の変更	14	第12条	2						次に掲げる事項を通知し、とありますが、記載が漏れているようです。次に掲げる事項をお示しください。	質問No.567をご参照ください。
571	事業仮契約書 (案)			業務要求水準書の変更	14	第12条	2						「組合に対して次に掲げる事項を通知し、」とありますが、事項の記述がございません。通知する事項の記載をお願いいたします。	質問No.567をご参照ください。
572	事業仮契約書 (案)			第12条 業務要求水準書の変更	14	第12条	3						本条第2項と同様、「前項又は前条第2項の通知の日から」が正ではないでしょうか。	「前条2項」を「前項」に修正します。
573	事業仮契約書 (案)			業務要求水準書の変更	14	第12条	3						「前条第2項の通知」とありますが、「前項」の誤りではないでしょうか。	質問No.572をご参照ください。
574	事業仮契約書 (案)			第12条 業務要求水準書の変更	14	第12条	3						組合との協議だけでなく、事業者側での変更内容の確認、追加費用又は損害額の見積り、関係者間の協議調整等に時間を要する場合も想定されるため、通知後14日を目処として協議を行い、組合と事業者双方協議の上、協議期間を延長できるよう、ご検討下さい。	原案のとおりとします。別紙1の日程をできるだけ遵守するため、事業者側も可能な限りの迅速な対応をお願いします。

No.	資料名	別紙	要求水準 別添資料	タイトル(項目名)	該当箇所						質問内容	回答	
					頁	第○	○	(○)	カナ	(カナ)			英字
575	事業仮契約書 (案)			第12条3 業務要求水準書の変更に際しての費用負担	14	第12条	3					「要求水準の変更により、選定事業者に増加費用または損害が発生したときは、組合は必要な費用を負担しなければならない」とありますが、必要な費用とは具体的にどのような費用(算出方法)を指すのかご教示いただけますでしょうか。	要求水準変更により増加費用の内容が異なりますので、あらかじめ具体的な算出方法を示すことはできません。
576	事業仮契約書 (案)			業務要求水準書の変更	14	第12条	3					要求水準の変更に伴う施設整備の増加費用は一括で支払っていただけるのでしょうか。又は割賦払いとなる場合、事業者のファイナンス費用もご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	増加費用について組合が一括で支払うことを予め約束することはできません。金融費用については、合理的なものは組合が負担します。
577	事業仮契約書 (案)			組合による費用負担	14	第12条	3					事業者が増加費用又は損害が生じたときは、組合は必要な費用を負担するとありますが、これにはブレイクファンディングコスト等の金融費用も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	金融費用については、質問No.576をご参照ください。
578	事業仮契約書 (案)			組合による費用負担	14	第12条	3					事業者が増加費用又は損害の発生を防止する努力を怠った場合とありますが、これは客観的な判断に基づくという理解でよろしいでしょうか。	具体的な状況に基づく客観的な判断となります。
579	事業仮契約書 (案)			業務要求水準書の変更	14	第12条	3					協議が整わない場合に限らず、業務要求水準書の変更により事業者が発生した増加費用又は損害は、組合がその費用を負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	協議が整わない場合で、組合が要求水準書の変更を指示した場合は、増加費用は第12条第3項により組合で負担します。協議が整ったときは、増加費用の負担は当該協議の結果に従います。
580	事業仮契約書 (案)			業務要求水準書の変更	14	第12条	3					選定事業者とは事業者との理解でよろしいでしょうか。	「選定事業者」を「事業者」に修正します。
581	事業仮契約書 (案)			業務要求水準書 の変更	14	第12条	3					当条項は①組合が一方的にサービス対価を変更できるという事でしょうか。 ②「事業者に増加費用又は損害が発生したときは、組合は必要な費用を負担しなければならない」とあるが、組合都合により発生した増額費用は、組合が全額負担するという事でしょうか。	①については、ご理解のとおりです。②については、組合は合理的な範囲で増額費用を負担します。

No.	資料名	別紙	要求水準 別添資料	タイトル(項目名)	該当箇所							質問内容	回答	
					頁	第○	○	(○)	カナ	(カナ)	英字			
582	事業仮契約書 (案)			業務要求水準書の変更	14	第12条	4						要求水準書の変更が行われたことにより事業者に発生した増加費用又は損害は、組合が負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	増加費用の負担については、第12条第3項に定めるとおりです。
583	事業仮契約書 (案)			モニタリング	14	第13条	3						「解してはならない」の主語は、事業者との理解でよろしいでしょうか。	主語は事業者です。この趣旨を明らかにするため、本項冒頭の「組合は」を「事業者は、組合が」に修正します。
584	事業仮契約書 (案)			監視職員の設置	14	第14条							監視職員は、施設に常駐しないとの理解でよろしいでしょうか。 また、常駐する場合の常駐場所、使用する機器・備品等は組合が用意するとの理解でよろしいでしょうか。	監視職員は常駐しない予定です。
585	事業仮契約書 (案)			監視職員の設置	14	第14条	1						監視職員を置いたときは、その日から14日以内に事業者へ通知するとありますが、事前にも通知があるという理解でよろしいでしょうか。	事業仮契約書(案)第14条第1項のとおりです。
586	事業仮契約書 (案)			監視職員の設置	14	14条	2						念の為お伺いさせていただきます。 貴組合は(1)～(5)に記載されている事項以外の権限を監視職員に委任することは無いのでしょうか。	本項に定めるもの以外の権限を監視職員に委任することはありません。
587	事業仮契約書 (案)			監視職員の設置	15	第14条	2	(4)					選定企業以外の第三者とありますが、これは誰を想定していますでしょうか。	組合が特に想定する者はありません。
588	事業仮契約書 (案)			監視職員の設置	15	第14条	6						組合が監視職員を置いた場合、その全ての指示は組合に帰属するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
589	事業仮契約書 (案)			第22条 調査の第三者への委託	17	第22条	1						第三者とは、設計企業又は建設企業を指しているのでしょうか。あるいは、設計企業又は建設企業が再委託を行う測量事務所あるいは調査会社等を指しているのでしょうか。	本項の第三者とは、選定企業以外の第三者で、特定の者を指しているわけではありません。
590	事業仮契約書 (案)			第24条 別工事との調整	17	第24条							「システム企業」とは、消防指令システム及び支援情報システム(情報通信システム)に関する設計・工事を担当する企業との理解でよろしいでしょうか。	「システム企業」の定義は、要求水準書の該当箇所をご参照ください。なお、第24条第1項は、「システム企業」を「システム設計企業」に修正しておりますが、「システム設計企業」の定義は要求水準書の定義によります。

No.	資料名	別紙	要求水準 別添資料	タイトル(項目名)	該当箇所							質問内容	回答	
					頁	第○	○	(○)	カナ	(カナ)	英字			
591	事業仮契約書 (案)			別工事との調整	17	第24条	1						「システム企業」の定義を第5条に加えて頂きたいと存じます。	システム企業の定義については質問No.590をご参照ください。
592	事業仮契約書 (案)			事業仮契約書(案)	17	第24条							(別工事との調整)設計業務において自らの費用でシステム企業との調整を行いとありますがシステム企業の決定時期をお示し下さい。	本項の「システム企業」は「システム設計企業」に修正しました。システム設計企業の選定期間については、現在調整中です。
593	事業仮契約書 (案)			第24条 別工事との調整	17	第24条	1						システム企業の選定期間は何時でしょうか。万一、システム企業からの要求水準を超える要求があり、しかも、施設整備のために受入れざるを得ない場合も想定されます。かかる事態に生じる増加費用や損害の発生、工期遅延等のリスクは組合が負担していただけるのでしょうか。	システム設計企業の選定期間については、質問No.592をご参照ください。また、「システム設計企業から要求水準を超える要求」があることは想定していません。
594	事業仮契約書 (案)			別工事との調整	17	第24条							「必要な機能が確保されるよう～」の「必要な機能」とは、事業者の業務範囲に含まれる部分が対象であり、別工事の業務範囲に含まれる部分は対象外との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
595	事業仮契約書 (案)			別工事との調整	17	第24条	1						第24条(別工事との調整)について、システム企業との協議および工事期間中に組合が別途発注する工事があった場合についての調整などが事業者の費用負担になっておりますが、これに起因して工事の追加費用等が発生した場合は、別途組合と協議できるという理解で宜しいでしょうか。	調整の結果、事業者が実施する工事について増加費用が発生するときは、その費用について協議を行うものとします。別途公表の事業仮契約書(案)の修正版の第24条第2項をご参照ください。
596	事業仮契約書 (案)			第24条 別工事との調整	17	第24条	1						組合の別途発注工事に起因して増加費用が発生した場合、組合負担との理解で宜しいでしょうか。	質問No.595をご参照ください。
597	事業仮契約書 (案)			別工事との調整	17	第24条	1						事業者は自らの費用でシステム企業との協議を行うとありますが、開示情報と大きく乖離する場合は、組合に費用を負担頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	第24条第1項に定めるとおりです。事業者とシステム設計企業との協議に関連して組合が費用を負担することはありません。
598	事業仮契約書 (案)			別工事との調整	17	第24条	1						事業者は自らの費用でシステム企業との協議を行うとありますが、システム企業側にも同様に負担すべき費用があるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	別紙	要求水準 別添資料	タイトル(項目名)	該当箇所							質問内容	回答	
					頁	第○	○	(○)	カナ	(カナ)	英字			
599	事業仮契約書 (案)			別工事との調整	17	第24条	1						組合、事業者、システム企業において実務上および損害が発生した場合の費用負担について三者間協定を締結するという理解でよろしいでしょうか。	質問の三者協定を締結する予定はありません。
600	事業仮契約書 (案)			別工事との調整	17	第24条	2						工事期間中に組合が別途発注する工事とありますが、どのような工事を想定していますか。	【別紙5】に示す情報通信システム及び消防救急デジタル無線並びに盛岡市LANの工事を想定しています。なお、本項は第37条第3項と内容が重複するため、削除します。第37条第3項の内容も修正しましたので、別途公表の事業仮契約書(案)の修正版の該当箇所をご参照ください。
601	事業仮契約書 (案)			第24条 別工事との調整	17	第24条	2						組合が別途発注する工事があった場合、当該工事との調整を行うもの、とありますが、この条文では別途発注する工事の内容が不明確なので、明文化して頂きたい。(事業者に別途発注する工事を指すのか、もしくは業務要求水準書P68(設計業務)ク 別工事との調整を指すのか等)	原案のとおりとします。将来あり得る工事をあらかじめ具体的に規定することはできません。
602	事業仮契約書 (案)			本件施設の設計	18	第25条	2						事業者は基本設計図書、実施設計図書を組合に提出して確認を受けるとありますが、設計変更の事業者の検討期間(第32条1項)が7日であることから、提出後7日経過した場合は組合の確認を受けたものと理解してよろしいでしょうか。	組合は、設計図書の提出を受けたときは、相当の検討期間を経た後、速やかにその結果を事業者に通知します。
603	事業仮契約書 (案)			本件施設の設計	18	第25条	3						事業者は、設計に関する一切の責任を負担するとありますが、これは事業者の責によって生じた損害が対象であるという理解でよろしいでしょうか。	例えば、一般的に瑕疵担保責任は無過失責任と解されており、事業者の責によって生じた損害のみに限定されるものではありません。
604	事業仮契約書 (案)			第25条4 本件施設の設計(設計変更についての規定)	18	第25条	4						文面どおりの規定ですと、組合の指示により設計変更した場合であっても事業者が責任を負うことになり、事業者にとって著しく不利な条項となる懸念がありますので、組合の指示により設計変更した場合の帰責者は組合と規定いただけませんか。	原案のとおりとします。組合の指示があった場合でも、具体的な設計作業(図面の作成等)は事業者側で実施されるものです。
605	事業仮契約書 (案)			第27条 設計の実施(設計費用の増加費用についての規定)	18	第27条							組合による要求水準の不備または変更があった際の設計費用の増加費用について、組合は合理的な範囲の費用を負担すると規定されておりますが、「合理的な範囲」とは具体的にどの様な範囲(算出方法)を指すのかご教示いただけますでしょうか。	増加費用の内容により異なりますので、予め具体的な算出方法を示すことはできません。

No.	資料名	別紙	要求水準 別添資料	タイトル(項目名)	該当箇所							質問内容	回答	
					頁	第○	○	(○)	カナ	(カナ)	英字			
606	事業仮契約書 (案)			設計の実施	18	第27条	2						要求水準書の不備若しくは組合による変更により設計費用が増加する場合は組合が合理的な費用を負担するとありますが、工事費が増加した場合も組合に負担頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
607	事業仮契約書 (案)			設計の実施	18	第27条	2						設計費用が減少する場合は、組合はサービス対価の内、施設整備費の減少額相当分を同額減少させることができるとありますが、減少によりブレークファンディングコスト等の増大するコストが生じた場合は、減少額と相殺して頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
608	事業仮契約書 (案)			設計の実施	18	第27条	2						(省略)～ 一方、設計費用が減少する場合、組合は、組合が事業者を支払うサービス対価のうち施設整備費の減少額相当分を同額減少させることができる。と記載がありますが、費用の増減が発生する場合、事業者への事前の通知及び協議は行われないのでしょうか。	協議は当然に想定されます。またサービス対価が変更される場合は、必要な契約変更手続を経ることになります。
609	事業仮契約書 (案)			第28条 法令変更等による設計変更等	19	第28条	1						第53条第4項と同様、法令変更等により生じた増加費用及び損害の負担方法についての条文が必要ではないでしょうか。	法令変更による増加費用の負担は、第88条によることとなります。
610	事業仮契約書 (案)			第28条1 法令変更等による設計変更(設計費用の増加費用についての規定)	19	第28条	1						法令変更等による設計変更に関する増加費用については、「別紙8①本業務に類型的又は特別に影響を及ぼす法令変更(税制を除く)」に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	具体的な法令の内容によります。
611	事業仮契約書 (案)			法令変更等による設計変更	19	第28条	1						法令制度の改正により設計変更が必要となった場合の費用は、別紙8に該当し組合に負担頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	具体的な法令の内容によります。
612	事業仮契約書 (案)			第28条2 法令変更等による設計変更	19	第28条	2						「第2項」としての変更の事例の記載はありませんが、何をさしているのかご教示ください。	「第1項又は第2項」を「前項」に修正します。
613	事業仮契約書 (案)			法令変更等による設計変更等	19	第28条	2						「第1項又は第2項」は、「前項」の誤りではないでしょうか。	質問No.612をご参照ください。

No.	資料名	別紙	要求水準 別添資料	タイトル(項目名)	該当箇所						質問内容	回答	
					頁	第○	○	(○)	カナ	(カナ)			英字
614	事業仮契約書 (案)			設計モニタリング	19	第29条						本条のモニタリングは、第25条に規定された組合による設計図書の確認と別に行われるのでしょうか。その場合、それぞれどういうことを想定しているのでしょうか。	別に行います。内容については、業務要求水準書及び入札説明書別紙2に記載しているとおりです。
615	事業仮契約書 (案)			第30条1 設計の完了(完了の確認についての規定)	19	第30条						「組合の確認」は提出及び説明後、何日以内にいただけるのかご教示ください。また、組合による承諾を明確にするため、「提出及び説明後○日以内の確認検査期間経過後は組合は承諾したものとみなす」と規定いただけますでしょうか。	質問No.602をご参照ください。
616	事業仮契約書 (案)			第30条 設計の完了	19	第30条	1					設計図書を提出後、何日後(を目処に)、組合から事業者に対し、確認終了の通知がなされるのでしょうか。	質問No.602をご参照ください。
617	事業仮契約書 (案)			設計の完了	19	第30条	2					ここでいう修正は、改善勧告にはあたらないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
618	事業仮契約書 (案)			設計の完了	19	第30条	3					設計、設計変更についての不備・不具合の発見とは、客観的に認められるものが対象との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
619	事業仮契約書 (案)			設計変更	20	第32条						本条における設計変更は、システム企業が原因者となって行われるものも含むという理解でよろしいでしょうか。	第24条第1項及び第2項の対応として行われるものは、本条3項の設計変更には含まれません。
620	事業仮契約書 (案)			第32条 設計変更	20	第32条	1					組合への書面提出に当たり、事業者側での変更内容の確認、費用の見積り、工期の検討、関係者間の協議に時間を要する場合も想定されるため、書面受領後7日を目処として協議を行い、組合と事業者双方協議の上、協議期間を延長できるよう、ご検討下さい。	原案のとおりとしますが、組合と事業者が協議して、協議時期の延長を合意することを妨げるものではありません。
621	事業仮契約書 (案)			第32条 設計変更	20	第32条	2					設計変更により維持管理費が増額する場合も想定されますが、本条には本条第7項の減額条項しかありません。本項の増加費用は、本条第5項と同様、施設整備等業務に限定しないか、あるいは、維持管理業務業務費の追加に係る条項の追加をご検討下さい。	組合が維持管理費の増額を招来するような設計変更の要求を行うことは想定していません。

No.	資料名	別紙	要求水準 別添資料	タイトル(項目名)	該当箇所							質問内容	回答	
					頁	第○	○	(○)	カナ	(カナ)	英字			
622	事業仮契約書 (案)			設計変更	20	第32条	2						「施設整備費の増額又は費用の全部若しくは一部の負担に代えて設計変更を事業者に請求することができる」とありますが、工期の変更を伴う設計変更の請求は無いとの理解でよろしいでしょうか。	原則として、そのような設計変更の請求はないものとご理解頂いて結構です。
623	事業仮契約書 (案)			設計変更	20	第32条	2						本条において、組合が負担する施設整備等に係る増加費用には金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	合理的な範囲で含まれます。
624	事業仮契約書 (案)			設計変更	20	第32条	2						ただし、～「特別な理由があるときは」とありますが、具体的にどのような事象を想定されておりますか。	現在、具体的に想定しているものはございません。
625	事業仮契約書 (案)			第32条 設計変更	20	第32条	4						「組合に提出した」は不要ではないでしょうか。	「組合に提出した」は削除します。
626	事業仮契約書 (案)			設計変更	20	第32条	4						事業者から設計変更の請求が出来るとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
627	事業仮契約書 (案)			設計変更	20	第32条	6						施設整備費を当該費用の減少額と同額減少とありますが、増加コストがある場合は相殺頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
628	事業仮契約書 (案)			設計変更	20	第32条	7						当該変更により維持管理業務に係る費用が増加する場合は組合にて負担いただけたとの理解でよろしいでしょうか。	組合が維持管理費の増額を招来するような設計変更の要求を行うことは想定していません。
629	事業仮契約書 (案)			設計変更	20	第32条	7						当該変更により維持管理業務に係る費用が増加したときには、維持管理費を増額して頂けるのでしょうか。	質問No.628をご参照ください。
630	事業仮契約書 (案)			設計変更	20	第32条	7						事業者が、組合の請求により設計変更を行う場合において、当該変更により維持管理業務に係る費用が増加したときは、維持管理費が増額されるとの理解でよろしいでしょうか。	質問No.628をご参照ください。

No.	資料名	別紙	要求水準 別添資料	タイトル(項目名)	該当箇所							質問内容	回答	
					頁	第○	○	(○)	カナ	(カナ)	英字			
631	事業仮契約書 (案)			設計変更	20	第32条	7						設計変更により維持管理業務の費用が増加したときには、維持管理費を増額して頂けるとの理解で宜しいでしょうか。 維持管理費用は、維持管理に必要な費用を計上することになるため、特に減額をお認め頂かない場合、増減での対応は困難なことがあります。	質問No.628をご参照ください。
632	事業仮契約書 (案)			設計変更	20	第32条	7						維持管理費を当該費用の減少額と同額減少とありますが、増加コストがある場合は相殺頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
633	事業仮契約書 (案)			事業仮契約書(案)	20	第33条							(本件施設の建設)別工事との調整がありませんが今後示されるのでしょうか。また、共益費及び補強等関連費用は発生するのでしょうかご教示下さい。	前段については、質問No.600をご参照ください。 後段について、発生する場合については、質問No.595をご参照ください。
634	事業仮契約書 (案)			本件施設の建設	20	第33条	1						登記手続き等は組合にて行われるとのことによろしいでしょうか。	施設の登記を行うときは組合がその費用で行います。
635	事業仮契約書 (案)			本件施設の建設	20	第33条	1						登記手続きは貴組合の費用負担にて、貴組合が実施される、という理解で宜しいでしょうか。	質問No.634をご参照ください。
636	事業仮契約書 (案)			第33条 本件施設の建設	20	第33条	1						第48条、第59条第2項にも該当しますが、第66条2行目の「業務要求水準書等」とは、本条第2項の「業務要求水準書及び提案書」と意味しているとの理解で宜しいでしょうか。「等」を具体的にお示し下さい。	提案書、その他設計の協議記録などが含まれます。
637	事業仮契約書 (案)			第37条	22	第37条	3						工事期間中に組合が個別に発注する工事があった場合、自己の費用で調整する、とありますが、この自己とは組合との理解しますが、宜しいですか。	「自己」とは事業者を指します。
638	事業仮契約書 (案)			第38条3 事業者による工事監理者の設置	22	第38条	3						「その原因及び結果のいかんを問わず、事業者がすべてこれを負担する」とありますが、組合の指示により工事監理者が行った活動に関しては除外されるものと考えますので、「事業者の責めに帰すべき事由による場合、事業者がすべてこれを負担する」と変更いただけますでしょうか。	原案のとおりとします。事業者の責めに帰すことのできない不可抗力等については個別の規定によります。

No.	資料名	別紙	要求水準 別添資料	タイトル(項目名)	該当箇所						質問内容	回答
					頁	第○	○(○)	カナ	(カナ)	英字		
639	事業仮契約書 (案)			第39条 事業者による工事監理者の 設置	22	第39条	1				第7条第1項に、本敷地の事業者への無償貸し付け 期間は着工予定日から本件施設の引渡しまでとされ ているため、本敷地に対する事業者の管理責任も当 該期間に合わせるべきではないでしょうか。	本敷地の貸し渡しから事業者の管理責任が生じるよ うに修正することとします。
640	事業仮契約書 (案)			本敷地の管理	22	第39条	2				事業者が生じた損害には、第三者が生じた損害も含 まれるとの理解でよろしいでしょうか。	第三者が生じた損害は事業者が生じた損害には含ま れません。
641	事業仮契約書 (案)			中間確認	23	第41条	1				確認を想定している主要な工程を具体的にご教示く ださい。	現在、具体的に想定しているものはございませんが、 配筋や防水など重要部位で、完成時に隠ぺいされる 部分について確認したいと考えています。
642	事業仮契約書 (案)			第41条 中間確認	23	第41条	2				2行目の「業務要求水準書若しくは設計図書に」につ いて、第46条第1項及び同条第3項と同様、「業務要 求水準書、設計図書及び提案書に」が正ではないで しょうか。	「業務要求水準書若しくは設計図書に」を「業務要求 水準書、設計図書及び提案書に」に修正します。
643	事業仮契約書 (案)			中間確認	23	第41条	2				要求水準書若しくは設計図書に適合しないと認めら れる相当の理由がある場合とありますが、これは客観 的かつ合理的に認められると判断される時が対象で あるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、何が「客観的」、「合理的」 かの判断も含めて組合が判断します。
644	事業仮契約書 (案)			中間確認	23	第41条	5				第2項の確認の結果、是正を要しなかった場合の復 旧費用は組合にご負担頂けるとの理解でよろしいで しょうか。	是正の有無にかかわらず事業者で負担して下さい。
645	事業仮契約書 (案)			本件施設の設計建設に伴う近隣対策	23	第42条	2				現在、当該敷地のそれぞれにおいて、周辺住民から の苦情や要望等があればご教示ください。	現在のところ特にありません。
646	事業仮契約書 (案)			近隣対策	23	第42条	3				組合の承諾を得ない限り近隣対策の不調を理由とし て工事実施計画の変更をすることはできないとありま すが、合理的な理由なくして承諾をしないことないの 理解でよろしいでしょうか。	変更がやむを得ない場合は、ご理解のとおりです。

No.	資料名	別紙	要求水準 別添資料	タイトル(項目名)	該当箇所						質問内容	回答
					頁	第○	○(○)	カナ	(カナ)	英字		
647	事業仮契約書 (案)			本件施設の建設に伴う近隣対策	23	第42条	5				事業者が善管注意義務を遵守し、かつ業務上不履行が認められない良好な事業遂行を行っているにも関わらず、近隣からの不合理な反対運動等に伴い発生する対策等の費用に関しては組合負担もしくは不可抗力として扱われるとの理解でよろしいでしょうか。	ある事案が不可抗力に該当するか否かは具体的な事案について個別に判断しますので、あらかじめ回答することはできません。
648	事業仮契約書 (案)			本件施設の建設に伴う近隣対策	23	第42条	5				本事業そのものに対して近隣住民から反対があった場合は、組合が主体的に解決にあたっていただけという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
649	事業仮契約書 (案)			工事の中止	24	第43条	2				「合理的な範囲内」には、一時中止による工期変更等に伴う費用(金融機関による融資再調整費、諸事協議等にかかる弁護士費用等)が含まれるとのことでしょうか。	具体的な費用項目については、内容を検討してからの判断となるため、あらかじめ回答することは差し控えます。
650	事業仮契約書 (案)			本件施設の建設に伴う近隣対策	24	第43条	2				“事業者が発生した増加費用ないし損害”には、本件工事の一次中止及びその続行に起因して事業者が発生する、金融機関との融資条件変更に伴うブレイクファンディングコストや契約変更の為の弁護士報酬等、金融関連費用も含まれるという理解で宜しいでしょうか。	具体的な費用項目については、内容を検討してからの判断となるため、あらかじめ回答することは差し控えます。
651	事業仮契約書 (案)			工事の中止	24	第43条	2				必要と認めるときには、設計・建設期間の変更若しくは設計変更しなければならない、とありますが、組合が施工を一時中止させた場合は、必ず設計・建設期間の変更あるいは、設計変更をすることでしょうか。	具体的な状況によりしますので、あらかじめ回答することはできません。
652	事業仮契約書 (案)			第三者に生じた損害	24	第44条					事業者は、本件工事に関し第三者に損害が発生し、係る損害が賠償対象となる場合は、その損害を賠償しなければならないとありますが、公共工事標準請負契約約款で発注者が負担するとされている通常避けることができない理由による損害の賠償は組合に負担頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	工事が原因で第三者に損害が生じる場合、通常避けることができたかどうかにかかわらず、事業者が損害を賠償して下さい。
653	事業仮契約書 (案)			本件工事中に第三者に生じた損害	24	第44条					不可抗力事由が発生した場合に第三者に生じた損害は、事業者の負担ではないという理解でよろしいでしょうか。	事業者が第三者に対して損害賠償責任を負うかどうかは、民法その他の法律に照らして判断して下さい。

No.	資料名	別紙	要求水準 別添資料	タイトル(項目名)	該当箇所							質問内容	回答	
					頁	第○	○	(○)	カナ	(カナ)	英字			
654	事業仮契約書 (案)			本件工事中	24	第44条	1						係る損害が賠償対象となる場合は、その損害を賠償しなければならない」とは、対象となった場合、必ず賠償しなければならないという意味でしょうか。 ※第67条1項にも類似の条項がございます。	ご理解のとおりです。
655	事業仮契約書 (案)			事業者による完成検査	24	第45条							完成検査は、中央消防署、山岸出張所をそれぞれ別々に行ってもよいとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
656	事業仮契約書 (案)			第45条 事業者による完成検査	24	第45条	4						本条では「仕様が充足」、第46条第1項では「性能及び仕様が充足」、第46条第3項では「内容及び水準を満たす」とあります。表記の統一をご検討下さい。	必要に応じ、契約締結時に文言調整をします。
657	事業仮契約書 (案)			組合による完工確認	24	第46条	1						組合は、事業者から提出された完成届を受領したときは、速やかに完工確認を実施して頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	所定の手続が整ったときは、組合は速やかに完工確認を行います。
658	事業仮契約書 (案)			組合による完工確認	25	第46条	3						組合は事業者に改善勧告を行うことができるとありますが、勧告が必要な場合は完工確認後、速やかに行って頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
659	事業仮契約書 (案)			組合による完工確認	25	第46条	4						「本件施設の設計、建築、構築の全部又は一部」とありますが、「構築」の定義を御教示願います。	「構築」を削除します。
660	事業仮契約書 (案)			完工確認通知書の交付	25	第49条	2						第46条に基づき組合から事業者に対して求められた補修若しくは改造が軽微なものである場合は、それらが未了であっても完工確認通知書を交付頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	組合の確認が終了しないうちは、完工確認通知書を発行することはできません。
661	事業仮契約書 (案)			事業仮契約書(案)	25	第50条							所有権の取得をもって、盛岡地区広域消防組合は火災保険に加入するのでしょうか。ご教示下さい。	加入する予定です。

No.	資料名	別紙	要求水準 別添資料	タイトル(項目名)	該当箇所						質問内容	回答	
					頁	第○	○ (○)	カナ	(カナ)	英字			
662	事業仮契約書 (案)			事業者による本件施設の引渡し及び 組合による所有権の取得	26	第50条						登記申請は組合で行っていただけるとの理解でよろしいでしょうか。	質問No.634をご参照ください。
663	事業仮契約書 (案)			第50条 所有権の取得	26	第50条						登記にかかる手続きは組合の負担で宜しいですか。	質問No.634をご参照ください。
664	事業仮契約書 (案)			事業者による本件施設の引き渡し及 び組合による所有権の取得	26	第50条	1					登記手続きは貴組合の費用負担にて、貴組合が実施される、という理解で宜しいでしょうか。	質問No.634をご参照ください。
665	事業仮契約書 (案)			事業者による本件施設の引渡し及び 組合による所有権の取得	26	第50条	1					引渡時期は、平成28年4月30日までであれば、中央消防署、山岸出張所のそれぞれが別の日でもよろしいでしょうか。また、そのような場合、維持管理業務の開始日は、それぞれの引渡日からとの理解でよろしいでしょうか。	いずれの施設も、引渡しは平成28年4月30日として下さい。
666	事業仮契約書 (案)			第51条 本件施設の瑕疵担保	26	第51条	2					建築設備、備品のメーカー保証期間は通常、1年であり、一律2年の瑕疵担保期間を課せられるのは事業者にとっては大きなリスクです。これらの機器・備品等は本条の対象から除いていただきたいと存じます。	原案のとおりとします。
667	事業仮契約書 (案)			第51条 本件施設の瑕疵担保	26	第51条	5					保証書は、引渡日に組合に提出するとの理解で宜しいでしょうか。	引渡日までに提出して下さい。
668	事業仮契約書 (案)			第52条 工期の変更	26	第52条						工期が変更になった場合でも、事業期間、即ち、契約終了日は変更無しとの理解で宜しいでしょうか。	予算措置がとられない場合は、ご理解のとおりです。
669	事業仮契約書 (案)			工期の変更	26	第52条	1					組合の任意により工期を変更した場合、それに伴う増加費用(合理的な金融費用を含む)は、組合が負担するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
670	事業仮契約書 (案)			本件施設の建設引き渡し遅延による 費用負担	27	第53条						合理的な追加費用には金融機関による融資再調整費、諸事協議等にかかる弁護士費用等も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	具体的な費用項目については、内容を検討してからの判断となるため、あらかじめ回答することは差し控えます。

No.	資料名	別紙	要求水準 別添資料	タイトル(項目名)	該当箇所						質問内容	回答	
					頁	第○	○	(○)	カナ	(カナ)			英字
671	事業仮契約書 (案)			本件施設の引渡し遅延による費用負担	26	第53条	1					予測不能な土地の瑕疵や埋蔵文化財の発見等に起因する場合は組合の負担と考えてよろしいでしょうか。	第11条に規定するところによります。
672	事業仮契約書 (案)			本件施設の引渡し遅延による費用負担	26	第53条	1					「組合の責めに帰すべき事由」には、「システム企業の責めに帰すべき事由」も含むとの理解でよろしいでしょうか。	含まれません。
673	事業仮契約書 (案)			本件施設の引渡し遅延による費用負担	26	第53条	1					「システム企業の責めに帰すべき事由」で引渡しが遅延した場合、「システム企業」が負担すべき、当該遅延による増加費用及び損害は、組合が立替えて事業者に支払うとの理解でよろしいでしょうか。	質問の場合、組合が立替えて事業者を支払うことはありません。事業者がシステム企業に対して直接請求して下さい。
674	事業仮契約書 (案)			本件施設の引渡し遅延による費用負担	27	第53条	1					“事業者が負担した合理的な増加費用及び損害”には、本件施設の引渡しの遅延に起因して事業者に発生する、金融機関との融資条件変更に伴うブレイクファンディングコストや契約変更の為の弁護士報酬等、金融関連費用も含まれるという理解で宜しいでしょうか。	具体的な費目については、内容を検討してからの判断となるため、あらかじめ回答することは差し控えます。
675	事業仮契約書 (案)			本件施設の引渡し遅延による費用負担	27	第53条	1					合理的な増加費用の中にはファイナンス費用も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	一般論としては、ご理解のとおりです。
676	事業仮契約書 (案)			引渡し遅延による費用負担	27	第53条	1					組合は、当該遅延に伴い事業者が負担した合理的な増加費用及び損害を負担するとありますが、これには金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	金融費用も合理的な範囲で含みます。
677	事業仮契約書 (案)			引渡し遅延による費用負担	27	第53条	2					事業者が組合に支払う損害賠償金の算出に用いる施設整備費とは、消費税抜き金額であるとの理解でよろしいでしょうか。	消費税込みの金額とします。
678	事業仮契約書 (案)			引渡し遅延による費用負担	27	第53条	2					事業者の責めに帰すべき事由により本件施設の引渡しが遅延した場合とありますが、近隣対策の不調による遅延は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	第42条第4項により竣工予定日が変更されたことによる引渡日の変更については、ご理解のとおりです。

No.	資料名	別紙	要求水準 別添資料	タイトル(項目名)	該当箇所							質問内容	回答	
					頁	第○	○(○)	カナ	(カナ)	英字				
679	事業仮契約書 (案)			本件施設の引渡し 遅延による費用負担	27	第53条	2						「施設整備費」には設計費が含まれております。通常 工事遅延損害金の算定基礎は建設費により算出され ます。「施設整備費」を「建設工事費」に変更して頂く 事は可能でしょうか。	原案のとおりとします。
680	事業仮契約書 (案)			本件施設の引渡し遅延による費用負 担	27	第53条	4						“事業者が生じた合理的な増加費用及び損害”に は、本件施設の引渡しの遅延に起因して事業者が発 生する、金融機関との融資条件変更に伴うブレーク ファンディングコストや契約変更の為の弁護士報酬 等、金融関連費用も含まれるという理解で宜しいで しょうか。	具体的な費目については、内容を検討してからの判 断となるため、あらかじめ回答することは差し控えま す。
681	事業仮契約書 (案)			第53条 本件施設の引渡し遅延によ る費用負担	27	第53条	4						「別紙4」ではなく「別紙8」が正ではないでしょうか。	「別紙8」に修正します。
682	事業仮契約書 (案)			本件施設の引渡し遅延による費用負 担	27	第53条	4						「別紙4」は、「第8章」又は「別紙8」の誤りではな いでしょうか。	質問No.681をご参照ください。
683	事業仮契約書 (案)			事業仮契約書(案)	27	第53条	4						「別紙4の規定に従う」とありますが、別紙8の誤りでは ないでしょうか。	質問No.681をご参照ください。
684	事業仮契約書 (案)			本件施設の引渡し 遅延による費用負担	27	第53条	4						別紙4は、別紙8の誤謬でしょうか。	質問No.681をご参照ください。
685	事業仮契約書 (案)			第53条 法令変更	27	第53条	4						別紙4の規定、ではなく、別紙8の規定ではございま せんか。	質問No.681をご参照ください。
686	事業仮契約書 (案)			第56条 第三者の使用	28	第56条	1						第2項及び第3項にも該当しますが、第5条(6)より、 「解体撤去企業」が正です。ご修正下さい。	「解体撤去企業」に修正します。
687	事業仮契約書 (案)			施設整備等業務の条項の準用	28	第58条	1						解体撤去業務に係る工事に準用される条項として提 示されている第36条・37条・38条は、工事監理に関 するものであり、一般的な解体工事においては必要と されないものと思料します。つきましては、これらにつ いては削除いただけないでしょうか。	組合は、解体工事についても、工事監理者による監 理を要求することとしたものです。

No.	資料名	別紙	要求水準 別添資料	タイトル(項目名)	該当箇所						質問内容	回答	
					頁	第○	○	(○)	カナ	(カナ)			英字
688	事業仮契約書 (案)			施設整備等業務の条項の準用	28	第58条	2					“組合が別途事業者に指示する”とありますが、どのようなタイミングで指示頂けるのでしょうか。またご指示頂いた内容に疑義が生じた場合には、事業者との協議事項として頂けるのでしょうか。	事業契約締結後、解体工事の着工日までには指示いたします。また、必要に応じて協議いたします。
689	事業仮契約書 (案)			第58条 組合の指示	28	第58条	2					組合が別途事業者に指示するものとする、とありますが、指示する時期を明記して下さい。	質問No.688をご参照ください。
690	事業仮契約書 (案)			維持管理業務に伴う近隣対策	29	第60条	2					事業者が善管注意義務を遵守し、かつ業務上不履行が認められない良好な事業遂行を行っているにも関わらず、不合理な住民要望や反対運動に関して発生する費用に関しては組合負担もしくは不可抗力事由として扱われるとの理解でよろしいでしょうか。	ある事案が不可抗力に該当するかどうかは、具体的な状況を検討のうえ判断しますので、予め回答することはできません。
691	事業仮契約書 (案)			維持管理業務に伴う近隣対策	29	第60条	2					合理的な範囲とは、具体的にどのようなものを考えられているのでしょうか。例としてご提示ください。	維持管理業務を実施する上で何らかの影響を生じると想定される範囲です。事業者の提案にもよりますが、修繕工事に伴う騒音等が考えられます。
692	事業仮契約書 (案)			維持管理業務に伴う近隣対策	29	第60条	3					前項以外のとありますが、事業者の責によるものだけが対象との理解でよろしいでしょうか。	事業者の責によるものだけに限られません。
693	事業仮契約書 (案)			維持管理業務に伴う近隣対策	29	第60条	3					前項以外の近隣住民等の要望活動・訴訟とは、維持管理業務の履行に関することとの理解でよろしいでしょうか。前項の要求水準書において規定された条件以外の要望活動、訴訟について事業者側が費用負担するのは過度な負担だと考えます。	ご理解のとおりです。
694	事業仮契約書 (案)			本件施設の修繕	30	第63条	2					「組合又は本件施設の利用者の責めに帰すべき事由」とありますが、「システム企業」も含むとの理解でよろしいでしょうか。	システム設計企業及びシステム企業は含まれません。
695	事業仮契約書 (案)			本件施設の修繕	30	第63条	2					「システム企業の責めに帰すべき事由」で修繕又は模様替えが必要となった場合は、当該費用が組合が立て替えるとの理解でよろしいでしょうか。	質問の場合、組合が立替えて支払うことはありません。システム企業に対して直接請求して下さい。

No.	資料名	別紙	要求水準 別添資料	タイトル(項目名)	該当箇所							質問内容	回答	
					頁	第○	○	(○)	カナ	(カナ)	英字			
696	事業仮契約書 (案)			従事職員名簿の提出等	30	第66条	3						組合が事業者に対して従事職員の交代を請求する際は、事前に協議して頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	必要に応じ、協議します。
697	事業仮契約書 (案)			第三者に及ぼした損害	31	第67条	3項						「損害賠償に係る事業者の負担に備えるために」とありますが、組合にて賠償する分は保険対象から除外されるとのことでよろしいでしょうか。	組合からの要求水準としては、ご理解のとおりです。
698	事業仮契約書 (案)			第68条 施設の損傷	31	第68条							事業契約の他に、入札説明書、業務要求水準書も含め、「使用者」は本条にのみ記載されています。「使用者及び」は不要ではないでしょうか。	「使用者及び」は削除し、修正します。
699	事業仮契約書 (案)			施設の損傷	31	第68条							「本件施設の使用者又は利用者」には、「システム企業」も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	質問No.694をご参照ください。
700	事業仮契約書 (案)			サービス対価の支払	31								第73条に維持管理費の減額規定がありますが、施設整備費については減額の規定がありませんので、減額されることはないという理解でよろしいでしょうか。	施設整備費も減額されることがあります(入札説明書別紙2P7参照)。そのため、施設整備費の減額の規定を設けることとします。
701	事業仮契約書 (案)			サービス対価の支払	31								サービス対価の支払にあたっては、組合員である各市町村がその出資割合に応じた額について、債務負担行為の議決を得るという理解でよろしいでしょうか。	質問No.1をご参照ください。
702	事業仮契約書 (案)			第5章 サービス対価の支払	31								その他費用(サービス対価F)の支払に係る条文の追加をご検討下さい。	サービス対価Fにかかる支払の規定を追加します。

No.	資料名	別紙	要求水準 別添資料	タイトル(項目名)	該当箇所							質問内容	回答
					頁	第○	○	(○)	カナ	(カナ)	英字		
703	事業仮契約書 (案)			維持管理費の返還	32	第74条						第74条の維持管理費の返還について、組合では支払にあたりモニタリングをすることから、返還の遡る年数を定める等、上限金額が明確になるように記載をお願いします。また、その上で、SPCは、資金不足を発生させないため、不測の事態に備える必要があると考えますが、本件において、上限金額まで、積立金、劣後融資等で備えない場合は、万が一のためスポンサーが協力して万全に備える必要がありますでしょうか。	上限金額は設けません。民間事業者がSPCの資金不足をどのような方法で補うかは提案によります。
704	事業仮契約書 (案)			維持管理費の返還	32	第74条						返還する金額の計算期間は、組合からの対価の入金日を起算日、組合から通知を受けた日を終算日とするという理解でよろしいでしょうか。	起算日は質問のとおりですが、終算日は組合が支払を受けた日とします。
705	事業仮契約書 (案)			維持管理費の返還	32	第74条						過失、失念、錯誤は虚偽に含まれないという理解でよろしいでしょうか。	虚偽とは事実と反することを言い、その原因がいかなるものであるかは問いません。
706	事業仮契約書 (案)			第76条 事業者の債務不履行による 契約終了	32	第76条		(1)				「事業者が本業務を放棄し、3日間以上にわたり継続したとき。」とありますが、3日間以上放棄した場合とはどのような状況を想定しておりますでしょうか。	例えば業務の全てが行われず、連絡もとれないといった事態が想定されます。
707	事業仮契約書 (案)			事業者の債務不履行による契約終了	33	第76条	2	(2)				工事を完成する見込みが明らかに存在しないと認められるときとありますが、これは明らかに存在しないことが客観的に認められるときで、且つ事業者から組合に対して合理的な説明がなされないときという理解でよろしいでしょうか。	事業者からの説明の有無は関係ありません。
708	事業仮契約書 (案)			引渡日前の解除	34	第77条	1					第10条1項の履行保証保険の保険金額より第77条1項の違約金の方が対象が広く金額が大きくなっている理由をご提示ください。	特に両者を同一にすべき必要性ないし制度の要求はありません。
709	事業仮契約書 (案)			引渡前の解除	34	第77条	1					検査の上、その全部又は一部を買い取ることができると思いますが、買い取らない部分とは検査に合格しない部分との理解でよろしいでしょうか。	買取りのための検査が行われた場合、検査に合格しなかった部分は買い取りません。

No.	資料名	別紙	要求水準 別添資料	タイトル(項目名)	該当箇所							質問内容	回答	
					頁	第○	○	(○)	カナ	(カ)	英字			
710	事業仮契約書 (案)			引渡前の解除	34	第77条	1						当該出来高部分には、開業費(金融費用も含む)、設計費、工事監理費等のサービス購入費(設計・建設費相当)の全ての費目は含まれるとの理解でよろしいでしょうか。 (以降の条文においての「出来高部分」についても同様でしょうか)	出来高は、実際に業務が行われた結果としての出来高とお考え下さい。
711	事業仮契約書 (案)			引渡日前の解除	34	第77条	1						“出来高”(以降の条項における“出来高”を含む)には、別紙1で規定されるサービス対価A・B・Cの対象となる全ての費用(割賦手数料部分を除く)が含まれるという理解で宜しいでしょうか。	質問No.710をご参照ください。
712	事業仮契約書 (案)			引渡日前の解除	34	第77条	1						出来高部分のうち、検査に合格した部分については、全て貴組合に買い受けて頂けるものと理解して宜しいでしょうか。	買取りのための検査が行われた場合は、お考えのとおりです。
713	事業仮契約書 (案)			引渡日前の解除	34	第77条	1						第77条1項において、「また、組合は、…相殺することにより決済することができる。」と規定されていますが、一方で第10条3項では履行保証保険の付保が義務付けられております。施設整備業務期間中に事業者帰責により本契約が解除となった際に、貴組合が施設の所有権を取得する場合は、違約金の支払については履行保証契約の保険金が優先的に充当されるべきであると思料されますので、出来高部分に係る対価は相殺の対象としないをいただようお願いいたします。	原案のとおりとします。
714	事業仮契約書 (案)			引渡日前の解除	34	第77条	1						事業者帰責により、契約が解除となった場合に貴組合が出来高部分を買受ける場合の買受代金には、解除時点まで及び解除時点から当該代金の支払日までの割賦手数料が含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	含まれません。
715	事業仮契約書 (案)			第77条 引渡日前の解除	34	第77条	1						第78条から第82条にも該当しますが、代金が解除前の支払スケジュールに従って支払われる場合、SPC存続に必要なその他費用も組合負担となるのでしょうか。	事業者帰責の場合は、組合は質問にある費用は負担しません。

No.	資料名	別紙	要求水準 別添資料	タイトル(項目名)	該当箇所							質問内容	回答	
					頁	第○	○	(○)	カナ	(カナ)	英字			
716	事業仮契約書 (案)			引渡日前の解除	34	第77条	1						「一括又は解除前の支払いスケジュールに従って支払う」とありますが、「解除前の支払いスケジュールに従って」支払われる場合は、契約上の金利が付与されるとの理解でよろしいでしょうか。	新たに追加する別紙9に示すとおりとします。
717	事業仮契約書 (案)			引渡日前の解除	34	第77条	1						出来高部分の買取は事業者と協議のうえ、合理的に判断していただけるという理解でよろしいでしょうか。	買取りに関しては、事業者と協議しますが、最終的な判断は組合が行います。
718	事業仮契約書 (案)			引渡日前の解除	34	第77条	1						違約金の算出に用いる施設整備費とは、消費税抜き金額であるとの理解でよろしいでしょうか。	消費税込みの金額とします。
719	事業仮契約書 (案)			引渡日前の解除	34	第77条	1						その全部又は一部を買い受けることができるとありますが、買い受けることができないのは、どのような場合でしょうか。	例えば組合が、出来高を買い取って事業を存続させることがかえって費用が高くなるなどで、組合の施設買取りが不合理又は住民・議会に対して説明できない場合等が考えられます。
720	事業仮契約書 (案)			引渡日前の解除	34	第77条	1						相殺後の残額を解除前の支払スケジュールに従って支払う場合は、金利も付してお支払い頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
721	事業仮契約書 (案)			引渡日以後の解除	34	第78条							事業者の責で契約が解除された場合に、不可抗力による損傷があった際は、違約金を超える損害があった場合には別紙2の規定に則り、超えた額に対して、当該年度の維持管理費の100分の1を上限に事業者が負担するとのことでよろしいでしょうか。	不可抗力による損害についてはお考えのとおりです。
722	事業仮契約書 (案)			引渡日以後の解除	34	第78条	1						年度の維持管理費は入札説明書別紙1サービス対価算定及び支払方法に記載の「サービス対価D」「サービス対価E」の合計との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
723	事業仮契約書 (案)			引渡日以後の解除	34	第78条	1						一括又は解除前のスケジュールに従って支払われる施設整備費の残額には、割賦手数料(スプレッド部分を含む)も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	解除前のスケジュールにより支払われる場合は、ご理解のとおりです。

No.	資料名	別紙	要求水準 別添資料	タイトル(項目名)	該当箇所							質問内容	回答	
					頁	第○	○	(○)	カナ	(カナ)	英字			
724	事業仮契約書 (案)			第78条 引渡日以後の解除	34	第78条	1						「又は前項により」は不要ではないでしょうか。	「又は前項」は削除します。
725	事業仮契約書 (案)			引渡日以後の解除	34	第78条	1						「第76条又は前項により」とありますが、「前項」は不要との理解でよろしいでしょうか。	質問No.724をご参照ください。
726	事業仮契約書 (案)			引渡日以後の解除	34	第78条	1						「第76条又は前項」の前項とはいずれの条項を指しているのでしょうか。	質問No.724をご参照ください。
727	事業仮契約書 (案)			引渡日以後の解除	34	第78条	1						「一括又は解除前の支払いスケジュールに従って支払う」とありますが、「解除前の支払いスケジュールに従って」支払われる場合は、契約上の金利が付与されるとの理解でよろしいでしょうか。	新たに追加する別紙9に示すとおりとします。
728	事業仮契約書 (案)			引渡日以後の解除	34	第78条	1						違約金の算出に用いる維持管理費とは、消費税抜き金額であるとの理解でよろしいでしょうか。	消費税込みの金額とします。
729	事業仮契約書 (案)			引渡日以後の解除	34	第78条	2						事業者は組合に対して必要な修繕費を支払うとありますが、これは合理的な範囲の費用を支払うとの理解でよろしいでしょうか。 また、支払いに代えて事業者にて修繕を行うことも可能であるとの理解でよろしいでしょうか。	前段については、合理的に見積もられた金額とご理解ください。後段については、その場合に組合が事業者に修繕を依頼することはありません。
730	事業仮契約書 (案)			引渡日以後の解除	34	第78条	4						「解体撤去費の金額の100分の10」は、「解体工事が未完了部分に相当する金額の100分の10」との理解でよろしいでしょうか。	解体撤去費(消費税込み)の100分の10です。
731	事業仮契約書 (案)			引渡日以後の解除	34	第78条	4						本項の意味は第78条1項 維持管理費相当額×10%の違約金に、更に解体撤去費×10%の違約金を加算するという理解で宜しいですか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	別紙	要求水準 別添資料	タイトル(項目名)	該当箇所							質問内容	回答	
					頁	第○	○	(○)	カナ	(カナ)	英字			
732	事業仮契約書 (案)			引渡日後の解除	34	第78条	5						「出来高に相応する金額を支払う」場合は、検査後直ちに、「(別紙1)サービス対価の算定及び支払方法」に則り、一括で支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	検査終了後、所定の手続により一括で支払われます。
733	事業仮契約書 (案)			組合の債務不履行による契約終了	35	第79条							当該事由により契約が終了した場合、事業者の逸失利益も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。(以下81条、80条においても同様の理解で宜しいでしょうか)	相当因果関係の範囲内にあるものについて、ご理解のとおりです。第80条については同様ですが、第81条においては、逸失利益は含まれません。
734	事業仮契約書 (案)			組合の債務不履行による契約終了	35	第79条	2						「・・・本件施設が完成している場合には・・・組合が全て取得するものとする。」とありますが、貴組合帰責による契約解除の場合は、必ず買い受けていただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
735	事業仮契約書 (案)			組合の債務不履行による契約終了	35	第79条	2						「本施設が完成」とは「完工確認通知書を受領した時」との理解でよろしいでしょうか。また、「未完成」とは「完工確認通知書を未受領の状態」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
736	事業仮契約書 (案)			組合の債務不履行による契約終了	35	第79条	3						組合の責における解除であっても「解除前の支払スケジュール」にて支払う旨規定されているが、「解除前のスケジュール」とは当初規定される40回の分割条件で支払うと理解すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
737	事業仮契約書 (案)			組合の債務不履行による契約終了	35	第79条	3						解約金(施設整備費)を解除前の支払スケジュールで支払う場合、SPCは支払完了まで解散出来ないものと思慮します。その際、当該SPC運営費用も組合にて負担されると考えて宜しいでしょうか。	組合の帰責事由により解除の場合、お考えのとおりです。
738	事業仮契約書 (案)			組合の債務不履行による契約終了	35	第79条	3						解除前の支払いスケジュールは超長期になります。金利等の負担を軽減するため、一括払いでの支払としていただけませんか。(以降条項においても同様にしていただけませんか。)	原案のとおりとします。

No.	資料名	別紙	要求水準 別添資料	タイトル(項目名)	該当箇所							質問内容	回答	
					頁	第○	○	(○)	カナ	(カナ)	英字			
739	事業仮契約書 (案)			組合の債務不履行による契約終了	35	第79条	3						一括又は解除前のスケジュールに従って支払われる施設整備費の残額には、割賦手数料(スプレッド部分を含む)も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	解除前のスケジュールにより支払われる場合は、ご理解のとおりです。
740	事業仮契約書 (案)			組合の債務不履行による契約終了	35	第79条	3						“事業者が被った損害”には、金融関連費用や事業者の逸失利益も含まれるのでしょうか。	相当因果関係の範囲内にあるものについては含まれます。
741	事業仮契約書 (案)			組合の債務不履行による契約終了	35	第79条	3						「本件施設が未完成である場合には、・・・出来高部分に相応する金額を・・・支払うものとする。」とありますが、この出来高に相応する代金には、解除時点まで及び解除時点から当該代金の支払日までの割賦手数料が含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	新たに追加する別紙9に示すとおりとします。
742	事業仮契約書 (案)			第79条 組合の債務不履行による契約終了	35	第79条	3						9行目に「一括又は解除前のスケジュールに従って」とありますが、「一括又は解除前の支払スケジュールに従って」が正ではないでしょうか。	「支払スケジュール」に修正します。
743	事業仮契約書 (案)			第79条 組合の債務不履行による契約終了	35	第79条	3						事業者への代金の支払いについて、引渡し前は一括又は解除前の支払スケジュールに従うとありますが、引渡し後は解除前のスケジュールのみとなっている理由をお示し下さい。第78条(引渡日以後の解除)では一括払いも規定されています。なお、契約終了事由が組合の債務不履行によるため、解除前の支払いスケジュールに従う場合、SPC存続に必要なその他費用(サービス対価F)は組合負担としていただきたいと存じます。	第79条は組合の帰責による解除であり、引渡し後で金利及びスケジュールが確定している場合に、一括払いにして事業者の返済スケジュールに影響が及ぶのは避けた方がよいとの判断により、解除前のスケジュールにより支払うこととしています。SPC存続の費用については、質問No.737をご参照ください。
744	事業仮契約書 (案)			組合の債務不履行による契約終了	35	第79条	3						「解体業務が完了していないときは、出来高部分に相応する額に限り支払う」とありますが、検査後直ちに、「(別紙1) サービス対価の算定及び支払方法」に則り、一括で支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	検査終了後、所定の手続により一括で支払われます。
745	事業仮契約書 (案)			組合の債務不履行による契約終了	35	第79条	3						「一括又は解除前の支払いスケジュールに従って支払う」とありますが、「解除前の支払いスケジュールに従って」支払われる場合は、契約上の金利が付与されるとの理解でよろしいでしょうか。	新たに追加する別紙9に示すとおりとします。

No.	資料名	別紙	要求水準 別添資料	タイトル(項目名)	該当箇所							質問内容	回答	
					頁	第○	○	(○)	カナ	(カナ)	英字			
746	事業仮契約書 (案)			組合の債務不履行による契約終了	35	第79条	3						組合は通知を行った時点において出来高部分を検査とありますが、事業者が通知を受け取った時点において検査を行うとの理解でよろしいでしょうか。	通知を受領後、事業者の申出により、速やかに検査を実施します。
747	事業仮契約書 (案)			組合による任意解除	35	第80条							組合は事業者に対し、「他に特段の理由を有することなくこの契約を解除することができる」とありますが、どのようなケースを想定しているのでしょうか。また、この場合でも「解除前のスケジュール」で支払う旨規定している理由を教えてください。	具体的に想定されるケースは現時点ではありません。また、この場合は組合都合による解除であり、一括払いとして事業者の返済スケジュールに影響が及ぶのは避けた方がよいとの判断により、解除前のスケジュールにより支払うこととしています。
748	事業仮契約書 (案)			組合による任意解除	35	第80条	1						当該解除より事業者が被った損害を賠償する、とありますが、ブレイクファンディングコスト等も含まれると思っで宜しいでしょうか。	相当因果関係の範囲内にあるものについては含まれます。
749	事業仮契約書 (案)			組合の債務不履行による契約終了	35	第80条	1						“事業者が被った損害”には、金融関連費用や事業者の逸失利益も含まれるのでしょうか。	相当因果関係の範囲内にあるものについては含まれます。
750	事業仮契約書 (案)			組合による任意解除	35	第80条	1						組合により任意解除が行われた場合、組合は事業者に発生した合理的な金融費用及び違約金を支払う旨を明記いただきたい。	原案のとおりとします。
751	事業仮契約書 (案)			組合による任意解除	35	第80条	1						「なお、本件施設が未完成である場合には、・・・出来高部分に相応する金額を・・・支払うものとする。」とありますが、この出来高に相応する代金には、解除時点まで及び解除時点から当該代金の支払日までの割賦手数料が含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	新たに追加する別紙9に示すとおりとします。
752	事業仮契約書 (案)			第80条 組合による任意解除	35	第80条	1						8行目に「解除前のスケジュールに従って」とありますが、「解除前の支払スケジュールに従って」が正ではないでしょうか。	「解除前の支払スケジュールに従って」に修正します。
753	事業仮契約書 (案)			第80条 組合による任意解除	35	第80条	1						解除前の支払スケジュールに従って事業者に代金が支払われる場合、契約終了事由が組合に任意解除であるため、SPC存続に必要なその他費用(サービス対価F)は組合負担としていただきたいと存じます。	質問No.737をご参照ください。

No.	資料名	別紙	要求水準 別添資料	タイトル(項目名)	該当箇所							質問内容	回答
					頁	第○	○	(○)	カナ	(カナ)	英字		
754	事業仮契約書 (案)			第80条 組合による任意解除	35	第80条	1					第77条、第78条及び第79条と異なり、事業者への代金の支払いが解除前の支払スケジュールのみとなっている理由をお示し下さい。	質問No.747をご参照ください。
755	事業仮契約書 (案)			組合による任意解除	35	第80条	1					「解除前の支払いスケジュールに従って支払う」とありますが、「解除前の支払いスケジュールに従って」支払われる場合は、契約上の金利が付与されるとの理解でよろしいでしょうか。	新たに追加する別紙9に示すとおりとします。
756	事業仮契約書 (案)			組合による任意解除	35	第80条	1					「本件施設が未完成」とは、「完工確認通知書が未受領の状態」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
757	事業仮契約書 (案)			組合による任意解除	35	第80条	1					組合は事業者に対して当該解除により事業者が被った損害を賠償するとありますが、間接損害や逸失利益も対象にして頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	相当因果関係の範囲内にあるものについて、ご理解のとおりです。
758	事業仮契約書 (案)			組合による任意解除	35	第80条	2					「解体業務が完了していないときは、出来高部分に相応する額に限り支払う」とありますが、検査後直ちに、「(別紙1) サービス対価の算定及び支払方法」に則り、一括で支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	検査終了後、所定の手続により一括で支払われます。
759	事業仮契約書 (案)			法令変更による契約の終了	36	第81条	2					「・・・本件施設が完成している場合には・・・出来高分に相応する代金を事業者に対して支払うものとする。」とありますが、この出来高に相応する代金には、解除時点まで及び解除時点から当該代金の支払日までの割賦手数料が含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	新たに追加する別紙9に示すとおりとします。
760	事業仮契約書 (案)			法令変更による契約終了	36	第81条	2					「本施設が完成」とは「完工確認通知書を受領した時」との理解でよろしいでしょうか。 また、「未完成」とは「完工確認通知書が未受領の状態」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
761	事業仮契約書 (案)			法令変更による契約の終了	36	第81条	2					当該出来高分に相応する代金を事業者に対して支払うとありますが、支払方法は一括払いでしょうか。	支払方法は一括又は解除前の支払スケジュールに従う方法のいずれかで、組合が定めるものとします。

No.	資料名	別紙	要求水準 別添資料	タイトル(項目名)	該当箇所							質問内容	回答	
					頁	第○	○	(○)	カナ	(カナ)	英字			
762	事業仮契約書 (案)			第81条 法令変更による契約の終了	36	第81条	3						第82条第3項にも該当しますが、本件施設が未完成である場合の事業者の代金の支払方法(一括払いか、解除前の支払スケジュールに従うのか)をお示し下さい。	質問No.761をご参照ください。
763	事業仮契約書 (案)			第81条 法令変更による契約の終了	36	第81条	3						第82条第1項にも該当しますが、対価の支払方法として一括払いは想定されていないのでしょうか。	事業仮契約書(案)に定めるとおりです。
764	事業仮契約書 (案)			法令変更による契約終了	36	第81条	3						「本件施設が完成し、組合がその所有権を取得しているときは」とありますが、「完成」が「完工確認通知書を受領した時」とすると、第50条により、組合が所有権を取得することから、「本件施設が完成しているものの、組合が所有権を取得していない」状況は起こり得ないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
765	事業仮契約書 (案)			法令変更による契約終了	36	第81条	3						「解除前の支払いスケジュールに従って支払う」とありますが、「解除前の支払いスケジュールに従って」支払われる場合は、契約上の金利が付与されるとの理解でよろしいでしょうか。	新たに追加する別紙9に示すとおりとします。
766	事業仮契約書 (案)			法令変更による契約終了	36	第81条	3						「すでに維持管理業務又は当該業務に着手するための初期投資を開始している場合、組合は、維持管理業務のための合理的な範囲に係る初期投資費用及び維持管理業務を終了させるために要する費用並びに当該終了の日までに履行した維持管理業務に係る対価(日割計算するものとする。)の未払額を事業者を支払う」とありますが、同様の規定を、第78条、第79条、第80条にも設けて頂きたいと存じます。	原案のとおりとします。
767	事業仮契約書 (案)			法令変更による契約終了	36	第81条	3						解除の日までに履行された維持管理業務がある場合には当該維持管理業務にかかる未払金(サービス対価D・E・Fの対象として事業者が支出済みの金額に対する未払金)は、当然に支払われるものとの理解でよろしいでしょうか。	維持管理費及びその他費用の業務履行分については、日割計算により金額を算出して支払います。
768	事業仮契約書 (案)			法令変更による契約の終了	36	第81条	3						当該初期投資に係る物の所有権は組合に移転とありますが、所有権を移転する予定でないものは含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	所有権を移転する予定のない物については、解除時に組合と協議して取扱を決定するものとします。

No.	資料名	別紙	要求水準 別添資料	タイトル(項目名)	該当箇所							質問内容	回答	
					頁	第○	○(○)	カナ	(カナ)	英字				
769	事業仮契約書 (案)			不可抗力による契約終了	36	第82条	2						「・・・本件施設が完成している場合には・・・出来高分に相応する代金を事業者に対して支払うものとする。」とありますが、この出来高に相応する代金には、解除時点まで及び解除時点から当該代金の支払日までの割賦手数料が含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	新たに追加する別紙9に示すとおりとします。
770	事業仮契約書 (案)			不可抗力による契約終了	36	第82条	2						「本施設が完成」とは「完工確認通知書を受領した時」との理解でよろしいでしょうか。 また、「未完成」とは「完工確認通知書を未受領の状態」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
771	事業仮契約書 (案)			不可抗力による契約終了	36	第82条	2						「当該出来高部分に相応する代金を事業者に対して支払う」とありますが、「本件施設が未完成」の時は、一括で支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	支払方法は一括又は解除前の支払スケジュールに従う方法のいずれかで組合が定めるものとします。
772	事業仮契約書 (案)			不可抗力による契約終了	36	第82条	2						出来高部分を検査し、合格した部分を買取るとのことですが、当該検査は、毎月組合に提出する進捗状況報告書に基づくとの理解でよろしいでしょうか。	買取り時に改めて検査を実施します。
773	事業仮契約書 (案)			不可抗力による契約終了	36	第82条	3						「本件施設が完成し、組合がその所有権を取得しているときは」とありますが、「完成」が「完工確認通知書を受領した時」とすると、第50条により、組合が所有権を取得することから、「本件施設が完成しているものの、組合が所有権を取得していない」状況は起こり得ないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
774	事業仮契約書 (案)			不可抗力による契約終了	36	第82条	3						「解除前の支払いスケジュールに従って支払う」とありますが、「解除前の支払いスケジュールに従って」支払われる場合は、契約上の金利が付与されるとの理解でよろしいでしょうか。	新たに追加する別紙9に示すとおりとします。
775	事業仮契約書 (案)			不可抗力による契約終了	36	第82条	3						解除の日までに履行された維持管理業務がある場合には当該維持管理業務にかかる未払金(サービス対価D・E・Fの対象として事業者が支出済みの金額に対する未払金)は、当然に支払われるものとの理解でよろしいでしょうか。	維持管理費及びその他費用の業務履行分については、日割計算により金額を算出して支払います。

No.	資料名	別紙	要求水準 別添資料	タイトル(項目名)	該当箇所						質問内容	回答
					頁	第○	○(○)	カナ	(カナ)	英字		
776	事業仮契約書 (案)			事業期間終了に際しての処置	37	第83条	1				「事業者は～自らの費用で実施しなければならない」との記載がありますが、事業者に帰責する場合に限定していただきたく存じます。	原案のとおりとします。
777	事業仮契約書 (案)			事業関係終了に際しての措置	37	第83条	1				事業者は、～(省略)また、事業者は、本件施設が要求水準を満たすよう必要な修繕をし、自らの費用で実施しなければならない。とありますが、「経年劣化によるものを除く」という条文を追記して頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。経年劣化により要求水準を満たさないものがある場合には、補修等が必要です。
778	事業仮契約書 (案)			終了手続の負担	37	第84条					終了手続に伴い発生する諸費用の事業者負担につきましては、事業者に帰責する場合に限定していただきたく存じます。	原案のとおりとします。
779	事業仮契約書 (案)			終了手続きの負担	37	第84条					「終了手続きに伴い発生する諸費用等」は事業者負担とされていますが、「終了」が第79条または第80条による場合は、組合で負担頂きたいと存じます。	原案のとおりとします。
780	事業仮契約書 (案)			終了手続きの負担	37	第84条	1				事業関係終了の事由が組合の事由による場合の費用負担は組合の負担との理解で宜しいでしょうか。	原因のいかんにかかわらず、事業者側で業務終了に際して発生する諸費用は事業者負担となります。
781	事業仮契約書 (案)			終了手続きの負担	37	第84条	1				貴組合の債務不履行や任意解除による業務終了手続きに伴い発生する諸費用等は、貴組合の負担という理解で宜しいでしょうか。	質問No.780をご参照ください。
782	事業仮契約書 (案)			通知の付与及び協議	39	第89条	1				「履行期日における履行義務を免れる」とありますが、組合の割賦債務の支払いは、履行期日に履行されるとの理解でよろしいでしょうか。	業務確認等の所定の手続を経た支払については履行期日どおりに支払われます。
783	事業仮契約書 (案)			秘密保持	40	第94条					「自己の出資者」とありますが、「自己の構成員又は協力企業」の誤りとの理解でよろしいでしょうか。	「落札者を構成する構成員及び協力企業」に修正します。

No.	資料名	別紙	要求水準 別添資料	タイトル(項目名)	該当箇所						質問内容	回答	
					頁	第○	○(○)	カナ	(カナ)	英字			
784	事業仮契約書 (案)			延滞利息	41	第96条						「政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条に定める率」とありますが、同条文では「下回るものであってはならない」と規定されています。 ここでは、財務大臣が決定した率が適用されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
785	事業仮契約書 (案)			解釈	41	第97条	2					この契約、要求水準書には質疑回答も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	契約書には質疑回答は含まれません。要求水準書には、質疑回答も含まれます。
786	事業仮契約書 (案)			第97条 解釈	41	第97条	2					第97条(解釈)の認識についてですが、個別対話が含まれておりません。つまり、個別対話は参加自由であることから、組合の意見や考え方等について、特に効力が生じず、全ては契約書、業務要求水準書、提案書による、ものとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
787	事業仮契約書 (案)	1		別紙1 事業日程	44							維持管理業務の開始日、現庁舎の解体撤去工事着手日及び完了日を追記下さい。	別紙1については、契約締結時に具体的な記載内容の調整を必要に応じて行います。
788	事業仮契約書 (案)	1		別紙1	44							着工予定日は、中央消防署、山岸出張所、それぞれ別々に設定しても良いでしょうか。	別個に設定して構いません。
789	事業仮契約書 (案)	2		別紙2 不可抗力	45		1					事業者が善管注意義務を遵守し、かつ業務上不履行が認められない良好な事業遂行を行っているにも関わらず、不合理な住民運動が本施設に対して発生するような場合も、不可抗力に該当すると考えてよいのでしょうか。	質問No.690をご参照ください。
790	事業仮契約書 (案)	2		別紙2 不可抗力	45		1					来庁舎や見学者他、署員かつSPC要員以外の第三者により施設が損傷され、損傷自体がSPCに帰責性のないものについては不可抗力に起因し、要求水準書P86の6(2)に規定されているよう、修繕及び更新業務の対象外となるとの理解で宜しいでしょうか？	第三者が来庁者及び見学者ということであれば、ご理解のとおりです。

No.	資料名	別紙	要求水準 別添資料	タイトル(項目名)	該当箇所							質問内容	回答
					頁	第○	○	(○)	カナ	(カナ)	英字		
791	事業仮契約書 (案)	2		別紙2 不可抗力	45		1					実施方針の質疑回答No.79のご回答についてですが、復興需要の高まりによって既に発生しつつある工事費の高騰や労務・資機材の不足リスクが、不可抗力リスクとして取り扱われないような状況とは具体的にどのような状況を想定されているのかご教示ください。	工事費の高騰に関しては、質問No.97を参照してください。労務・資機材の不足については、そのときの状況や因果関係によりますので、一概にはいえません。
792	事業仮契約書 (案)	2		事業仮契約書(案)	45	別紙2	1	(1)				天災において、地震の震度階等詳細な定義は示されるのでしょうか。ご教示下さい。	特に示す予定はありません。
793	事業仮契約書 (案)	2		別紙2 不可抗力	45		2	(4)				「違約金を含む」とありますが、これは事業者の組合に対する債務ではなく、例えば本事業の契約条件の変更に伴う融資契約解除に対する違約金のような事であるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
794	事業仮契約書 (案)	2		別紙2 設計・建期間中の損害分担	46		3	(1)				3(1)設計・建期間中に発生した不可抗力による追加費用及び損害額については、現在の四会連合約款では工事請負者が相当な注意を払っていた場合「発注者負担」と規定されておりますが、事業者が1%まで負担する理由をご教示いただけますでしょうか。	PFI事業の一般的な取扱いにならったものです。
795	事業仮契約書 (案)	2		不可抗力による増加費用及び損害の負担	46	別紙2	3	(1)	イ			「本件工事の遅延又は中断、この契約の解除に伴う各種追加費用(契約解除の場合。)、本件施設の損傷復旧費用、」とありますが、遅延又は中断に伴う各種追加費用も対象となる場合、「本件工事の遅延又は中断、この契約の解除(契約解除の場合。)」に伴う各種追加費用、本件施設の損傷復旧費用、」の記述が適切と思慮いたします。ご確認をお願いいたします。	修正します。別途公表の事業仮契約書(案)の修正版をご参照ください。

No.	資料名	別紙	要求水準 別添資料	タイトル(項目名)	該当箇所						質問内容	回答
					頁	第○	○	(○)	カナ	(カナ)		
796	事業仮契約書 (案)	2		不可抗力による増加費用及び損害の 負担	46	別紙2	3	(2)	イ		「維持管理業務の遅延又は中断、この契約の解除に伴う各種追加費用、本件施設の損傷・復旧費用、残存物撤去費用、損害防止費用、解体撤去業務に係る上記3(1)イに記載する費用、この契約の解除に伴う各種追加費用(契約解除の場合。)等のうち、」とありますが、「維持管理業務の遅延又は中断、この契約の解除(契約解除の場合。)に伴う各種追加費用、本件施設の損傷・復旧費用、残存物撤去費用、損害防止費用、解体撤去業務に係る上記3(1)イに記載する費用等のうち、」の記述が適当と思慮いたします。ご確認をお願いいたします。	修正します。別途公表の事業仮契約書(案)の修正版をご参照ください。
797	事業仮契約書 (案)	6		別紙6	51						免責額は事業者の提案に委ねると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
798	事業仮契約書 (案)	6		別紙6	51		2	(2)			解体撤去業務については、1に掲げる保険に準じた保険に加入するとありますが、1の(2)第三者賠償責任保険のみに加入すればよく、1の(1)建設工事保険は不要という理解でよろしいでしょうか。	建設工事保険と第三者賠償責任保険の両方に加入してください。
799	事業仮契約書 (案)	6		別紙6	51		2	(2)			解体撤去業務に関する保険の保険契約者は、事業者又は当該受託企業との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
800	事業仮契約書 (案)	8		別紙8(88条関係)	53						法令の変更により事業者に生じた合理的な増加費用に、別紙2と同様に合理的な金融費用及び違約金が含まれることを明記いただきたい。	原案のとおりとします。
801	事業仮契約書 (案)	8		法令変更による増加費用及び損害の 負担	53	別紙8					法令変更により貴組合にご負担いただく増加費用及び損害のうち、10万円未満は事業者負担となっておりますが、10万円未満の根拠をご教授願います。事業者側では、収入は限られており、内部留保が不十分の場合、負担が困難と思料いたしますので、ただし書き以降は削除願います。	別紙8のただし書きを削除します。
802	事業仮契約書 (案)	8		事業仮契約書(案) 別紙8	53						ただし書きに「1回の法令変更に係る増加費用及び損害の額が10万円に満たないときは当該増加費用及び損害は生じなかったものとなす」とありますが、この場合の費用は事業者が負担することになるのでしょうか。	質問No.801をご参照ください。

No.	資料名	別紙	要求水準 別添資料	タイトル(項目名)	該当箇所							質問内容	回答
					頁	第○	○	(○)	カナ	(カナ)	英字		
803	事業仮契約書 (案)	8		別紙8	53	①						「本業務に類型的又は特別に影響を及ぼす」とありますが、「類型的」をどのような意味で使われているのか判じかねますので、平易に記載頂きたいと存じます。	原案のとおりとします。
804	事業仮契約書 (案)	8		別紙8	53							①…特別に影響を及ぼす法令変更とは、直接関係するという理解でよろしいでしょうか。	特別に影響を及ぼすとは、本事業にのみ影響が及ぶ(他事業には及ばない)という趣旨です。
805	事業仮契約書 (案)	8		別紙8 本業務に類型的又は特別に影響を及ぼす法令変更	53							類型的に影響を及ぼす法令変更とは具体的にどのような法令を指すのでしょうか。	本事業及び同類型の事業に影響が及ぶものを言います。
806	事業仮契約書 (案)			その他 瑕疵担保期間	-							設計図書に関する瑕疵担保期間の規定が見受けられませんが、一般的に規定されている建物竣工後2年間との理解でよろしいでしょうか。	第51条の瑕疵は設計の瑕疵を含みます。
807	事業仮契約書 (案)			リスク分担								実施方針 別紙1 リスク分担表に記載されたリスク分担について、事業仮契約書(案)の該当条文をご教授願いたい。	実施方針のリスク分担との照合は、質問者自身で行って下さい。
808	事業仮契約書 (案)			組合と盛岡市の別途工事								実施方針の質疑回答No.85のご回答にある組合と盛岡市の別途工事は具体的にどのようなものを示すのかご教示ください。	質問No.600をご参照ください。
809	事業者選定基準			定性審査 加点付与基準	3	3	3	(2)				加点付与規準にある五段階評価は、応募者間の相対評価で行われるのでしょうか、個々の絶対評価で行われるのでしょうか。	個々の絶対評価にて行います。
810	事業者選定基準			定性審査 加点付与基準	3	3	3	(2)				加点付与基準の評価区分について、採点基準区分の分け方の指標をご提示ください。	審査方法等について、公表資料以外に資料等を公開する予定はありません。
811	事業者選定基準			定性審査項目 維持管理 防災学習コーナー保守管理業務	6	3	3	(2)	2	(5)		内容の更新とありますが、貴組合が求める更新周期あるいは時期などをお示し頂けないでしょうか。	業務要求水準書P87をご参照ください。

No.	資料名	別紙	要求水準 別添資料	タイトル(項目名)	該当箇所							質問内容	回答
					頁	第○	○	(○)	カナ	(カナ)	英字		
812	事業者選定基準			定性審査項目 維持管理 ライフサイクルコスト計画	6	3	3	(2)	2	(7)		記載されているPAL値・CEC値とは「建築物に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主の判断の基準」(平成11年通商産業省・建設省告示、最終改定平成15年)における別表第1の(4)事務所等の欄における各数値以下と考えてよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
813	事業者選定基準			定性審査項目 事業計画	6, 7	3	3	(2)	3			SPCは、事業計画が不十分のため資金不足が発生した場合、デフォルトし庁舎が防災拠点としての役割を果たせなくなる懸念があります。よって、事業計画は要であり、施設整備の配点に比較し事業計画の配点が低いと考えますので、点数の配分の変更をお願いします。	原文のとおりとします。
814	事業者選定基準			定性審査項目 事業計画 地域経済への配慮	7	3	3	(2)	3	(5)		地域の大型施設整備にも関わらず、「地域経済への配慮」が全体の配点に占める割合が4%、配点6点と高くないようにお見受けいたします。これでは事業者側で地域経済への配慮に対するインセンティブが高まらない可能性があり、結果として地域経済の振興という本事業の主旨とそぐわない虞があるため、予定価格5,710百万円のうち地域経済に資金が回るように「地域経済への配慮」の配点の比重を高くすることにつきご再考いただければと存じます。また、本項目の配点に対する貴組合の考え方をご教示いただければと存じます。	原文のとおりとします。
815	様式集			入札参加資格確認審査に関する提出書類 様式2-6~10	1	第1	2					「契約書の写し等」とは、契約書の表紙に加え、仕様書及び一般図面も必要なのでしょうか。	仕様書は必要ですが、一般図面は不要です。
816	様式集			入札参加資格確認審査に関する提出書類 様式2-12	1	第1	2					会社概要は自由書式のようなのですが、最低限記入しなければならないことはございますか。 また、様式はA4版 1枚程度でよろしいでしょうか。	特に指定する事項はございません。またA4判1枚でも結構です。
817	様式集			企業名の記載	5	第2	1	(1)				正1部においては、企業名及び企業を類推できる記載は可、との認識でよろしいでしょうか。また、副20部において記載不可の対象企業は、構成員と協力企業であるとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
818	様式集			企業名の記載	5	第2	1	(1)				副本で記載が禁じられている企業名とは、入札参加者、すなわち代表企業、構成員、協力企業であり、金融機関、保険会社、アドバイザー、構成員あるいは協力企業の下請企業等の名称は記載可能との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	別紙	要求水準 別添資料	タイトル(項目名)	該当箇所							質問内容	回答
					頁	第○	○	(○)	カナ	(カナ)	英字		
819	様式集			書式等	5	第2	1	(3)	ア			様式8-6に関してはA3版横長でよろしいでしょうか？	A3判横長で結構です。
820	様式集			書式等	5	第2	1	(3)	エ			「提案補足資料(合計でA4判10枚まで)」とありますが、各様式(様式10、様式12)毎に10枚まで添付できるとのことによろしいでしょうか。	様式7、様式8、様式10、様式12の合計で10枚までとします。
821	様式集			書式等	5	第2	1	(3)	エ			提案補足資料の添付に関しては、様式10及び様式12以外の様式には認められないとのことによろしいでしょうか。	様式7及び様式8に関する提案補足資料の添付も可能です。また、様式9に係る補足説明(関心表明書等)は、添付可能です。
822	様式集			書式等	5	第2	1	(3)	エ			図面集に対する提案補足資料は括弧書きによりA3判3枚までとあり、その後に、なお、当該補足資料はページ数制限の対象としないと、ありますが、どちらが正しいのでしょうか。	様式12の図面集において、補足資料としてA3判の資料を3枚までは提出して頂くことが可能との意味です。例えば、新庁舎外観透視図はA3判2枚との制限がありますが、補足資料はその制限枚数に含めないとの意味です。
823	様式集			書式等(提案補足資料)について	5	2	1	(3)	エ			様式7、様式8、様式10及び様式12に対する提案補足資料は、内容に応じて各様式の後に添付することは可能でしょうか。	様式集を修正し、各様式の後に添付することを可能とします。ただし、補足資料であることが分かるように、明記してください。
824	様式集			書式等(提案補足資料)について	5	2	1	(3)	エ			各様式に関する提案補足資料は、各様式ごとの採点に反映されると考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
825	様式集			書式等	5	2	1	3	エ・オ			エにおいて、提案補足資料(A4、10枚まで)を様式11-2の後に添付可とありますが、一方オにおいて、複数ページにわたるときは番号(1/3等)を記載とあります。様式11-2の後にまとめて添付した場合、この番号の関連づけが分かりづらいため、提案補足資料を各様式後にそれぞれ添付する形を認めて頂けないでしょうか。	質問No823をご参照ください。
826	様式集			通し番号	5	2	1	(3)	キ			書類ごとに通し番号を振ること、とありますが、各書類の表紙のみに通し番号を振れば足るとの理解で宜しいですか。	各様式ごとに、1から順に通し番号を付してください。
827	様式集			CD-ROMの提出	5	第2	1	(4)				電子データの形式に関してはPDFデータでよろしいでしょうか。特に様式12施設整備計画図面集に関しては、各種CADデータを利用するためPDFデータとさせていただきます。	PDFで結構ですが、文字部分はコピーできる形式としてください。ただし、様式-2～様式6-17、様式7-17、様式8-6、様式10-4、様式10-9については、EXCELデータとってください。

No.	資料名	別紙	要求水準 別添資料	タイトル(項目名)	該当箇所							質問内容	回答
					頁	第○	○	(○)	カナ	(カナ)	英字		
828	様式集			CD-ROMの提出	6	第2	1	(4)				1枚のCD-ROMに正・副それぞれのデータを保存して提出すれば宜しいのでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、保存に際しては、正・副のフォルダを分けてください。
829	様式集			CD-ROMの提出	6	第2	1	(4)				CD-ROMに保存して提出するデータのフォーマットやバージョンのご指定がありませんが、PDF、あるいは、WordやExcelでしょうか。具体的にご指定下さい。なお、様式12については、PDFでの提出をお認めいただきたいと存じます。	質問No.827をご参照ください。
830	様式集			CD-ROMの提出	6	第2	1	(4)				CD-ROM提出のデータ形式について、表計算の様式はエクセル(Excel)形式で提出となると理解しますが、公告データは、1ファイルに作成されております。データは様式別のファイル作成とすればよろしいでしょうか、ご教示願います。	様式別のファイル作成で結構です。
831	様式集			CD-ROMの提出	6	第2	1	(4)				図面集の提案書は、ワード(Word)形式で提出でしょうか、PDFデータは可能でしょうか、ご教示願います。	質問No.827をご参照ください。
832	様式集			CD-ROMの提出	6	2	1	(4)				提出するCD-ROMは正・副それぞれ1部で宜しいですか。ア〜キのデータはpdf形式で宜しいですか。	質問No.828をご参照ください。
833	様式集			CD-ROMの提出	6	2	1	4				提出の電子データは全てPDF形式によるものと考えて宜しいか。	質問No.827をご参照ください。
834	様式集			CD-ROMの提出	6	第2	18	(4)(5)(9)				提出するCD-ROMのデータ形式は表計算様式以外はPDF形式として解像度の指定はないものと考えてよろしいでしょうか。	質問No.827をご参照ください。解像度の指定はございません。
835	様式集			入札参加資格確認審査に関する提出書類の提出要領	6	第2	3	(2)	ア			左綴じし、とありますが、左上角をホチキスで綴じればよろしいでしょうか。	ファイル綴じとしてください。なお、様式2-1～2-11までをファイル綴じとしてください。
836	様式集			入札参加資格確認審査に関する提出書類の提出要領	6	第2	3	(2)	イ			企業ごとにA4ファイルに綴じ、とありますが、一つのファイルに、企業ごとにまとめて綴じればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	別紙	要求水準 別添資料	タイトル(項目名)	該当箇所							質問内容	回答
					頁	第○	○	(○)	カナ	(カナ)	英字		
837	様式集			入札参加資格確認審査に関する提出書類の提出要領	6	第2	3	(2)	イ			本事業では応募グループ名の記載が求められていませんが、様式2-12及び添付書類を綴じるファイルの表紙あるいは背表紙に代表企業名の記載は不要でしょうか。	「(代表企業名)グループ」と記載してください。
838	様式集			提案書及び設計説明書に関する提出要領	7	第2	1	(7)				正・副の違いが分かるよう、ファイルの表紙に「正」、「副」を記載する必要はないのでしょうか。	「正」、「副」を記載してください。
839	様式集			提案者記号	7	2	3	(7)				提案者記号を記載し、とありますが、提案者記号は入札参加資格確認審査の結果通知とともに通知されるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
840	様式集			施設整備計画図面集の提出要領	7	第2	1	(8)				正・副の違いが分かるよう、ファイルの表紙に「正」、「副」を記載する必要はないのでしょうか。	質問No.838をご参照ください。
841	様式集			施設整備計画図面集の提出要領	7	第2	3	(8)	オ	カ		各施設整備計画図面において、同紙面余白部分に説明や透視図等を表記することはよろしいでしょうか。	説明や透視図等を適宜、表記頂いて結構です。
842	様式集			様式2-3 入札参加者の構成員及び協力企業構成表								様式2-4(委任状)にも該当しますが、東北支店長に年間委任状を出しており、入札等は支店長名で行っているため、登録名簿に合わせ、「商号又は名称」は東北支店名、所在地は支店所在地、代表者は支店長の記名押印で宜しいでしょうか。	本事業に関する委任状を提出してください。委任状については、様式5-2を準用してください。
843	様式集			様式2-6および2-7(設計企業、工事監理企業の参加資格確認等申告書の実績の取り扱いについて)								様式2-7、2-6参加資格確認等申告書において、一級建築士事務所の登録および盛岡市競争入札参加資格者名簿の登録が証明できる資料に加え、実績を証明できる資料(契約書等)を添付することと記載されておりますが、入札説明書においては、設計企業および工事監理企業の参加要件として盛岡市競争入札参加資格者名簿に登録されている者かつ一級建築士事務所登録を行っている者とのみ記載されており実績に関する記載はございませんので、実績を証明できる資料(契約書等)は不要との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
844	様式集			様式2-6,2-7,2-8,2-10 参加資格確認等申告書								※2で、実績を証明できる資料(契約書の写し等)を添付して提出して下さい、とありますが、実施方針等に対する質問の回答No.51、並びに、入札説明書P7(3)入札参加資格の構成員等の資格要件より、維持管理企業以外は実績資料添付は不要との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	別紙	要求水準 別添資料	タイトル(項目名)	該当箇所							質問内容	回答
					頁	第○	○	(○)	カナ	(カナ)	英字		
845	様式集			様式2-6、2-7、2-8、2-9、2-10								様式2-6～10における「構成員、又は協力企業の別」について、いずれかを囲むこととされておりますが、代表企業については構成員を囲めばよいのでしょうか？	ご理解のとおりです。
846	様式集			様式2-6、2-7、2-9、2-10								様式2-6、様式2-7、様式2-9、様式2-10における「盛岡市有資格者名簿」欄の記載についてですが、平成25年度における盛岡市への競争入札参加資格審査を申請中の企業は、当該欄における資格開始年月日をどのように記載すれば宜しいのでしょうか？	「平成25年6月1日予定」と記載してください。
847	様式集			様式2-6、2-7、2-8、2-10								欄外に“※2 上記実績を証明できる書類(契約書の写し等)を様式2-11に添付して提出”とありますが、入札説明書において業務実績が要件となっているのは、維持管理企業のみですし、様式2-2においても、実績欄が設けられているのは維持管理企業のみです。維持管理企業以外の企業については、“実績を証明できる書類(契約書の写し等)”の添付・提出は不要、という理解で宜しいのでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、上記実績を証明できる書類(契約書の写し等)は様式2-11に添付するのではなく、様式2-12に添付するようにしてください。様式を修正します。
848	様式集			様式2-8 参加資格確認等申告書(建設企業)								資格者数の欄に「その他一級建築施工管理技士と同等以上の資格を有する者」の人数の記載をお求めですが、具体的にはどの資格の人数を記載すれば宜しいのでしょうか。	「その他一級建築施工管理技士と同等以上の資格を有する者」を削除します。
849	様式集			様式2-8								資格者数の欄、「その他一級建築施工管理技士と同等以上の資格を有する者」とは具体的にどのような資格の者かご教授願います。	質問No.848をご参照ください。
850	様式集			様式2-12								⑤の法人税納税証明書及び⑥の消費税納税証明書は、まとめて「その3の3」の証明書を提出しても宜しいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
851	様式集			様式2-12								設計企業、工事監理企業、建設企業の場合、企業の実績、個人の資格・業務実績は問われていません。⑫及び⑬に添付する資料は必要ないと考えて宜しいのでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	別紙	要求水準 別添資料	タイトル(項目名)	該当箇所							質問内容	回答
					頁	第○	○	(○)	カナ	(カナ)	英字		
852	様式集			様式2-12								表の⑤法人税納税証明書及び⑥消費税納税証明書についてですが、当該証明書については、納税証明の種類における「その3の3」(法人税と消費税及び地方消費税につき未納税額がないことの証明書)を1枚のみ添付すれば、⑤及び⑥の添付書類として充足されるとの理解で宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。なお、「その3の3」(原本)については、様式2-3に入札参加者の構成員及び協力企業として記載された企業のを提出してください。
853	様式集			様式2-12								表の⑨企業単体の減価償却明細書についてですが、有価証券報告書における「有形固定資産等明細表」に、減価償却費及び減価償却累計額等の記載がございますので、当該資料の添付を以って代えさせて頂くことで宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。
854	様式集			様式2-12								表の⑩にて“企業の業務実績を証明できる書類(契約書の写し等)”とありますが、入札説明書において業務実績が要件となっているのは、維持管理企業のみですし、様式2-2においても、実績欄が設けられているのは維持管理企業のみですので、維持管理企業以外の企業については、“企業の業務実績を証明できる書類(契約書の写し等)”の提出は不要、という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
855	様式集			様式2-12								表の⑩にて“企業の業務実績を証明できる書類(契約書の写し等)”とありますが、契約の相手方との守秘義務がある為、契約書の内容全てを開示することが困難な場合、部分的に黒塗りする等、契約書の一部の写しを提出することでも問題無いでしょうか。	黒塗りは認められません。
856	様式集			様式2-12 添付書類提出確認書								確認ですが様式2-12(添付書類提出確認書)⑩連結決算関連資料については、未上場企業であり、連結決算が義務付けられている企業ではないため、現状では連結決算書類を作成しておりませんが、提出不要との理解で、よろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
857	様式集			様式2-12 添付書類提出確認書								様式2-12(添付書類提出確認書)⑬個人の資格・業務実績を証明できる資料(契約書の写し等)とありますが、どういう場合に添付する必要があるのか、教えて頂けますでしょうか。	⑬個人の資格・業務実績を証明できる資料(契約書の写し等)は削除します。

No.	資料名	別紙	要求水準 別添資料	タイトル(項目名)	該当箇所							質問内容	回答
					頁	第○	○	(○)	カナ	(カナ)	英字		
858	様式集			様式2-12 添付書類提出確認書								今回の質疑回答日が3月14日であり、資格審査について大きな変更があった場合、3月15日から提出する参加表明に間に合いませんので、早めにご回答をいただけますと幸いです。ご検討のほどよろしくお願ひします。	質問No.26をご参照ください。
859	様式集			様式2-12 添付書類提出確認書								当社は支店名で市の一般競争入札参加者名簿に登録しているため、様式2-3及び2-4に合わせ、③と④については、支店長印の印鑑証明書、使用印鑑届を提出することはお認めいただけるのでしょうか。	認めます。質問No.842もご参照ください。
860	様式集			様式2-12 添付書類提出確認書								納税証明書を提出する趣旨は法人税等を滞納をしていないことを証明することであると思われます。⑤と⑥はその3-3を提出すれば宜しいのでしょうか。	ご理解のとおりです。質問No.852をご参照ください。
861	様式集			様式2-12 添付書類提出確認書								⑦商業登記簿謄本については、現在事項全部証明書を提出すれば良いのでしょうか。	ご理解のとおりです。
862	様式集			様式2-12 添付書類提出確認書								有価証券報告書を作成していない場合、決算報告書を提出することになります。決算報告書に原本証明印を押印する必要はあるのでしょうか。	決算報告書に原本証明は必要です。また、会社定款についても同様に最新の定款に原本証明が必要です。
863	様式集			様式2-12 添付書類提出確認書								本事業の入札参加資格要件として⑬は求められていません。⑬は削除して宜しいのでしょうか。	質問No.857をご参照ください。
864	様式集			様式2-12 添付書類提出確認書								「入札参加者確認欄」には、様式2-1と同様に「○」を記載すると思料しますが、資料が無いあるいは不要な場合(連結子会社が無い場合の⑩、維持管理企業以外の⑫)は「不要」と記載すれば宜しいのでしょうか。	不要と記載すれば結構です。
865	様式集			様式2-12 添付書類提出確認書	2-12							入札参加者確認欄は、○印等、チェックしたことが分かる印を記入すればよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	別紙	要求水準 別添資料	タイトル(項目名)	該当箇所						質問内容	回答
					頁	第○	○	(○)	カナ	(カナ)		
866	様式集			様式2-12 添付書類提出確認書 ⑤、⑥							⑤、⑥の納税証明書は、その3-3を提出すれば宜しいですか。	ご理解のとおりです。
867	様式集			様式2-12 添付書類提出確認書 ⑦							⑦商業登記簿謄本については、現在事項全部証明書を提出すれば宜しいですか。	質問No.861をご参照ください。
868	様式集			様式3-2 個別対話における議題取 上書							議題件数については上限を設けない、とうことで宜しいですか。	議題件数については上限を設けませんが、対話時間の制約があるため、優先度の高い順に記入してください。
869	様式集			様式5-2 委任状	5-2						委任者は代表企業でよろしいでしょうか。また、代理人は書類提出時に持参すべきものはございますか。	委任者は代表企業で結構です。代理人は、代理人本人であることが確認できる証明書を持参してください。証明書の種類については問いませんが、顔写真があるものとします。
870	様式集			様式5-5 入札及び提案書類の確認 書	5-5						入札参加者確認欄は、○印等、チェックしたことが分かる印を記入すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
871	様式集			様式6-2 入札価格内訳書							サービス対価F(その他費用)の記載方法を教えてくださいませんか。	様式6-2にサービス対価Fの記載欄を追加します。
872	様式集			様式6-2 入札価格内訳							費目欄に「その他費用(サービス対価F)」の記載がありません。どこに記載すれば宜しいでしょうか。	質問No.871をご参照ください。
873	様式集			様式6-3 様式6-4 様式6-5							「その他費用」のうち、新庁舎、出張所及び解体撤去のいずれにも明確に区分けできないものについては事業者の判断により分けてよろしいでしょうか。	新庁舎に含めてください。
874	様式集			様式6-10、6-11							支払対象期間は第1回目のみ5ヵ月となり、第2回目以降第40回目まではそれぞれ6ヵ月となっておりますが、“設計・建設の対価の計(c)”に就いては、全ての回の金額を同額とする、という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	別紙	要求水準 別添資料	タイトル(項目名)	該当箇所						質問内容	回答
					頁	第○	○	(○)	カナ	(カナ)		
875	様式集			様式6-16							欄外に“※3 不動産に係る登録免許税及び不動産取得税は含めないでください。”とありますが、不動産の取得手続きは貴組合にて実施し、当該コストは貴組合にて負担する、という理解で宜しいでしょうか。	質問No.634をご参照ください。
876	様式集			様式6-16 投資計画及び資金調達計画書	6-16						投資計画及び資金調達計画書は現庁舎及び出張所の区分なく作成するという理解でよろしいでしょうか。	投資計画及び資金調達計画書は新庁舎及び出張所の区分なく作成していただいて結構です。
877	様式集			様式6-16 投資計画及び資金調達計画書				(2)			※1初期投資費用とはSPCの設立費用や契約印紙代は含まれるのでしょうか。	含まれます。
878	様式集			様式6-16 投資計画及び資金調達計画書				(4)			※4出資者名及び金融機関名については具体名を記入してください。とありますが、様式集5頁-1共通事項(1)に副20部において企業名及び企業を類推出来る記載は行わない事とあります。どちらが優先されますか。	様式6-16については、具体名を記入してください。質問No.818もご参照ください。
879	様式集			長期収支計画表 様式6-17							(1)損益計算書中の「その他収入」の想定項目があればご提示ください	特に想定はしておりません。
880	様式集			長期収支計画表 様式6-17							(4)評価指標中の「元利返済前CF(現在価値:割引率2%)」の割引率2%について基準年度をご提示ください。	H25年度を初年度とし、H26年度から割引率がかかるかたちで計算してください。
881	様式集			様式8-6 修繕計画表	8-6						項目欄に別紙3-2で示されている備品の更新に関する項目がないように思われますが、適宜、項目を追加して記入するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
882	様式集			様式9-4				※			確認ですが「本様式内に添付・記載してください」とありますが、添付資料と併せて本様式3枚以内という理解で宜しいでしょうか	ご理解のとおりです。

No.	資料名	別紙	要求水準 別添資料	タイトル(項目名)	該当箇所							質問内容	回答
					頁	第○	○	(○)	カナ	(カナ)	英字		
883	様式集			様式10_7～11								「記入欄は適宜調整してください。」とありますが、備考欄を無くす事は可能ですか。	備考欄も含めて調整いただいて結構です。
884	様式集			様式12_1～2								(A3判 縮尺任意)、(A3判1枚 カット数自由)(A3判2枚 鳥瞰・目線)という表現がありますが、A3版のみの標記は、枚数自由、A3版1枚、2枚と標記にある図面は、枚数制限ありという事でよろしいですか。	ご理解のとおりです。